14.2ハ
178

0026473000

0026473-000

14．2ハ－178

全国産業組合要覧並役職員録

協同組合新聞社・編

協同組合新聞社

昭和１６年版

昭和１６

ADF

エトスJ18

心臓の強化・健康の回復に

貴重動物精膽療法のお奨め

「麝香、犀角、熊膽、牛黄」其他數種

上に掲げた様な症狀の方は、いろ〳〵の原因から體内の抗病ホルモンが不足して、心臓や肺、うく膽、胃等の大切な器官が次第に衰弱して行きます。

こうした時の養生に、割り切つた身體にもよく適ひ、効目がよいと喜ばれる臺湾ホルモン剤の「救心」をお奨め致します。

「救心」の成分は「麝香、犀角、熊膽、牛黄、龍腦」其他數種のホルモン質で、現代醫藥界でも東亞民族が昔から服慣れ非常に珍重して來た動物臓膽の

これ等の成分が内臓への吸收同化がよい事と、夫々獨特の優れた藥効のある事が注目されてゐます。

病気は信用高い良藥を用ひ、安心して養生に勉めるのが全快への早道です。

東亞の名藥

貴重動物精膽ホルモン精劑

救心

發賣元 救心本舗
電話京橋二〇一・九〇四番
振替口座東京七二六番
東京市京橋區西八丁堀二丁目九ノ五

工処紀ヲ/18

組合主義の生命保險

千代田生命は保險加入組合員によつて
組織されて居ります
從つて一人の株主なく剩余金は組合員
に割戻されます
この理想的組織により會社は日に月に
大を加へつゝあります
一度當會社の內容を御研究下さい

千代田生命保險相互會社

本社　東京　丸の內
支部　全國樞要地

＝案內贈呈＝

逓信省
16.1.23
(版)

資產　四億三千萬圓
契約高　二十七億圓
（昭和十五年十一月末）

（昭和十五年十二月　商工省届濟）

舌もつれ・耳鳴・頭重・めまい・肩凝に悩む
中風・高血壓・腎臟の人は

至急ハガキください！

*論より證據に→

手足ふるへ、舌が吊り、寢起きも不自由で居た中氣患者の血壓を下げ、シビレを取り、氣持ちよく快方へ向はせる「松石南の精錠」が今各地で逆も評判になつて居ります。

內容は其の名の示す通り高山岳の赤松と、漢方で偉效を知られた石南の精素に著名な現代醫業を配合したものですが、之を服用すると血壓は引下り、腎臟は治り、頭が重くハツキリし、肩凝、眩暈を忘れ不隨な足腰が段々恢復して心持のイラ〳〵も治り把過の早さは驚く程です。

お氣の毒な中風、腎臟病の方や、一步間違へば恐ろしい腦溢血を起すばかりの高血壓の方々へ、服めば直ぐに效きめの判る「松石南の精錠實驗藥と治療法書」御送呈申上げますから、いつでもハガキでグランド社へ御申込み下さい。

のめば判るから

實驗藥無代送呈

東京市京橋
地番七目二丁目
（申込先）
グランド社
產名係

アキバの高き信用は犧牲的奉仕の一貫に盡く！

內閣・帝國陸海空軍御用達
東京九段下
アキバ徽章商會
電話九段33二六五一番・三二九七番
振替東京三三一一三番

ルウピー萬年筆

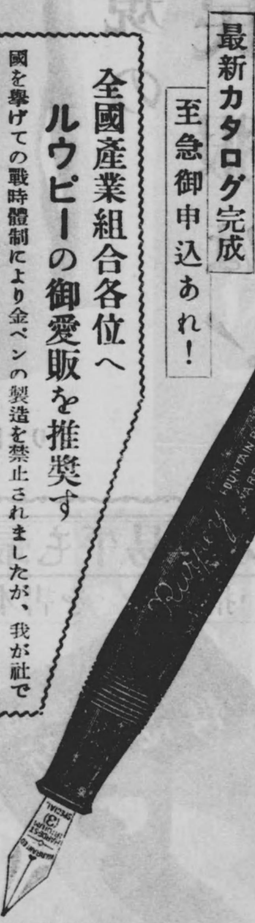

最新カタログ完成
至急御申込あれ！

最良品を最安價で……

全國の農家で大評判……

在庫豊富
出荷迅速

全國産業組合各位へ
ルウピーの御愛販を推奨す

國を擧げての戰時體制により金ペンの製造を禁止されましたが、我が社では早くから今日あるを期し、金ペン同樣の優秀なペンを完成せねばと鋭意研究に專心した結果、遂に金ペンの代用として非常時日本に誇るべきイリヂユームペンの製作に成功し、全く金ペン以上だとの信用を博して居ります。

今や全國至る處にルウピー萬年筆の愛用者があり、如何なる寒村僻地へとも本社の萬年筆が皆樣のお役に立つております。この齎行き絶大の我が社の萬年筆に諸賢各位の御考慮あらん事を切望致します。因に『家の光』へも隔月に發表して好評を得て居ります。

營業目錄

ルウピー萬年筆
ルウピーペン
ルウピーゴムペン
國ノ光萬年筆
各樣式高級萬年筆
各種御名入萬年筆
內地向專門製造
附屬品一式

大阪市住吉區天下茶屋

國ノ光社製作部

私書函天下茶局八二三
電話天下茶屋 五五〇三
地方專用 二八六四
振替大阪 五一八三四

丹頂歯ブラシ

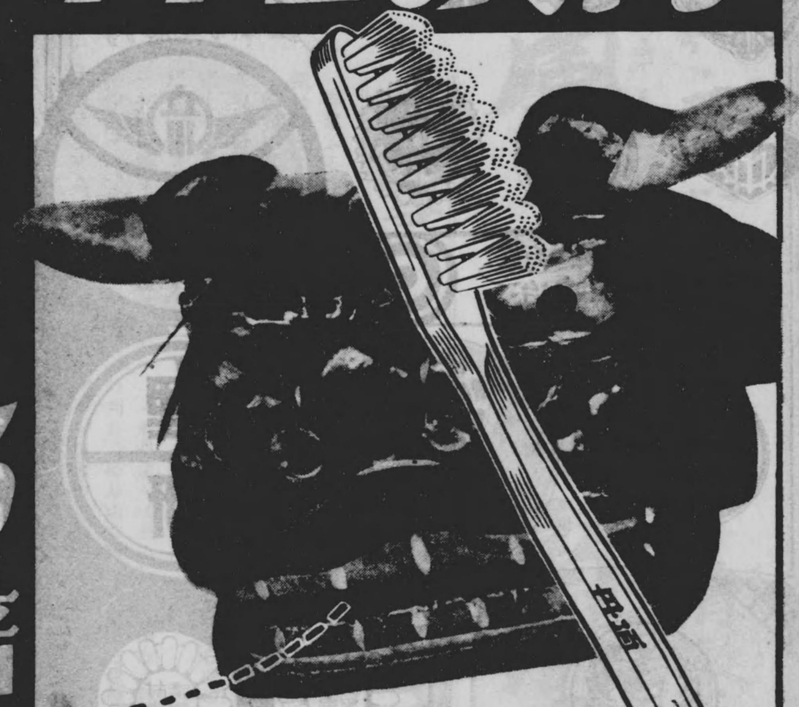

は耐久力 3倍

この毛の強さ この歯の強さ

合理的な…
丹頂は磨さにくい歯の內側に合致する獨特の中高植毛で、歯の內、外、咀嚼の3面共に、極めて歯觸りよく自在に磨かれる

衛生的な…
丹頂の淸掃力は奥歯の隅々まで徹底し、恐るべき齒槽膿漏の原因となる齒石の沈着を防ぎ、齒グキを丈夫に咀嚼力を3倍強化する

經濟的な…
丹頂は強靱無比の優秀毛質を厳選、折れず、抜けず、水切れよく、3倍強い、3倍お徳な國策的逸品！

丹頂	50セン
丹頂	35セン
丹頂	20セン
丹頂	17セン

本舗・三業商會・大阪市東區粉川町

正規の國民服は！

禮裝に平常着に

價格 三十五圓より

カタログ御入用の方は三錢切手封入御申越次第御送り致します

巴洋服店

養父福三

東京市豐島區巢鴨一ノ一五

電話大塚一二八〇

最も平易なる防空知識の普及書

本書を措いて他に無し

元警視總監 貴族院議員 宮田光雄先生序文

防空知識普及協會編纂

隣組防空必携

全國民一家一部ハ必要ノ寶典

大東亞共榮圏建設の大理想實現には國民の一人一人が國防の重責を果さねばならぬ國防の第一線は防空にありと斷言する

定價六十錢 郵稅金六錢

發行所 防空知識普及協會

東京市芝區一新(57)六 電話京橋(56)二二一一 振替東京一七五二番

讀者文ニ本書切取リ御申込ノ際ハ割引ス

割引證 防空知識普及協會 隣組防空必携

便秘に イチジク浣腸

▲小兒の便秘は急病の前振れです
▲御婦人の便秘は美容の大敵です
▲疫痢や腸カタル……小兒のヒキツケ等々寸刻を爭ふ應急手當に御忘れなく

主效 神經痛、リウマチス、婦人病、冷症、皮膚疾患、痔疾

試藥贈呈

定價 四日分 四十五錢 八日分 八十錢 廿四日分 二圓 徳用 五圓

家庭浴劑

美身 溫湯素

よい香で・よく温まる

乳白美身浴劑

治病と……美身に 完璧の誇り

イチジク印

イチジク製藥株式會社

東京・本所

電話墨田(63)三一五二番

新体制の淑髪は

この四種に決まりました！

日本理容聯盟指導部では、これまでのやうな派手な髪型や、物凄い電髪など一切を排し、活動的で、実用向で、しかも瀟洒やかな国策的淑髪四種を決定し、今後全国的に実施される事になりました。

養毛（シナイ）つや出し淑髪香油

ゴコー

淑髪四種…どの結髪をなさろうと香油はゴコー！生々した艶で驕らぬ自然の美しさを生しませう

大瓶 六五セン
中瓶 六〇セン
小瓶 四五セン

三種の薫りがあります
★ホワイトローズ気高く匂ふ
マーガレットゆかしく匂ふ
パイオレットやさしく匂ふ

水晶色
琥珀色
紅玉色

ゴコー整髪料本舗・昇英堂
京都市伏見区南部町

三ナト式

鼻の病

鼻の悪い人

ゼヒ一度試されよ！

△鼻が詰って苦しい人
△鼻が乾き炎れる人
△物の香の判らぬ人
△鼻汁が多く出る人
△記憶力の鈍い人
△頭痛、頭重に悩む人
△鼻カタル、蓄膿症
△肥厚性鼻炎、鼻茸、臭鼻症の方

無代進呈

茲に楽ドクトルの鼻病とは、どんなものか。鼻病の見分け方、治し方を説かれた最新治療法を無代進呈いたしますからお申込下さい。

（葉書、五十銭、二回五十銭、五回）

東京市日本橋区呉服橋三ノ七

楽製薬株式會社

電話日本橋三七〇〇番
振替東京三七〇八八番

偉大なる科學の進歩・光線醫療醫界の王座

紫外線 赤外線 可視線 綜合照射

實用新案特許第二〇九三一五號 リヤクタンス變壓裝置

カーボン太陽燈

治病効果の偉大なる光線療法

太陽光線が疾病治療に偉大なる効果を奏する所以は即ち紫外線赤外線可視線があるからで、紫外線は人體に生理作用を起し新陳代謝の促進造血、造骨設關細胞再正、免疫體生成、ヴイタミンの結成、カルシユームの代謝促進血壓降下血管の痙攣等生理的反應作用を起し可視線及び赤外線は透過性光線にして皮下組織に透過し血行を良好にし内分泌作用を旺盛にし、交感神經を調節し疼痛を去り快感を與へるのでこの三つの光線を合理的に放射する時は如何なる慢性頑固な疫病であつても必ず治癒せしむる事が出來る如斯貴重なる三光線の綜合照射機たる本機が御醫者代りに全國の家庭に歡迎使用せらるゝ事は當然の現象と言はねばならぬ。

太陽燈 光線療法の効果に就ては新聞雜誌やラヂオ等で知らない人はないのですが法外に高いものと思ふたり取扱が面倒の様に誤解してアキラメて居る方が多い様ですがそんな心配はなく一臺僅かに二拾五圓から色々ありましてドンナ慢性疫病でも家庭で氣樂に治療出來て一日一回の治療電力料共で六錢内外です。

○家庭用二號型は連續何人でも使用し得る大型リヤクタンスコイル裝置

獨逸シーメンス會社電極
獨逸コンランヂ會社電極

家庭用 荷 壹貫 四十五圓
家庭用 一號型 金壹貫 五十圓
造 二號型 金六貫 五十圓

販賣所々在
市立各病院
京成電鐵會社
東京瓦斯電氣工業株式會社
東京市電軌道局
電氣科學研究所
電氣治療器雜誌社
電氣治療器代理部

東京神田區神保町一ノ二〇
製造發賣元
東京醫療電機株式會社
電話神田二五六番
振替東京二八八〇番

特約販賣店募集 ●型錄進呈

保険こそ
時局下最適の
貯蓄です！

第一に長期の貯蓄であること
第二に時局に貢献すること
第三に有利であること
以上三點に缺くるところなき吾社の保險で貴下の貯蓄新体制を即時——
御實行下さい！

★配當が非常に多い
好利廻の國民貯蓄
特別養老保險

★保險料が極めて
安く掛け續け易い
普通養老保險

【保險案内贈呈】

大同生命

本社・大阪・土佐堀

養鶏農の確立は
時局下農村の急務

（直營種鶏放飼場の一部）

特に強健多産＝
放飼で鍛へた
精鋭鶏群

初生雛分讓

種鶏は……
國立種畜場系で理想的
放飼管理
孵化は……
新鋭裝置と年中無休
月産三十萬羽
鑑別正確

月刊時報無代進呈

名古屋昭和區廣路町石佛四三
直營種鶏放飼場

服部養鶏園

電話瑞穗局(73)〇四二七番
振替名古屋一七一二三番
西加茂郡三好村東山
電話三好三一番

營業種目
卵生産・中雛・種鶏
育雛器・孵卵器
産卵調查用品雛
雛・各種器具類

正しき印章

印章の知識

◎印章は我魂體にして信義を現し生命と財産を守護する重要なる實務にして其撰作に當りては最も細心なる注意が肝要です。弊堂では皆様へ御滿足を得る様責任を以て御撰作致します。

本書を見れば誰人にもスグ判る正しき「印章の知識」を無代進呈致します。

名古屋市中區大池町六丁目
諸印章ゴム印
太陽印堂
電話南二七四三番

全産業組合員に奬む

愛國洋服タンス布

本品は洋服タンスの代用で今大流行の飛ぶように賣れるキレイなカーテン張で室内裝飾となる兩側にはネクタイ掛付洋服掛は三個掛付着以上の洋裝具一切を收納出來往掛吊下の兩用になる完全なる解體式です。

本器の寸法（カーテン四尺二寸五分 間口一尺七寸五分 奥行一尺二寸五分）

今回鄙從來の盛正により代金引換が出來なくなりましたから品代金對共必ず前金お送り下さい。
一個の小包送料 内地三十三錢
二個の小包送料 〃 五十七錢

特製 定價 八圓五十錢
特上製 定價 九圓五十錢

（洋服掛三個添付 交機厚地カーテン）
（洋服掛三個添付厚地 落綿模様入カーテン）

産業組合よりの御注文は特別の御相談に應じます

伊藤利商店
名古屋市中區走松町三
電話中三八六六番 振替ナゴヤ一〇三七七番

昭和十六年版

全國産業組合要覽

並役職員錄

協同組合新聞社編

どうしたら丈夫で こんなに長壽が出來るか

血壓高く頭重や耳鳴り肩凝りに惱み
夜分眠れず手足の痺れ冷え痛む人
——先づ血液に御注意——

恐るべき血のよごれはざわざわ

「生命は血管に宿る」と申します。私共の身體は眞の天邊から足の指先まで大小の血管を以て張りつめられて居りますから、其の血管の强い弱いは直接生命の長い短いと密接な關係を有して居ることは誰しもなづかれるでせう。近年著るしく多くなつた腦溢血なども血管が弱いのが直接の原因であります。ではナゼ血管が弱くなるかを申じつめて見ますと、血管内を流れてゐる血液の濁りといふことに歸するのであります。つまり血液中に病厭菌などが含まれてゐると其の毒が血管壁に沈着し其の爲めに血管中層部の組織が破壞されるから、血管の持つ彈力性が次第に弱くなつて伸縮力の出來ない至つて脆いものにしてしまひます。其の上血液の通路がそれだけ狹くなりますから、ポンプ仕掛けで心臟から押し出された血液の壓力により血壓が高くなり、その爲め腦血管の弱くなつてゐる部分が破れ、腦實質に血液が溢れ出る。それが卽ち腦溢血であります。ですから腦溢血を初め高血壓による疾患の豫防には病厭菌を取つて血液を綺麗にし血管を元の丈夫さに若返らせる事が最も肝要であります。では病厭菌とは何かと申すと、病毒、梅毒、癌菌などが血なるものでありまして、古方醫學ではこれ等を一括してふる血と呼び、ふる血を取ることを治病の原則として居ります。當研究所のふる血療法は古方醫學の原理と最新醫學の長所に再檢討を加へ、多年の實地研究により發見したものですが其の效果は實に世上の定説となつて居ります。

手足の痺れや腰の
痛みが薄らぎ歩行も樂に

神奈川縣鎌倉郡　德田作二

前略　小生の病狀を玆に少しく御報告申上げますから御參考ともなれば誠に幸甚の至りと存じます。昨年の夏頃より神經痛の爲か手足がシビレて腰部に痛みを覺え、歩行に苦痛を感じ難澁して居ります。それで色々と手當を受けましてどうやら歩行も出來る樣になりましたが少しは働ける樣になつて喜んで居りました處何時とはなしに手足の痺れや、腰の痛みが大變薄らいで歩行も樂に出來る樣になりましたので喜んで當社を樂しみに服用を續けて居ります。

先づは取敢ず右近況御知らせ迄。

昭和十一年十月中旬頃より再發して苦しんで居ります時、隣々新聞にてフルチ錠の廣告を發見致しますと餘りにも良く病狀が合つて居りますので早速近所の藥店より買求めて服用致しました處何時とはなしに手足の痺れや、腰の痛みが大變薄らいで歩行も樂に出來る樣になりましたので喜んで當社を樂しみに服用を續けて居ります。

先づは取敢ず右近況御知らせ迄。

排毒と血順に フルチ錠

主治効能
病毒、梅毒、中氣、腦溢血、血壓亢進症、半身不隨症、頭痛、眩暈、腦神經衰弱、甲狀腺腫、慢性心悸亢進症、神經痛、リウマチス、貧血、ヒステリー症、

價　一日分　三十錢
　二十一日分　五十錢
　家庭常用　二十日分
御註文は現金に願ひます
送料　內地　壹十錢　其他　壹十二錢

ハガキで古醫學研究所宛御申込みになると古醫學から再檢討「病毒排除血液循環トふる血療法」並にこの療法で救はれた方々の全快體狀集を無代進呈す。

申込所
東京市京橋區京橋一の三四
古醫學研究所
振替東京六五三〇八番
電話京橋(56)二五八四番

14.2ハ
178

編纂例

一、本書編纂ノ趣旨ハ玆ニ改メテ贅言スルマデモナク、新體制ニ卽應スル現下國民經濟ノ有力ナル組織トシテ重大ナル任務ヲ負擔スル産業組合ノ現勢ヲ輯錄セルモノナリ。

一、本書ハ全國ノ産業組合ヲ道府縣別ニ輯錄シ組合名、所在地、組合長、設立年月日、組合員數、出資金、積立金、剩餘金ニ分類シ編纂セリ。

本書調査ニ關シテハ産業組合中央會並ニ樺太、臺灣産業組合協會ニ於テ發行スル「産業組合要覽」ノ最近版ニ據リタル外本社ニ於テ直接昭和十五年五月一齊調査ヲ行ヘリ。

一、本書ハ産業組合中央機關役職員並ニ産業組合道府縣支會及聯合會役職員並ニ單位産業組合ノ組合長並ニ專務理事及主事ノ現住所、出生地、生年月日、經歷大要、關係團體或ハ關係職業及職柄、家族關係、趣味等ニ關スル調査ヲ輯錄セリ。

一、本書ハ特ニ今日ノ産業組合ノ全貌ヲ調査輯錄シ以テ實務ニ便ナラシメタリ。

昭和十五年十二月

協同組合新聞社識

目次

第一類　今日の産業組合……（一）

第一章　我國産業組合機構の全貌……（一）

第二章　我國産業組合の特質……（二）

第三章　産業組合の事業……（六）

第四章　事業聯合組織……（九）

第五章　指導系統機關……（一三）

第六章　今後の産業組合……（一四）

第七章　農村團體統合問題の經緯……（一五）

農村團體の現在——農村團體統合の發足——中農協統合案の決定——中農協案の内容——要綱——

——農林省の方針——各案の檢討と展望

第二類　全國産業組合要覽……（二一）

第一章　北海道産業組合要覽……（二一）

第二章　青森縣産業組合要覽……（二二）

第三章　岩手縣産業組合要覽……（四五）

（五九）

第四章　宮城縣產業組合要覽……（七九）
第五章　秋田縣產業組合要覽……（九四）
第六章　山形縣產業組合要覽……（一一〇）
第七章　福島縣產業組合要覽……（一二五）
第八章　茨城縣產業組合要覽……（一四九）
第九章　栃木縣產業組合要覽……（一七二）
第十章　群馬縣產業組合要覽……（一八六）
第十一章　埼玉縣產業組合要覽……（二〇七）
第十二章　千葉縣產業組合要覽……（二二六）
第十三章　東京府產業組合要覽……（二四八）
第十四章　神奈川縣產業組合要覽……（二六四）
第十五章　新潟縣產業組合要覽……（二八〇）
第十六章　富山縣產業組合要覽……（三〇九）
第十七章　石川縣產業組合要覽……（三二七）
第十八章　福井縣產業組合要覽……（三四三）
第十九章　山梨縣產業組合要覽……（三五七）

第二十章　長野縣產業組合要覽……（三七二）
第二十一章　岐阜縣產業組合要覽……（四〇一）
第二十二章　靜岡縣產業組合要覽……（四二五）
第二十三章　愛知縣產業組合要覽……（四四九）
第二十四章　三重縣產業組合要覽……（四八二）
第二十五章　滋賀縣產業組合要覽……（五〇五）
第二十六章　京都府產業組合要覽……（五一八）
第二十七章　大阪府產業組合要覽……（五三六）
第二十八章　兵庫縣產業組合要覽……（五五三）
第二十九章　奈良縣產業組合要覽……（五八一）
第三十章　和歌山縣產業組合要覽……（五九〇）
第三十一章　鳥取縣產業組合要覽……（六〇五）
第三十二章　島根縣產業組合要覽……（六一八）
第三十三章　岡山縣產業組合要覽……（六三七）
第三十四章　廣島縣產業組合要覽……（六六〇）
第三十五章　山口縣產業組合要覽……（六八八）

第三十六章　德島縣產業組合要覽……（七〇四）
第三十七章　香川縣產業組合要覽……（七一七）
第三十八章　愛媛縣產業組合要覽……（七三一）
第三十九章　高知縣產業組合要覽……（七四九）
第四十章　福岡縣產業組合要覽……（七六三）
第四十一章　佐賀縣產業組合要覽……（七八六）
第四十二章　長崎縣產業組合要覽……（七九六）
第四十三章　熊本縣產業組合要覽……（八〇九）
第四十四章　大分縣產業組合要覽……（八二九）
第四十五章　宮崎縣產業組合要覽……（八四七）
第四十六章　鹿兒島縣產業組合要覽……（八五六）
第四十七章　沖繩縣產業組合要覽……（八七三）
第四十八章　樺太產業組合要覽……（八八〇）
第四十九章　臺灣產業組合要覽……（八八六）

第三類　全國產業組合役職員錄

第一章　產業組合中央機關役職員錄……（九一五）
第二章　全國支會聯合會役職員錄……（九一五）
第三章　北海道產業組合役職員錄……（九二四）
第四章　青森縣產業組合役職員錄……（九四七）
第五章　岩手縣產業組合役職員錄……（九五七）
第六章　宮城縣產業組合役職員錄……（九六一）
第七章　秋田縣產業組合役職員錄……（九六八）
第八章　山形縣產業組合役職員錄……（九七〇）
第九章　福島縣產業組合役職員錄……（九七六）
第十章　茨城縣產業組合役職員錄……（九七七）
第十一章　栃木縣產業組合役職員錄……（九八三）
第十二章　群馬縣產業組合役職員錄……（九八七）
第十三章　埼玉縣產業組合役職員錄……（九八九）
第十四章　千葉縣產業組合役職員錄……（九九一）

第十五章　東京府產業組合役職員錄……（九九五）
第十六章　神奈川縣產業組合役職員錄……（九九九）
第十七章　新潟縣產業組合役職員錄……（一〇〇三）
第十八章　富山縣產業組合役職員錄……（一〇〇五）
第十九章　石川縣產業組合役職員錄……（一〇〇八）
第二十章　福井縣產業組合役職員錄……（一〇一〇）
第二十一章　山梨縣產業組合役職員錄……（一〇一三）
第二十二章　長野縣產業組合役職員錄……（一〇一五）
第二十三章　岐阜縣產業組合役職員錄……（一〇二〇）
第二十四章　靜岡縣產業組合役職員錄……（一〇二四）
第二十五章　愛知縣產業組合役職員錄……（一〇二八）
第二十六章　三重縣產業組合役職員錄……（一〇三四）
第二十七章　滋賀縣產業組合役職員錄……（一〇四〇）
第二十八章　京都府產業組合役職員錄……（一〇四三）
第二十九章　大阪府產業組合役職員錄……（一〇四八）
第三十章　兵庫縣產業組合役職員錄……（一〇四九）

第三十一章　奈良縣產業組合役職員錄……（一〇五五）
第三十二章　和歌山縣產業組合役職員錄……（一〇五七）
第三十三章　鳥取縣產業組合役職員錄……（一〇五九）
第三十四章　島根縣產業組合役職員錄……（一〇六三）
第三十五章　岡山縣產業組合役職員錄……（一〇六七）
第三十六章　廣島縣產業組合役職員錄……（一〇七五）
第三十七章　山口縣產業組合役職員錄……（一〇八四）
第三十八章　德島縣產業組合役職員錄……（一〇八七）
第三十九章　香川縣產業組合役職員錄……（一〇八九）
第四十章　愛媛縣產業組合役職員錄……（一〇九一）
第四十一章　高知縣產業組合役職員錄……（一〇九六）
第四十二章　福岡縣產業組合役職員錄……（一〇九九）
第四十三章　佐賀縣產業組合役職員錄……（一一〇四）
第四十四章　長崎縣產業組合役職員錄……（一一〇五）
第四十五章　熊本縣產業組合役職員錄……（一一〇八）
第四十六章　大分縣產業組合役職員錄……（一一一二）

第四十七章　宮崎縣產業組合役職員錄……（一一三）
第四十八章　鹿兒島縣產業組合役職員錄……（一一五）
第四十九章　沖繩縣產業組合役職員錄……（一一九）
第五十章　樺太產業組合役職員錄……（一二〇）
第五十一章　臺灣產業組合役職員錄……（一二二）

（了）

第一類　今日の產業組合

第一章　我國產業組合機構の全貌

我國の產業組合はその端初は明治十年頃からであることを歷史は示してゐるが、この發展は明治三十三年の產業組合法が發布されて以來其の後四十年間に極めて顯著な發展を遂げた。

殊に昭和恐慌の未曾有の深刻さと廣さとを以つて襲ひ來つた世界經濟恐慌を契機として農山漁村經濟更生運動が國家的規模で實施せらるるや、丁度產業組合は此の運動の中樞的役割を擔當する地位にたたしめられた。產業組合としては此の間に於て昭和八年より同十二年迄の五ヶ年間を期して行はれた產業組合擴充五ヶ年計畫が樹立せられ文字通り成功裡にその完遂をみたのであつて、その飛躍的な發展は產業組合をして國民經濟に於ける重要なる經濟的地位に迄上昇せしめたのである。

更にその後つゞいて第二次擴充三ヶ年計畫が樹立されたが日支事變が勃發するや、產業組合は其の全機構を動員し全機能を擧げて國策に協力し國民貯蓄の奬勵に、國債の消化に、農業生產力の維持擴充に、軍需農產物、輸出農產物の供出に、人的資源の涵養に、重大な役割を果しつゝある。

かくて膨大に發展した今日の產業組合は最早、單なる產業組合ではない。それは全國に一系統機構と重大な國民的地位を有する經濟的組織として理解されなければならない。

其處で先づ、其の概況を知るべく、第一表全國產業組合總括概況を揭げるならば下の如くである。

第一表　全國產業組合總括的概況

	大正十四	昭和七	昭和十	昭和十二
組合總數	一四、五一七	一四、三五二	一四、三二三	一四、三二〇
調査組合數	一三、二九二	一三、一〇六	一三、〇七八	一四、二一四
組合員數（千人）	三、九五五	四、九六八	六、三五五	七、二四三
（內法人數）	——	——	（二、〇四〇）	（五、一四〇）
出資金總額（千圓）	三二〇、八九九	三三、六六八	三四四、九九	四〇九、〇四〇
運轉資金（千圓）	九四九、五九二	一、四〇、二一八	二、四〇、二四〇	三、七二一、三四四
拂込濟出資金	一四三、九八一	二九、七二	二六九、四二	三〇三、四九
準備金及諸積立金	六一、七一九	二四、一七	二四、四二	一九、九九
借入金	九〇、三九〇	二六、〇九二	二五四、二八	三五二、八〇〇
貸付金	六四四、九〇一	一、〇九三、一六二	一、七〇、二四二	三、〇一三、〇九七
販賣高	五三一、五九八	一、〇四二、八九〇	一、一〇五、四三五	一、一一一、〇四三
購買品賣却高	二四六、〇一七	三〇三、八八	四四四、八三五	一、一〇九、七三三
利用料	一二〇、五六三	二九、一一〇	三四八、九四三	六三五、六四五
餘裕金	二、九二七	四五、三五二	九三七、二五三	二、〇四三、三七
預ケ金	三三、三五二	三三、三五二	六三七、九七	一、二八、〇九八
有價證券	二一、六四四	二一、六四四	四〇、一二一	四〇、一二一
現金	二八、三五五	二八、三五五	三三、〇五五	五四、一二八
產業組合未設置町村數	二、一二三	一、六三	一、三三	一、六

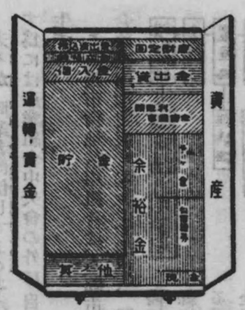

卽ち、昭和十四年末現在に於ては全國に一萬五千二百有餘の產業組合があることであり、之を組織し之に所屬してゐる組合員は實に七百二十萬の多きに達してゐるわけである。其の總運用資金額は拂込濟出資、諸積立金貯金、供入金等を含め實に三十七億三千有餘圓の巨額に達する。

そして之が如何に運用されつゝあるかを觀るに、貸付金に略十一億、購買、販賣、利用事業資金として五億九千萬圓(總運用資金額より貸付金及餘裕金を差引いた殘額)殘りの二十億圓が餘裕金として預ケ金、有價證券、現金の形で存在してゐるといふわけである。

此の組合を基礎として地方聯合會二三四が組織され、更に産業組合及地方聯合會を基礎として、全國的規模を以て金融機關として、産業組合中央金庫(中金)、購買機關として、全國購買組合聯合會(全購聯)、販賣機關として全國米穀販賣購買組合聯合會(全販聯)、大日本生糸販賣組合聯合會(糸聯)、大日本柑橘販賣組合聯合會(日柑聯)、全國乾繭販賣購買組合聯合會(全乾聯)の六つの全國的事業聯合機關が組織されてゐる。産業組合——地方聯合會——全國的事業聯合機關、我等は之の系統を事業系統組織と呼んでゐる。

之等の産業組合、地方聯合會、全國事業聯合機關はその總てを以て産業組合中央會を組織してゐる。

だから産業組合中央會は全國産業組合及聯合會の總聯合體として存立してゐるが、賣る買ふ金融等の事業を行ふのではない。それは後述するであらう如く、産業組合を通じての農業者、中小商工業者、俸給乃至は賃銀生活者の政治的利益の主張、全産業組合の企劃、調査、指導、及教育宣傳等の諸機能を司る。

そして中央會の機能を全國に徹底し且つ地方の具體的な事情に卽せしむる爲に各道府縣毎に道府縣支會を、都市毎に都市部會を置く。

尙、産業組合の自治監査徹底の爲産業組合監査聯合會がある。

又、産業組合は同一職業、乃至は同一階級を以て組織せられた同性格の組合のみではない。我國の産業組合は大部分は農村産業組合であるがこの外に市街地の中小商工業者を主要組織者とする市街地信用組合あり、市民、俸給生活者、勞働者等を以て組織する消費組合あり、又醫療事業や製絲業等特殊的事業を目的とする醫療利用組合、産業組合製絲等がある。

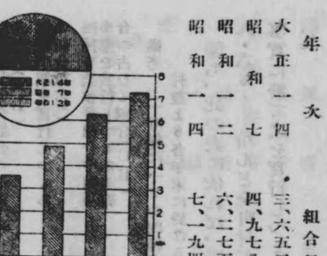

第二章　我國産業組合の特質

——組合と組合員——

既に述べた如く、昭和十四年末現在に於ける全國産業組合總數は一萬五千二百有餘である。

産業組合の設立普及については産業組合法發布以來、常に努力されてきた所であるが、殊に、昭和八年産業組合擴充五ヶ年計畫の遂行以來、

未設置町村の解消運動が强力に展開されてきた。就中昭和十三年八月には農林省と産業組合中央會とが中心となつて、全國一齊に産業組合未設置町村の解消を一氣に遂行した。之は戰時下の經濟政策遂行の爲、何時でも必要あり次第動員出來得る組織として、産業組合を全國町村の隅々まで作つて置くことの必要性から、換言すれば、戰時體制に卽應する施設として産業組合の整備に外ならない。

此の爲に、昭和七年末設置町村數二千五百有餘を算へたが昭和十三年末には七百四十餘に減じ、それが同十三年末には僅かに五十一に減じた。その中には漁村、炭坑等があり産業組合の必要なく、或はその存立の條件を欠けるものがあるが故に眞に未設置町と稱せらるべきものは、僅かに十六にすぎない。

之を全國市町村數一四、五一二に比すればその割合を算するに由なく、全國の隅々にまで、産業組合網は張り廻らされたと言つていい。

因みに、組合數と市町村數と比較してみると一二七・五%に當る。之は市町村區域以上のもの、以下のもの、或は一つの町村に二つ以上の組合がある場合がある爲である。

第二表　組合數と市町村數累年比較

年次	産業組合數	市町村數	市町村に對する組合の%
大正十四年	一四、五一七	一二、〇〇七	一二〇・九
昭和七年	一四、三五二	一一、七七四	一二一・九
昭和十二年	一四、五一二	一一、三八六	一二七・五
昭和十三年	一五、三二八	一一、三六七	一三四・八
昭和十四年	一五、二二二	—	—

而して、之を組織し、之に所屬する組合員數は如何？

その組織化の狀態をみると、昭和十三年末現在に於て、組合員總數は略々七百二十萬の多きに達し、之を全國總戶數に比すれば四七・三%の割合になる。

第三表　組合員數と戶數との比較

年次	組合員數(A)	總戶數(B)	A/B
大正一四	三、六五二、七四八人	一一、二五三、三六三戶	三二・五%
昭和七	四、九七八、二四八	一二、三四三、八〇〇	四〇・三
昭和一二	六、二七五、四六六	一三、三一九、八九五	四七・二
昭和一四	七、一九四、二二五	—	—

産業組合員は大體に於て戶主であるからして、その背後には家族がある。現在全國平均一家族の員數は五・六人と云はれらゐるから總計四千萬人有餘の顧客をもつた經營體だと言ふことが出來るだらう。

又この爲に國民的性格を多分にもつた經濟組織といふことができる。而して、我國産業組合の最も大きな特徵の一つは何んといつてもその主流が農村産業組合にあると言ふことである。

前記全國産業組合の總數は一萬五千三百有餘であるが、その中の大部分は農村産業組合である。併し全部が農村産業組合でない。

この中には、市街地信用組合や消費組合のやうな市街地を區域とし市街地を基礎とした産業組合或は、醫療利用組合、産業組合製絲の如き特殊組合、其の他種々の産業組合の總べてを包含してゐる。

それ等が夫々幾何に發達してゐるやは明確ではないが、昭和十三年末現在に於て推定したのが第三表である。

第四表　農村、市街地別産業組合數及組合員數調——推定

	組合數	組合員數
農村産業組合	一二、六〇一	五、〇一五千人
內 産業組合製絲	一九〇	……

上述したやうに農村産業組合は總産業組合數の七〇%、一萬二千六百減少してはゐるが而かも略々七〇%を占め、林業者、水産業者を合計すれば實に七三%に達する。これは全國農家總數五百六十萬戸に對し七八・六%を組織してゐることになる。これ我國産業組合が農村的であると云はれる所以である。

共處で農村産業組合に就ては今少しく深く述べて置き度い。

第四表によれば、總組合員中に於ける農業者の占むる割合は、多少は

第四表　農業組合員中に於ける農業者の占むる割合

産業別	組合員數(A)	區域内戸數(B)	A/B
	(昭和十三年末二九二水合平均)		
自小作	二五人(三・〇)	三人(二・四)	〇・八
自作	二六(三・〇)	三(二・五)	〇・八
小作	二三(二・五)	三(二・四)	〇・七
計	二四(二・七)	三(二・四)	〇・八

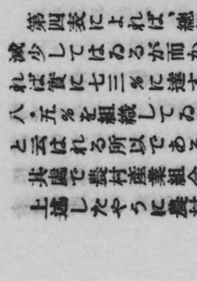

第八表　農村産業組合員階級別構成

(1)農村信用組合階級別組合員構成

階級	組合員數(A)	區域内戸數(B)	A/B
	(昭和十三年末二九二水合平均)		
自小作	二五人(三・〇)	三人(二・四)	〇・八
自作	二六(三・〇)	三(二・五)	〇・八
小作	二三(二・五)	三(二・四)	〇・七
計	二四(二・七)	三(二・四)	〇・八

二つの調査を掲げて置く。

(2)農村産業組合の階級的組合員構成に關する事例的調査ではあるが、その性格を知るべく、

第八表　農村産業組合員階級別構成

(2)農村信用組合階級別組合員構成(昭和十三年末現在)

階級	組合員數(A)	區域内戸數(B)	A/B
自小作	二五人(三・〇)	三人(二・四)	〇・八
自作	二六(三・〇)	三(二・五)	〇・八
小作	二三(二・五)	三(二・四)	〇・七
計	二四(二・七)	三(二・四)	〇・八

此の表に依れば、組合構成者の大部分は、自作乃至は自作農であると言ふことが出來ると同時に組合への組織化の程度は、自作、自小作、地主に於て大で、小作農は其の最も低いものがあることと知り得ると思ふ。

因みに市街地信用組合及市街地購買組合の職業別組合員數を掲げて置く。

第九表　市街地信用組合職業別組合員數(全組合數二七四〇ノ中)(昭和十四年末)

職業別	組合員數	百分率
農業	二一八	一・四
商工業	一四、五五二	九五・〇
官公吏、俸給生活者	四一九	二・七
其の他	二一	〇・一
計	一五、三一〇	一〇〇・〇

第十表　市街地購買組合職業別組合員數

職業別	組合員數	百分率
農業	一、一〇一	一・四
商工業	七四、五一二	九五・〇
官公吏、俸給生活者	二、六一九	三・四
其の他	一四	〇・一
計	七八、二四六	一〇〇・〇

第十一表　市街地信用組合及市街地購買組合職業別組合員數

職業別	市街地信用組合		市街地購買組合	
	組合員數	百分率	組合員數	百分率
農業	二一八	一・四	一、一〇一	一・四
商工業	一四、五五二	九五・〇	七四、五一二	九五・〇
官公吏、俸給生活者	四一九	二・七	二、六一九	三・四
其の他	二一	〇・一	一四	〇・一
計	一五、三一〇	一〇〇・〇	七八、二四六	一〇〇・〇

農業者の加入事情については昭和十一年末現在に於ては既述の如くであるが、その組織化の過程は後年著しい進展を示しつゝある。即ち第七表はそれを如實に示してゐる。

第七表　農業組合員と農家戸數との比較

年次	農業組合員數(A)	農家戸數(B)	A/B
大正一四年末	二、六五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四六・四
昭和元年末	二、七〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四八・二
昭和二年末	二、七五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四九・一
昭和三年末	二、八〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五〇・〇
昭和四年末	二、八五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五〇・九
昭和五年末	二、九〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五一・八
昭和六年末	二、九五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五二・七
昭和七年末	三、〇〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五三・六
昭和八年末	三、〇五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五四・五
昭和九年末	三、一〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五五・四
昭和十年末	三、一五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五六・三
昭和十一年末	三、二〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五七・一
昭和十二年末	三、二五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	五八・〇

其の他市街地所在各種組合。

市街地購買組合	農村信用組合
一〇〇	二五〇
二、八八九	一、一〇一
七四	二、六一九
一四	一四
三、一〇九	三、八一四

總計　農村信用組合　一、一〇一
　　市街地購買組合　三、一〇九
　　農村利用組合　二五〇
　　農村販賣組合　一〇〇
　　農村産業ヲ行フ組合　二五〇

此の點は、全國産業組合員の職業別分類によつても明らかである。

組合である。

千三百有餘中、一萬二千六百有餘、割合にして九一%までが農漁村産業

以て其の概數を知ることが出來ると思ふ。實に總産業組合數一萬五

總計	他ノ市街地所在各種組合。	市街地購買組合	市街地信用組合	農村販賣組合	農村利用組合	農村産業ヲ行フ組合
一四、五二二	八三八	二、一七四	二、一一〇	一〇〇	一〇〇	二五〇
一三、一九〇	八三八	二、一七四	二、一一〇	一〇〇	一〇〇	二五〇
五、二五〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	五〇	五〇	一五〇
五、二五〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	五〇	五〇	一五〇

第五表　農業別産業組合員數

業別	組合數	組合員數	百分率
農業	二、五〇〇(一〇・二)	二、五〇〇、〇〇〇(一〇〇・〇)	四九・六
水産業	一、三〇〇(五・三)	一、三〇〇、〇〇〇(一〇〇・〇)	二五・八
林業	一、二〇〇(四・九)	一、二〇〇、〇〇〇(一〇〇・〇)	二三・八
其の他	一、〇〇〇(四・一)	一、〇〇〇、〇〇〇(一〇〇・〇)	一九・八
計	五、八〇〇(二三・五)	五、八〇〇、〇〇〇(一〇〇・〇)	一一五・三

第四表によれば、總組合員中に於ける農業者の占むる割合は、多少は減少してはゐるが而かも略々七〇%を占め、林業者、水産業者を合計すれば實に七三%に達する。これは全國農家總數五百六十萬戸に對し七八・六%を組織してゐることになる。これ我國産業組合が農村的であると云はれる所以である。

共處で農村産業組合に就ては今少しく深く述べて置き度い。

上述したやうに農村産業組合は總産業組合數の七〇%、一萬二千六百

第六表　農村産業組合中四種事業兼營組合の占むる割合

産業別	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末
産業組合設置町村數(A)	九、三二	九、五八	一〇、一三	一〇、六二	一〇、七一〇
四種事業兼營組合數(B)	六、四三	七、一三六	八、一六	九、四〇二	一〇、一三五
四種事業兼營組合の占むる割合(A/B)	六九・四	七四・九	八〇・二	八八・六	九四・六
四種事業兼營組合數(C)を實行しつゝある組合(B)の占むる割合	三、六六	三、九三七	四、二八七	五、一〇四	五、二八二
四種事業兼營組合中四種事業を實行しつゝある組合の占むる割合(C/B)	五三・三	五三・三	五三・四	五三・二	五三・〇

備考　「一町村に一ヶの四種事業兼營組合を建前とする關係から、假に全國町村數より各年末に於ける未設置町村數を控除し計算を試みたり。

有餘存在し、漁村産業組合を加へれば一萬三千百有餘に及ぶが、設立に對しては一町村一組合主義、四種事業兼營主義、全村加入主義指導方針として實行されて今日に至つてゐる。

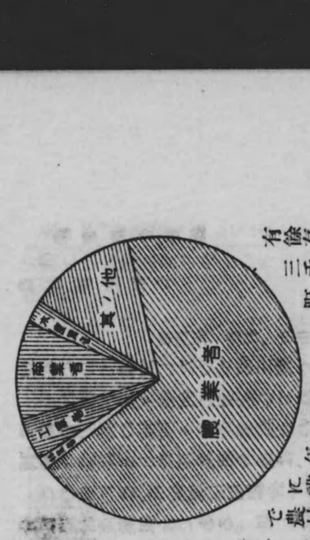

未設置町村については既に述べたやうに、昭和八年以降殊に昭和十三年の未設置町村解消運動に依つて一氣に設立が强行され僅かに十六を殘すのみで農村に於ける産業組合は殆んど餘す所なく張り廻らされてゐると考へていい。

四種事業兼營事情については先づ第六表を參照されたい。

第六表　農村産業組合中四種事業兼營組合の占むる割合

産業別	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末
産業組合設置町村數(A)	九、三二	九、五八	一〇、一三	一〇、六二	一〇、七一〇
四種事業兼營組合數(B)	六、四三	七、一三六	八、一六	九、四〇二	一〇、一三五
四種事業兼營組合の占むる割合(A/B)	六九・四	七四・九	八〇・二	八八・六	九四・六
四種事業兼營組合數(C)を實行しつゝある組合(B)の占むる割合(C/B)	五三・三	五三・三	五三・四	五三・二	五三・〇
四種事業兼營組合中四種事業を實行しつゝある組合の占むる割合	三、六六	三、九三七	四、二八七	五、一〇四	五、二八二

備考　「一町村に一ヶの四種事業兼營組合を建前とする關係から、假に全國町村數より各年末に於ける未設置町村數を控除し計算を試みたり。

勞働者	一三千人	計	四三一千人
其他	七一		
(2)市街地購買組合職業別組合員數(全組合數二三四ノ中)(昭和十三年末)			
官公吏並教員	四一千人	商工業者	三四千人
銀行會社員	四一	其ノ他	一〇一
勞働者	七六	計	三〇一

第三章　産業組合の事業

産業組合の行ふ事業は、産業組合法に規定せられてゐる所であつて、信用事業、販賣事業、購買事業、利用事業が之である。

1. 信用事業――組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむることを原則としてこの外實情に即して、經濟に必要な資金の融通、組合員家族の貯金、餘利を目的としない法人團體の貯金を取扱ひ得る。

尚、市街地信用組合にあつては、以上の事業の外、手形割引及員外貯金をも行ふことが出來る。

2. 販賣事業――組合員の生産した物に加工し、又は加工せずして之を販賣する。

3. 購買事業――産業又は經濟に必要なる物を買入れ、之に加工し、若は加工せずして又は之を生産して組合員に賣却する。

4. 利用事業――組合員として、産業又は經濟に必要な設備を利用せしむることを原則とし、組合員の利用に支障なき場合に限つて、命令の定むる所に從つて員外利用が許されてゐる。

而して、之等の諸事業は營利の爲でなく實に組合員の産業及經濟の發達の爲に經營さるるのであるが、それは單獨の事業として經營さるるのみならず、又之を兼營して經營することが許されてゐる。而して兼營する事業の數によつて、二種兼營、三種兼營、四種兼營とし、又その組合せ方によつて、都合十一種の兼營組合が生ずる。

但し、市街地信用組合は他の事業の兼營が許されてゐない。

單營組合は市街地に多く、兼營組合は農村に發達してゐる。又數多の職業を包合する生産組合は單營組合が多く、同業者のみの産業組合は兼營組合が多い。

四種事業の兼營は、現在に於ける農村産業組合の指導方針であり、その實情については既に述べた如くであるが、問題は何故に然るかと言ふことである。

思ふにその尤も重大な理由は、農業者の經濟が餘りにも小規模で、一般の市場に對しては一人前の力を有せざること、經濟が未だ分化せず生産經濟と消費經濟の融合體として生産及消費兩部面に亘つての經濟行爲を爲さざるを得ない經濟單位であることである。此の爲に、農業者は産業組合に協同することによつて始めて、市場に對して一人前の力を確得することが出來るのであるが、同時に農業者によつて組織された産業組合は、組合員の經濟に照應して、生産、消費の兩部面に渡つて可能な限りの事業を行ふことが組合員の經濟を維持向上せしむることの缺くべからざる條件となるが故に外ならない。

今、産業組合事業の兼營狀況を知る爲第十表をかゝげる。

第十表　單營組合と兼營組合數の割合

種別＼年次	昭和三	昭和七	昭和十二	昭和十三
信	一八・四%	一四・三%	六・〇%	四・九%
販	二・二	二・三	二・〇	一・七

購	二・二	二・三	一・九	一・七			
利	一・九	二・二	一・二	一・六			
販	一・八	一・九	一・四	一・二			
購	〇・五	〇・八	一・二	一・一			
利	二・三	三・三	二・八	三・一			
信	一・〇	一・四	〇・五	〇・三			
販							
信	一五・八	一二・三	一・五	〇・九			
購	一・一	〇・八	〇・五	〇・三			
信	二二・七	二二・二	六・八	五・二			
販	〇・七	〇・三	〇・二	〇・六			
信	二・六	二・五	〇・七	七六・二			
購	二四・九	三一・三	七一四	一〇〇・〇			
利	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇			
合計	一四、一七一	一四、五五三	一四、五一二	一五、三二八			
實數							

從來、我國の産業組合は信用組合として發生し信用事業を中心に發達して來た。之は我國の經濟事情から、産業組合の發展過程としては必然的な過程であつたであらうが、昭和四年の恐慌を通じて購買、販賣事業の飛躍的な發展を招來し、最近に於ては農機具に、醫療に、その他利用事業の發達殊に著しきものがあることが觀られる、從つて兼營組合就中、農村を中心として四種事業兼營組合の發達極めて著しい。

このことは次揭第十一表事業別組合累年比較に依つても明らかである。

第十一表　事業別組合累年比較（兼營包含）

	昭和七	昭和十二	昭和十三
信用組合	一二、二二一	一二、七四四	一三、五三八
販賣組合	九、三〇六	一二、五三六	一三、六四二
購買組合	一一、〇四二	一二、六九三	一三、七八四
利用組合	六、一八四	一一、六四四	一二、八九四
市街地信用組合	二六七	二七四	二八〇
市街地購買組合	二〇〇	二一〇	?

併しこゝに注意すべきことは現實には名義上の組合がすべて事業を實行してゐないといふことである。

第十二表　事業を實行しつゝある組合數

種別	組合數(A)	事業實行組合數(B)	B/A
信用組合	一二、七〇〇	九、八九八	七七・六%
販賣組合	二、三五五	九、八九八	七七・六
購買組合	三、六四五	二、三五五	八八・八
利用組合	二、六四四	六、一四四	五二・九

備考　何れの組合も兼營組合を包含してゐる。

事業實行組合數の最も大なるは信用組合であり、販賣組合、利用組合就中利用組合に於てその實行率は尤も低く僅かに五二・九%にしか達してゐない。こゝにも亦産業組合として考へなければならない大きな問題が投げかけられてゐると思ふ。

而して、前記の如く産業組合は略三十七億有餘圓の資金を運用しつゝあるが、それによつて如何なる事業をなしつゝあるか、次に最近に於ける産業組合各種事業別概況を示して置く。

第十三表　産業組合事業概況（昭和十四年末現在）

		昭和十三
1. 信用事業		
貯金	千円	三、〇一五、〇九七
貸付金		一、一一一、〇四三
備考		
(イ)農村信用組合の用途別貸出狀況(昭和十四年九月末現在)		
用途別	一組合平均	割合
農業資金	四一、〇六一円	三〇・六%
内譯		
土地資金	二〇、五五九	一五・四

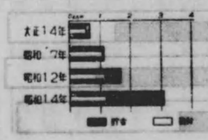

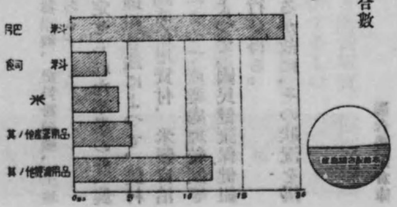

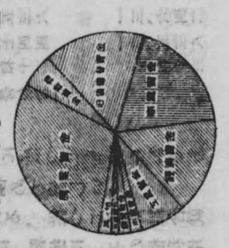

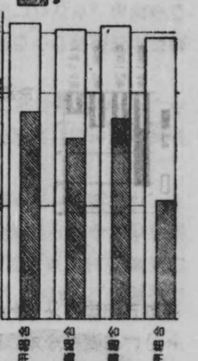

主なる農産物

	昭和十三年	昭和十四年
米	二六、七六九、七〇〇石	二六、〇九一、八〇〇石
小麥	二六、八四〇、〇〇〇石	二八、五〇〇、〇〇〇石
繭	三四五、八〇〇貫	三四四、〇〇〇貫
其の他	一一、七〇五、三〇〇圓	一二、〇三四、〇〇〇圓

主なる農業用品

	昭和十三年	昭和十四年
肥料	二、〇三六、〇〇〇圓	一八〇、一八五、〇〇〇圓
飼料	三三七、四九五、〇〇〇圓	三〇、三〇九、〇〇〇圓
其の他	一二三、八六六、〇〇〇圓	四二、八七三、〇〇〇圓

注　右の中消費組合取扱高は四三、八六六千圓で峰一に當る。

主なる利用設備

	昭和十三年度利用料	昭和十四年度利用料
電氣設備	一四、九六六圓	一八、五〇五圓
製米設備	六、九三〇圓	七、七三三圓

主なる農業倉庫

	昭和十三年末	昭和十四年末
數	四二七棟	四三五棟
容積	八、二一三、四六四石	八、三五五、六四五石

主要なる取扱品

	昭和十三年購買高	昭和十四年購買高
肥料	一八〇、一八五圓	一八〇、三〇九圓
飼料	四二、八七三、〇〇〇圓	四三、五五五、六四五圓

第十四表　農業倉庫の概況

種別	組合數	主體數	經營者數
農業倉庫	五、一三五	五、一三六	五、一三六
聯合農業倉庫	四六	四六	四六

産業組合は上記の如き産業組合法によつて規定せられた事業の外、農業倉庫業法によつて、農業倉庫業、農村負債整理組合法によつて、農村負債整理事業、農業動産信用法によつて、農業動産信用貸付、米穀自治管理法によつて米穀自治管理、產業處理統制法によつて產業處理統制等の諸事業を行ふことが出來、國民健康保險法によつて、國民健康保險組合の事業代行が行ひ得る。

その中でも重要なのは農業倉庫業の經營であるが茲に、その狀況を掲げて置く。

第四章　事業聯合組織

產業組合の最も重要な特徴は人的結合の組織であると同時に經濟團體としての一つの經營體であると言ふことである。

而して、經營體の强化は一に取引對象——顧客の增大を條件とせられるけれども、產業組合に於ける顧客の增大はそのまゝ區域の擴張組合員の增大を意味する。

處で組合員の增大は兎もすれば人的結合力の弛緩を招き易い。

茲に人的結合强化を期しつゝ經濟力の擴大强化を期する爲には、組合の組合、即ち、聯合會を組織することが是非とも必要となつて來る。

殊に一般市場の擴大と一般經營の大規模化に伴つて產業組合もこれに對抗する爲には聯合組織が極めて重大になつてくることは申す迄もない。

そして、こゝに特に留意せらるべきは、統制經濟の時代に入つては自由主義經濟の時代に於けると異つた意味で、聯合組織が重要な役割を果すやうになつて來ることである。蓋し、經濟全體は統制せられ、組合もあつて、全國的統制機關として統制經濟の一分野を擔當するに至るが故である。

第一　地方聯合會

我國に於て一萬五千三百萬余の產業組合は先づ第一次に一三〇の地方聯合會を組織する。

其飼料	肥料	購買品	購買事業	倉庫業	其他	計	現有預金	預金	貸付金	手形割引	借入金	諸積立金
一、五八、二、五七、八〇〇	一、五八、二、八五、三、八九七千円	二、一七三、二七四、一一、九二六、六五九千円	一、三一、五四三、一七〇、一三、五七二千円	一、一七、七〇、一、七〇、一、七〇	一三、七四、一、五八、二、八五千円	四一三、七四二、一一、四六、六五九千円	二、七三、五二、三五、〇〇	一、九四、三九〇	一、六六、三五九	四二、六三一	二〇八、七九四	一五九

3. 全國米穀販賣組合聯合會（全販聯）（昭和六年創立）

全國米穀販賣購買組合聯合會は、産業組合の全國的な農産物販賣統制並に購買事業の統制機關として、全國の産業組合中央金庫法なる特別法に準據し、全産業組合及聯合會をもつて組織せられ、政府資本金の半額を政府交付金に仰いでゐる。理事、監事、評議員すべては政府の任命にかゝるが故に、他の全國事業機關とは大いに趣きを異にしてゐる。

同組合及同聯合會の加入も認められて、この機關たるの機能も附與されれば、漸く隘山溫業金融の中樞機關であるといふことが出來る。

第一八表　産業組合中央金庫概況

同	出	産業組合及聯合會	政府	出資者數
拂込總額		三三五、七四八、〇〇〇円	一、四一三	

4. 大日本絲綿販賣組合聯合會（繭聯）（大正十四年創立）

全國繭販賣購買組合聯合會は、産業組合の全國的な農産物販賣統制並に購買事業の統制機關として、全國の産業組合中央金庫法なる特別法に準據し、全産業組合及聯合會をもつて組織せられ、政府資本金の半額を政府交付金に仰いでゐる。理事、監事、評議員すべては政府の任命にかゝるが故に、他の全國事業機關とは大いに趣きを異にしてゐる。

同組合及同聯合會の加入も認められて、この機關たるの機能も附與されれば、漸く隘山溫業金融の中樞機關であるといふことが出來る。

第一八表　産業組合中央金庫概況

同	出	産業組合及聯合會	政府	出資者數
拂込總額		三三五、七四八、〇〇〇円	一、四一三	

2. 全國購買組合聯合會（全購聯）（大正十二年創立）

全國購買組合聯合會は、購買事業の中心機關である。特に肥料の配給はその主要なる事業であつて、政府の肥料配給改善施設に呼應して、産業組合による肥料配給統制を期し、計畫的に積極活動をなしてゐる。

向單なる仕入配給のみならず、肥料、ゴム製品の如きは自ら工場を經營し自己生産による配給をなしてゐることは留意に値する。

第十九表　全國購買組合聯合會概況

其飼料	肥料	購買品	購買事業	倉庫業	其他	計	現有預金	預金	貸付金	手形割引	借入金	諸積立金
一、五八、二、五七、八〇〇	一、五八、二、八五、三、八九七千円	二、一七三、二七四、一一、九二六、六五九千円	一三、七四、一、五八、二、八五千円	一、一七、七〇、一、七〇、一、七〇	一三、七四、一、五八、二、八五千円	四一三、七四二、一一、四六、六五九千円	二、七三、五二、三五、〇〇	一、九四、三九〇	一、六六、三五九	四二、六三一	二〇八、七九四	一五九

3. 全國米穀販賣組合聯合會（全販聯）（昭和六年創立）

全國米穀販賣購買組合聯合會は、産業組合の全國的な農産物販賣統制

第二　全國聯合機關

1. 産業組合中央金庫（中金）（大正十二年創立）

産業組合中央金庫は、全國の産業組界の中央金融機關である。

差引純益金	利用事業	購買事業	販賣事業	計	出資	政府	産業組合及聯合會	出資者數
二、二〇八千円	四一三千円	二、〇八五千円	九八	二、四九六千円	二、四九六千円	一、〇〇〇千円	一、四九六千円	一、四八一

第二一表　産業組合中央金庫概況

其他	計	其他	肥料	金額	肥料	數量
一、七八二千円	二、一七八千円	一、七八二千円	二、一七八千円			

(ハ) 購買事業

其他	計	其他	肥料	金額	肥料	數量
一、七八二千円	二、一七八千円	一、七八二千円	二、一七八千円			

つてゐる。

6.全國乾繭販賣購買組合聯合會(全乾聯)（昭和十一年設立）

全國乾繭販賣購買組合聯合會は、全國蠶事業聯合機關中最も新しいもので、政府の産業處理統制施設に基き乾繭販賣の統制機關として活動しつゝある。

第二十三表　大日本柑橘販賣組合聯合會聯合會令

年次	賦課金	貯金	販賣高	購買高
	入金	預入	販賣	購買
	高	高	高	高
	金額	金額	金額	金額
昭和十四年	三三〇	三四六	七、四二八	二、〇五〇
昭和十三年	三三〇	三四六	九、九四四	二、〇五〇

5.大日本柑橘販賣組合聯合會（日柑聯）（昭和九年創立）

大日本柑橘販賣組合聯合會は、産業組合組織による全國生産者機關として有し生産者機關として北米、加奈陀に對する日本柑橘の輸出を統制してゐるが、最近は柑橘の内地販賣にも乘り出し、實に柑橘の機構販賣にも當つてゐる。

第二十二表　大日本柑橘販賣組合聯合會聯合會令

年次	賦課金	貯金	販賣高	購買高
	入金	預入	販賣	購買
	高	高	高	高
	金額	金額	金額	金額
昭和十四年	一、九四四	四、六九九	三、三〇八	一、九四四
昭和十三年	一、九四四	四、三六六	三、三〇八	一、九四四

第二十一表　大日本生絲販賣組合聯合會聯合會令

年次	生絲販賣高		賦課金及諸積立金	預入金及諸積立金	諸引出金	預金引出總令額	所屬組合及聯合會數
	金額	俵數					
昭和十四年	六〇、〇一四、〇〇〇	四一、五〇一	二四五、五三四	二四三、四一九		一一、九四九	
昭和十三年	六〇、〇一四、〇〇〇	四一、五〇一	二四五、五三四	二四三、四一九		一一、九四九	

大日本生絲販賣組合聯合會は、全國産業組合機關として北米、加奈陀に對する日本生絲の輸出を統制してゐるが、最近は生絲の内地販賣にも乘り出し、實に生絲の機構販賣にも當つてゐる。

第二十一表　大日本生絲販賣組合聯合會聯合會令

年次	生絲販賣高		賦課金及諸積立金	預入金及諸積立金	諸引出金	預金引出總令額	所屬組合及聯合會數
	金額	俵數					
昭和十四年	六〇、〇一四、〇〇〇	四一、五〇一	二四五、五三四	二四三、四一九		一一、九四九	
昭和十三年	六〇、〇一四、〇〇〇	四一、五〇一	二四五、五三四	二四三、四一九		一一、九四九	

大日本生絲販賣組合聯合會は、全國産業組合機關として道府縣販賣組合聯合會の外に、全國農村工業品販賣所があり、農村工業品を取扱ふ販賣組合又同聯合會を以て組織され、農村工業の指導、農山漁村工業品並副業生産品の販賣斡旋、工業用品の共同購入竝構成者相互間の連絡を任務としてゐる。

附、上掲産業組合事業聯合會の外に、全國農村工業品販賣組合聯合會、農村工業品を取扱ふ販賣組合又同聯合會がある。

第二十三表　全國乾繭販賣組合聯合會概況

年次	買取		賣却	
	高		高	
	金額	俵數	金額	俵數
昭和十四年	一、一八七、七四五	七、七四〇		
昭和十三年				

第二十四表　組合、聯合會、全國機關の事業の發展狀態

年次	購買高			貯金			販賣高			貸付高		
	全聯組合	聯合會	聯合會	全聯組合	中央金庫	聯合會	全聯組合	中央金庫	聯合會	全聯組合	中央金庫	聯合會
	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
大正十四	三、六〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和七	三、六〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和十二	三、六〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和十四	三、六〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

に於ける事業の發展傾向との關係を特に次掲表に示しておき度い。

現實にはこの關係は完全とはいくないが、この意味でこの三つの段階緊密な連絡と綜合的な連繫が爲されなければならない。

方聯合會全國聯合機關が夫々別個の動きをとるのでなく三者の間にはて、上に述べたやうな系統組織の成立とその發展は産業組合、地而して

る。

第五章　指導系統機關

産業組合指導系統機關として擧げなければならないのは、産業組合中央會及道府縣支會、郡部會、全國産業組合製絲組合聯合會、産業組合監查聯合會である。

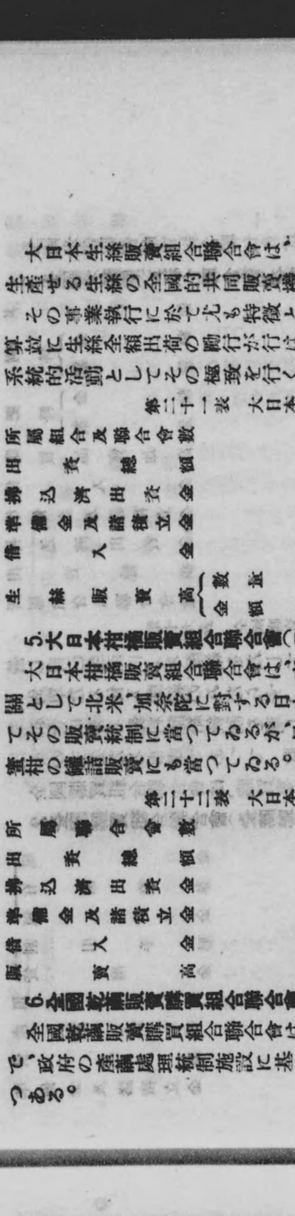

備考、昭和十四年聯合會販賣高、購買高、利用高ノ數字ハ昭和十三年末ノモノナリ

1.産業組合中央會

産業組合中央會の前身は、明治三十八年創立された大日本産業組合中央會である。

それが明治四十二年の産業組合法の改正に依つて、法人として認められ、組織變更して今日の中央會の誕生を見たのである。

正會員一一全國事業聯合會、地方聯合會、産業組合、賛助會員一一個人を以て構成せられ、全國産業組合の綜合中央機關として存在する。

其の任務とする所に三つある。

第一は、産業組合を通じて組合員たる中小産業者の政治的利益の擁護である。昭和十一年の米穀自治管理法、産繭處理統制法、重要肥料統制法——所謂農村關係三法案の支持運動の如き、産業組合課稅反對運動の如き、農山漁村生産資材確保の運動の如き、帝任の農村設置運動の如きはそれである。以て、各種の政治的、經濟的諸問題の對策を講じ組合運動の進展を阻止する諸種の障碍を排除する任務を負ふ。

第二は、産業組合の普及、組織化、連絡化全産業組合の企劃調査、指導がこれである。

未設置町村の解消——未加入農家の解消運動や、中央金庫、全購聯、全販聯、蠶絲聯、日柑聯、全乾聯、或は後述するであらう全蠶聯、監査聯等の設置への努力の如きは産業組合の普及、組織化の典型的な活動で内外地滿洲國組合の連絡として日滿協同組合懇談會の開催、内地部連絡としては産業組合大會、全國市街地信用組合協議會、全國産業組合協議會、全國農業倉庫利用組合協議會、其の他諸協議會の開催、中央機關連絡委員會、戰時對策委員會の設置の如きは産業組合の連絡的任務遂行上の施設である。

企劃調査、指導として大書せらるべきは昭和二年の産業組合振興刷新運動、昭和八年より同十二年迄の産業組合擴充五ヶ年計畫、昭和十二年より同十五年迄の第二次産業組合擴充三ヶ年計畫であると思ふ。

而して第三には産業組合教育及宣傳である。その主要なるものは

(1)**附屬産業組合學校**

大正十五年四月開校、産業組合の理事者養成を目的とし、中等程度の學校卒業者にして道府縣支會長の推薦せる地方有力者の長男を主として採用、一ヶ年教育する。

(2)産業組合長期講習會、特別講習會、その他講習會の開催

前者は大正元年より毎年開催、期間は三ヶ月間、産業組合の理事者養成を目的とし、後者は昭和十二年より開催、法律、經營、實務等の專門教育を主眼とする。

その他隨時、農業倉庫理事者養成講習會、購買事業講習會、青年講習會、農村婦人指導講習會等を開催する。

(3)雜誌、産業組合、家の光、パンフレット、リーフレット、ポスターの發行配布。

(4)映畫の作成配布等。

之等中央會の諸活動は、地方事情に即せしめ、全國に徹底せしむる爲に、道府縣毎に支會を置き、郡毎に郡部會を置いてゐる。

かくて、中央會は全産業組合の方針を決定し結束を固め以て全國産業組合の統一ある活動の中樞機關として最も重大なる任務をもつものである。

2.全國産業組合製絲組合聯合會(全絲聯)

之は專ら全國の産業組合製絲の普及發達及其の指導機關である。蠶絲業組合法に準據し、各道府縣毎に其の道府縣内の産業組合製絲を以て組織せられた産業組合製絲組合を以て構成せられる。昭和七年の創立にかゝる。

3.産業組合監査聯合會(監査聯)

産業組合監査聯合會は、昭和十三年三月産業組合の自治監査法に基いて組織せられた。全産業組合及地方聯合會、全國聯合機關を以て組織せられ、專ら産業組合及聯合會の監査及監査事務の指導に任じてゐる。

第六章　今後の産業組合

産業組合にして今日程、多くの問題に逢着した時代は無かつたと思ふ。農山漁業生産用資材問題、農業生産力擴充問題、農業團體統制問題、食糧問題、産業組合課稅問題、産業組合常務役職員待遇問題、餘裕金問題、二段制三段制の問題、指導系統と事業系統との問題、産業組合教育刷新問題等々擧ぐれば枚擧に遑がない。

文字通り内外共に多事であり、多難である。

それには二つの理由があると思ふ。

第一に産業組合それ自體が轉換期にあると云ふことである。

今までの産業組合の動きは、産業組合中央會を中心とする産業組合の普及、事業分量の增加、その組織化にあつた。

既に見たやうに産業組合網は全國の隅々にまで張り廻らされ、内地總戸數の四割七分、農業者のみについて之を見れば實に八割に近い組織化を見てゐる。その上に道府縣を中心とする地方聯合會、及全國的事業聯合機關と整然たる全國的な系統組織が確立され、その組織化は一應完成を觀たのである。

事業分量は貯金にしても、貸付にしても、肥料、飼料、米麥、産繭にしてもその取扱額の全國總額に於ける地位は數%名乃至數十%を占むるに至つた。

その運用資金は實に三十七億に達する。

右のやうな量的發展の一應の完成は、共處に新たなる方向の轉換が要求されざるを得ないと言ふことである。

常務役職員待遇問題にしても二段制、三段制問題、指導系統組織と事業系統組織との問題等の機構問題にしても産業組合教育の革新問題にしても、みなその方向轉換——新たなる途の發見——革新への陣痛の惱みであると考へる。

第二はかゝる産業組合自體の轉換を包含する日本といふ社會全體の轉換が行はれつゝあると言ふことである。

戰時經濟の進展に伴ひ産業經濟機構の再編成——新たなる經濟體制が確立せられつゝあるのである。

領域的には日滿支を含めて、質的には統制經濟を内容として、産業組合はまさに自轉と公轉と二重の轉換期に遭遇してゐるのである。

其處には潛在しつつあつた矛盾が問題として顯現すると同時に、その矛盾はより鋭角的角度に尖鋭化せざるを得ない。

現在は激動期に於ける産業組合である。日本の非常時であると共に産業組合にとつてはより以上の産業組合の非常時でもある。

この時に最も大切なものは何かと言へば、新たな途の發見であるが、それは熱と力とを有する青年の力であると斷言したい。蓋し、平時に於て從來現在はそして將來も過去の延長でしかない。從つて、産業組合の進路も運營も過去の經驗によつて律せられる經驗者に支配される。併し激動期にあつては現在は最早、過去の單なる延長と言ふわけには行かぬ。それは新しき途新しき方法の發見の苦難期である。このとき要求せらるゝものは經驗にあらずして、新鮮なる頭腦、若き熱と力とでなければならないが故である。

從來、産業組合に對する批判は、産業組合は農業と遊離してゐる。もつと産業組合は農業者の組織としての眞價が發揮せられなければならないとして農業者の立場からのみ轉換が要求された。

併し今一面考へ直さなければならないことは日本の經濟全體の立場からの批判であり轉換であると思ふ。

思ふに我國の産業經濟は、農業をも含めて中小産業に依存する度合が極めて大である。

このことは我國の經濟の弱味であると同時に非常な强味でもある。人的資源や食糧資源に於て優に他國に優り又日本商品が世界市場に於て常に他國の商品を壓倒し得る所以は此の爲に外ならない。

今や戰時經濟の進展に伴つて國家統制は强力に遂行し、産業經濟の再編成が行はれつゝあるけれども、それは中小産業の潰滅を意味しない。改變はあるとしても大局的にはこの日本の經濟の特性を生かしつゝ統制經濟に編成さるゝことでなければならない。

こゝに組合制度の重要性がある。

そこで産業組合のみならず廣く協同組合は單に組織者の利益を圖るのみでなく、國家の統制經濟を行ふ爲の組合——即ち國策を遂行する爲の組合てふ性質を多分に帶びて來ざるを得ないと思ふ。この爲、國家機構との關連に於て、組合の統制力の點に於て十分なる考慮がなされなければならない。

即ち眞に、その任務を果し得る爲には、組合は自らの思想を一新し現在起りつゝある諸矛盾、就中組織構成を是非とも變革、整備しなければならないと考へる。

而して亦、考へても見よ。

三十七億の資金を、整然たる全國的系統組織を以て運用しつゝある産業組合の相手は、肥料商、米穀商等々所謂中小商工業者でしかない。

それは産業組合三十七億の經濟力は僅かに中小商工業に必敵する程しかの力しか發揮せられてゐないといふことに外ならない。

それは新しき批判、新しき途、新しき行き方が考へられなければならないと言ふことである。

第七章　農村團體統合問題の經緯

農村團體の現在

農漁村團體は廣義の意味に於て六十餘團體、狹義に規定し農漁村と直接結びつく團體は二十九團體に達する、うち漁業關係の全國漁業組合聯合會、大日本水産會、帝國水産會及び農山、漁村を對照として組織され

てゐる、農山漁村文化協會を除くと、二十五團體になる、其は次の通りである。(昭和十五年九月十五日現在)

帝國農會、大日本農會、產業組合中央會、全國購買組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、大日本柑橘販賣組合聯合會(全購聯、全販聯、日柑聯は合併)、全國養蠶業組合聯合會、全國產業組合製糸組合聯合會、大日本製糸販賣組合聯合會、全國乾繭販賣組合聯合會、中央畜產會、養鷄中央會、帝國馬匹協會、全國山林會聯合會、大日本山林會、帝國森林會、農村更生協會、帝國耕地協會、日本競馬會、茶業組合、中央會議所、農產物販賣協會、滿洲移住協會、日本競馬會、軍用保護馬鍛錬中央會、

以上は漁業團體も加へて昭和十一年十一月、中央農林協議會を組織し事業上の連絡を圖り協調を保ちつゝあり、中央農林協議會は設立當初酒井伯爵が會長であつたが、伯の阿部內閣農相就任に依り有馬伯が代り、現在有馬伯が會長で、產業組合中央會、帝國農會、全國養蠶業組合聯合會、帝國水產會、中央畜產會、帝國馬匹協會、全國山林會聯合會、農村更生協會が常任理事、幹事團體となつてゐる。(昭和十五年九月十五日現在)

農村團體統合の發足

農業團體統合が日程に上つたのは昭和六年頃であつた、其後機會ある毎に問題が檢討せられ來つたが、昭和十二年日支事變の勃發と共に愈々具體化の氣運が釀成、昨年九月には昭和研究會の私案が發表せられ、同年十月二十五日より八日迄開催の帝國農會の總會に於て建議が可決された。他方產業組合全國大會に於いては帝國農會と產業組合の合併問題が議案として取上げられ、農村經營上の切實な要望として强調された、特に最近の事情は帝國農會と產業組合の合併を先ず要求する傾向にあつた。其は次の如き理由に出發するものである。

卽ち、經濟更生運動以來、農會と產組の提携協力が顯著となつて來たが、農會の技術員が、產業組合事業に協力するもの、產業組合が經費を負擔して、農會に技術員を設置せしめ、生產の指導に當つてゐる事例は極めて多い、模範村と稱せらるゝものは兩者の緊密なる連繫に依る、農會技術員は、『農作物の增產指導も販賣先を決定し、安心して行ふ樣にならなければ張合がない』と言ふし、產業組合は『生產の指導がなければ品質の改良も、規格の統一も、出荷の統制も出來ないから販賣事業はうまく行かない』と言ふ、亦『購買品の選擇に就いても、實際の生產指導に當つて見なければ、ほんとうに地方に適當した農具、肥料等を選別することは出來ない』とこれ等の叫びは農業經營の實際から生れた切實な要望である。

之等の聲でも裏書きせられてゐる樣に、帝國農會と產業組合の任務は、農業經營上、恰も車の兩輪を成してゐる、何れが缺けても所期の目的は達し得られないのである、この點に對しては有馬農林大臣も同感の意を表し、八月二十七日技術團體の蹶起に依り問題が複雜化した折、次の如く述べてゐる。

『全技術團體も一緒になるといふことは、洵に結構である。然し何と言つても農會と產組のことを先ず考へなければならない』と、かくて農業團體の統合は、帝國農會と產業組合の合併を中軸とし、他の諸團體は必要に應じて統合する、といふ現實の事態に出發したのであつた。

中農協統合案の決定

以上の如き情勢よりして中央農林協議會では、緊急理事會を開き統合案を協議した。理事會では種々と意見が開陳されたが結局有馬會長一任となり。有馬會長は其具體案作成を農村更生協會に依頼、農村更生協會では同協會役員であり、產業組合中央金庫の理事である、田中長茂氏が中心となつて、具體案作成に着手したのであつた。

然るに其後、この傾向を見て取つた中央畜產會他技術八團體は(中央畜產會、養鷄中央會、帝國馬匹協會、全國山林會聯合會、大日本山林會、

帝國森林會、帝國耕地協會)『帝國農會と產業組合だけの合併には反對だ、技術團體をも加へて全體的合同をなすべきである』との主張の下に起つた、同八團體の代表として、中央畜產會副會長河野一郎代議士は八月二十七日、右の意見を持つて、千石全購聯會長、有馬中農協會長を訪問、意見を開陳した。中農協では直ちに理事會を開催、事態の收拾につとめた。其處で理事中左の如き十人の委員を上げて、統合問題の處理に當らしめることとなつた。

農業新體制委員、千石興太郎(全購聯)荷見安(中金)高草美代藏(漁聯)福島喜男(全養聯)大場信織(耕地協會)河野一郎(中畜)熊野英(產組中央會)村上龍太郎(農村更生協會)東浦庄治(帝農)鈴木覺四郎(全山聯)

第一回委員會は二十七日午後一時より中金に於て行はれたが、この會合では『各委員が私案を持寄り三十一日の第二回委員會に於て檢討する』といふことで散會、引續き三十一日には第二回委員會が開催され、全國山林會聯合會(鈴木)、中央畜產會(河野)、全購聯(千石)、全漁聯(高草)、全養聯(福島)の五私案が提出され、千石興太郎氏座長となり、各私案の檢討をなした。其以前、二十九日に河野一郎氏は、其私案が中農協私案であるが如く、各日刊紙に一齊に發表、當日は河野氏の背信行爲に對し批判の矢が向けられ、一時分裂の危機に立つた。然し河野氏の辯明に依り一應問題は納り九月五日に第三回委員會を開催する、といふことで散會となつた。

五日の第三回委員會には、折柄新體制委員として歷史的活躍を續けてゐる有馬賴寧伯が出席、新政治體制の進行情況竝に其本質を說明、農業新體制も、新政治性格に卽應すべき趨前で進むべきことを要望、引續き議事に入り帝農案(東浦)が提出された。一方有馬中農協會長が、農村更生協會に依頼中の中農協案も脫稿、有馬會長の手許に提出しある旨を村上委員が報告、今後中農協案を中心とし、六委員の私案は綜合案として進むこととなつた、九日には第四回委員會が開かれ、中農協案が檢討され、十三日の第五回委員會で、更に檢討することとなり、十三日には第六回委員會を開き、多少の修正を加へ根本原則を決定、十七日第七回委員會で更に檢討、民間團體の代表案として農林省に答申することとなつた。

中農協案の內容

中農協案は、農林漁業諸團體を『農林漁業中央會』なる單一系統團體に統合すると共に、農業の販賣、購買等の事業部門の統制には『全國農林經濟聯合會』を設け、漁業部門は『全國漁業組合聯合會』をもつて統制機關とし、更に金融に關する全國機關として、現在の產業組合中央金庫を『農漁中央金庫』として當らしめる、四本建の統合方式を採り、之等機關は相互に橫の連絡を持つと共に、最高機關たる『農林漁業中央會』に依つて一元的に指導・統制され最高機關たる『中央會』は、農林漁業を代表し、國家機構に參畫せんとするものである、尙其方針竝に要綱は次の通りである。

第一、方針

世界的變革に伴ひ新事態に卽應する我國新體制の確立と、我國民經濟の全分野に亘る計畫經濟貫徹の必要性とに鑑み農林團體の統制は概ね左記方針に依り之を爲さんとす。

(一) 世界的變革に卽應する高度國防體制下に於ける農業の重要性に鑑み新體制の主翼として之が基底たる新農業體制の確立の見地より行はるべきこと

(二) 新に設立せらるべき團體は各個經濟又は各個別產業部門の利益代表乃至擁護の觀念を淸算し公益優先の新體制の根本理念に卽應し國家最高目的を貫徹する爲大乘的見地より各職域に應ずる滅私奉公の具體的實踐組織たらしむると共に農山漁民の綜合的指導機關たらしむること

(三) 戰時國民經濟の一環たる農林漁業部門に於ける計畫經濟の發

展と之に伴ふ統制の實施及基本形態の整備を期し得る組織たること
(四) 農林漁業生産力の發展を阻害する各種條件の克服及日本農村の大陸進展を容易ならしめ以て我國農林漁業の安定と向上とを全面的に確保促進し得るの組織たること
(五) 農林漁業と密接不可分の關係にある配給業者及加工業者に對し生産、流通及消費の全分野に一貫したる農林食糧政策の貫徹を期し得るの組織たること
(六) 農林及食糧行政の保障者たると共に農山漁家の創意の助長者たるに適當する組織たること
(七) 行政官廳との間に相互の聯繫を緊密ならしむること

要綱

△農林漁業中央會＝法律の規定により道府縣農林會、全國農林經濟聯合會、農漁中央金庫、全國漁業組合聯合會を强制加入せしむる法人とす
△道府縣農林會＝法律の規定により市町村農林會を强制加入せしむる法人とす
△市町村農林會＝(イ)當該市町村に居住する農林業者及び農林業に直接關聯を有する者（例へば地主、勞働者）及び(ロ)農林經營に密接不可分なる關係を有する商工業者を以て構成する但し(イ)に所屬する者は當然加入とし(ロ)に所屬する者は任意加入とす
△部落支會＝事業は部落民の經濟生活のみならず、その他の生活部面に關する事業も廣く行ひ得るものとする
△全國農林經濟聯合會＝法律の規定により道府縣農林會を强制加入せしむる法人とする
△農漁中央金庫＝産組中央金庫を改組し農漁中央金庫と爲し全國農林經濟聯合會、道府縣農林會及び全國漁業組合聯合會は强制加入とし市町村農林會及び漁業組合は任意加入とする
△全國漁業組合聯合會＝法律の規定により道府縣漁業組合聯合會を强制加入せしむる法人にして所屬聯合會の共同の目的を達するを以て目的とす
△道府縣漁業組合聯合會＝法律の規定により漁業組合を强制加入せしむる法人にして所屬漁業組合の共同の目的を達するを以て目的とす
△漁業組合＝法律の規定により部落又は町村内居住の漁業者、漁業從事者、水産製造業者を强制加入せしむる法人とする

農林省の方針

農林省では農業團體統制は、企劃委員會に於て研究立案することゝなり、八月三十一日以來、屢々會合が開催された。委員の顔振は、井野次官、村上馬政局長官、梶原文書、伊藤秘書、山添経政、久保畜政、崎田總務、和田調整、黒河内産組の各課長外關係官で農林大臣の諮問事項として、この問題を取扱つた。三十一日第一回會合に於ては、次の三要點を議題にした。

一、農業團體中、經濟團體（事業團體）と技術團體を如何に取扱ふか、即ち兩者を一つに包含し、經濟團體を中央指導部の下におくか、又は兩者を別々に統制するか
二、水産、山林等の特殊團體を如何に取扱ふか
三、全販、全購その他配給、消費部門の團體に對する統制

以上の三要點であつたが、引續き研究討議の上省案を決定することゝなつた。

然し此處に於て注目すべきことは、農林團體の事業機關（全販、全購、日柑聯等を指す、但し三機關は合同、十二月から店開きする）を國策會社に改編すべし、との意見が省内の一部に擡頭したことである。其の具體的な理由は次の如く上げられてゐる。

一、農業生産力の維持擴充に重點を置く、利益代表及び指導機關、經濟機關は一元化すべきである。
二、産業組合系統機關の販賣、購買、金融の各部門を切離し、夫々國

策會社を創設し、一般商人機構も之に包含、別に指導技術代表部門のみで、一元的統制機關を創設すべし。

といふのである。果してこの意見が省案決定に、如何なる程度に反映するかは豫測を許さないが、とに角産組事業機關存立の如何が問題とせられてゐる矢先だけに注目される。

他方亦、中農協案が既に決定を見たのに對し、農林省としての正式な意見は發表されてゐないが、企劃委員會の意向は十七日大體次の如くであると言はれてゐる。（十七日發行の協同組合新聞）

一、漁業組合の特殊性を認めたことは妥當であるが、町村以下においては漁業組合と雖も別に獨立さす必要はなく寧ろ單一團體に統制するを可とするのではないか
一、經濟事業中央機關として全國農林經濟聯合會を置いてゐる。これは全購、全販聯の合併したものと解されるが果して斯うした機關の獨立が必要であるか
一、農林漁業中央會は全國漁業組合聯合會、農漁中央金庫、全國農林經濟聯合會及び道府縣農林會で構成することになつてゐるが全國農林經濟聯合會の構成員たる道府縣農林會が全國農林經濟聯合會を構成してゐるのは妥當かどうか
一、中央蠶絲會その他蠶絲團體に對する統制方針が明瞭でない
一、國策會社との關係に全然觸れてゐない
一、上意下達機關としての機能に乏しい

一方中農協案は、農村更生協會が立案、農村更生協會の主宰者が石黒農相であり、然も立案の中心が石黒氏の腹心で、中金理事の田中長茂氏であつた關係からして、同案は多分に石黒農相の私見が盛られてゐる、と見るべきで、農林省案も同案と全く別個のものであるとは考へられない、亦農林省では今議會の協賛を經る必要上、早急に省案を決定すべく、尚且議會の協賛、法律の改正を經る必要なき事項は、國家總動員法を發動して實行に移す、と言明してをり、恐らくは本年報が世に出る時期には、既に實行の段階に入るであらうことが豫想せられる。

各案の檢討と展望

農業新體制は、高度國防國家の建設を目標とし、公益優先の原理の上に、國家の要請する農業生産物の確保を使命とするものである。從つて中農協案には、先づ其れが規定されてをり（基本方針第一、第二）次にこの目的に向つて行はるゝ生産力擴充を阻害する要素の克服が問題とせられるのは當然で、其は同じく第四に規定されてゐる。だが其と同時に重要なることは、『公益優先の原理』といふはゞ倫理的な要請が、日本農業てふ土壌の上で、如何なる形で經濟の理論の中に溶け込み、渾然一體をなして生産力擴充を可能ならしめるか、究明されなければならない、『利潤追及』と呼ぶには餘りに零細な、我國農民が、現實に與へられた生産諸關係の中から、如何にして生産力阻害の諸條件を克服して行くのか、更に如何にして、生産諸關係の桎梏を……土地問題其他……生産力發展の名に於て打開し得るか、が農業新體制確立の前提條件として規定される必要がある、中農協案は、高度協同體制の確立と、技術水準の向上を根幹とする、勞働樣式の再編成に依り生産力の飛躍的發展を目指してゐる。だが我國農業の諸條件は、其條件の前に本質的解決の必要ある條件が、累積してゐるのではあるまいか、この點に對しては同案第四項に『日本農業の大陸進展と農林漁業の安定』で取上げてゐる、然し問題は適正農業經營規模のみでは解決しない。

次に組織大綱である、農業新體制委員會（中農協の）で最も問題になつたのは、水産關係團體の取扱方法である、中畜（河野）案では、農、漁を一括してをり、帝農（三浦）案では全然別個に取扱つてゐる。中農協案は其中庸を行き、不即不離の建前を取つてゐる。即ち、最高機關たる農林漁業中央會と、金融中央機關たる農漁中央金庫とに、水産團體を强制加入せしめ、道府縣農林系統とは切離してゐる。半農、半漁形態の多い我國沿岸漁業の實情を見ると、兩者の統合を單なる任意組織の評議

會をもつて微溫的な統制をなすよりも、渾然一致、一體となる方策が現實に即してゐるのではあるまいか、この點に對しては、農林省に於ても相當檢討を加へ、獨自の方針で臨むものと見られる。

中央は各案ともにそれ〴〵達つてゐるが、道府縣下の下部組織に於ては、指導、統制、金融の三本建で進む點で、各案とも一致してゐる。これは府縣の實情が既に、其方向に向つて實行されてゐるに依る。特に亦問題となつたのは金融と、事業の中央機關をどうするかにあつた。事業機關に就いては農林省にも獨自の見解を持つてゐる樣であるが、既に全販、全購、日柑聯を合併、統合の先驅をなしたが、新たに誕生すべき『全販購組合』が其まゝで、新たに誕生すべき、統合團體に加盟して行けるかどうか、其は再檢討の餘地が殘されてゐる。特に産業組合事業機關は、資本主義華やかなりし時代、其風より農村を防衞するにあつた。特に昨今の如く、全販購の取扱品目の大宗たる、米、肥料、木炭には公定價格が設定され、割當配給が實施され、重要品別に國策會社が創設され、全販購の役割も漸次必要性が低くなつて來てゐる。この點では帝農案(東浦)は眞向から其解消を要求してゐる點で、千石案に對立、中農協案は千石案の色彩が濃厚である。

次に中農協案は全國農村經濟聯合會と、問題の國策會社との連關を缺いてゐる。この點千石案は飽く迄協同組合事業機關の見地より、次の如く規定してゐる。

農業に關する國策統制會社中全國農業協同組合事業聯合會の整備擴充により無用化したるものは之を廢止又は其の事業ならびに政府出資は全國農業協同組合會に移管合同すると、東浦案は『農業關係の國策會社は全國農業團體に於て統制する』と明確に規定してある。他面農業關係の國策會社は、其多くが、産業組合と商業者の相剋摩擦を緩和せしめるための機關として、誕生してゐる。從つて農林商工事務調整が行はれ、其間の根本的調整が行はれる時に、其存在意義を失ふのである。從つて其は當然全國農業團體に統制せられ、必要なきものは解消さるべきであらう。亦國策會社を吸收し、國策の名の下に統制を行ふものとするならば、産組イデオロギーの根本的更改が要求せるゝであらうし、經濟事業機關の經濟機能と、指導統制機關の統制機能が、眞に農業生産力擴充の線に沿ふて、統一されるにも其が必要である。この點に對して、新團體の役は極めて重大である。

附記　有馬頼寧伯は大政翼贊會事務總長就任のため、九月十八日産業組合中央會々頭を辭任した。

次に水産四十三團體は十七日赤坂三會堂に於て會合し、農林團體とは別個に水産だけの統合案を作成、農林省へ建議した。

(九月二十日稿)

第二類　全國産業組合要覽

第一章　北海道産業組合要覽

一、沿　革

本道は明治三十三年三月産業組合法發布當時は戸數二十萬、人口一百萬に過ぎず、內農業者はわづかに半數にして此等農業者の大半は移住者にして、所謂內國植民時代なりし爲同法を府縣と同樣に施行すること困難なる狀勢にありたるを以て、同法以外に明治三十三年六月勅令第二百五十五號を以つて「北海道に於て農業者の設立する産業組合に關する勅令」發布せられ、翌三十四年六月より實施せられたり。

かく本道には産業組合法の勅令による二種の農村産業組合併存せしも、當初いまだ組合趣旨徹底せず普及を見ざりしが、明治三十五年一月設立の札幌郡江別町に勅令に依る無限責任江別勤儉信用組合は本道組合の嚆矢、續いて同年三月函館市に無限責任函館購買組合、樺戸郡新十津川村に無限責任新十津川信用組合設立され、同年四月松前郡大島村に産業組合法に依る最初の組合として無限責任江愛信用組合(現在の大島村信購販利組合)の設立を見たり。

爾來法律による組合、勅令による組合は其數を增加し、明治三十八年末に於ては兩種合して其數三十一を算するに至りしも、其の基礎亦堂閻ならずして事業休止の狀態に陷れるもの多々ありき。ことに明治三十九年四十年にはその設立極めて少く、四十一年以來本道拓植計畫の進捗に伴ひ組合の趣旨も次第に徹底せり。かくて農村産業組合は漸く健實なる發達を見るに到りたるを以て大正六年五月勅令第二百五十號は廢止せられたり。當時の組合數は勅令によるもの七十三、法律によるもの四十三、合計百十六組合なりき。

大正二年全道に亘る大凶作の爲、多く設立されざりしが大正三年末歐洲戰爭による好況により組合も飛躍的發展をとげたり。しかるに戰後の世界恐慌のため及び部落組合合併のため昭和元年四百九十七組合となりしものが昭和十二年末には三百六十八組合となれり。(大正六年以後の事情は他府縣共通なれば特に記さず)。

一、一般狀況

組合總數	三六五	貯金	八五、六七四、四四四円
調査組合數	三四四	貸出金	四三、一六〇、三二四
組合員數	一九九、〇五四人	販賣高	二三七、五二一、三六一
內法人數	六、三六七	購買高	五四、六五三、四八三
出資總額	二四、一〇〇、五一〇円	利用料	九九、七七
拂込濟出資金	二六、八〇八、一四一	預ケ金	三一、九三、四九九
準備金及諸積立金	六、六五四、七七四	有價證券	四、三三、三五四
借入金	二四、一〇四、九六七	現金	二、三五六、三六六

(昭和十四年十二月末現在)

一、産業組合聯合會概況(昭和十三年度末現在)(但特殊聯合會を除く)

保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會

所屬組合數	三六八	販賣價額	四九、六二、〇四三円
出資金總額	二、三四、〇〇〇円	購買價額	二九、七三、一四六
拂込濟出資金	一、九九、九二四	賣却價額	二九、六三九、〇三九
準備金並諸積立金	四五、四〇三	預金	二、九九七、一四九
借入金	二、三三、八三九	有價證券	一六五、三五六
貸付金	六、九二、八八	現金	——
貯金	二七、二九、三八	剩餘金	二五六、六二

第二類　全國產業組合要覽

北海道之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剩餘金
松前郡							
大島村信購販組合	松前郡大島村	植田龍潭	明治卅五年四月十八日				
吉岡村信購販組合	〃　吉岡村	船木武夫	大正五年四月十八日	二六二	一五、六三〇	三、四八四	
福山信購販組合	〃　福山町	平田卯三郎	大正七年十二月四日				
大澤村信購販組合	〃　大澤村	高畑良雄	大正七年三月二十日	二六五	一三、九二〇	八、一二一	四九
小島村信購販組合	〃　小島村	堀川源三郎	大正十三年六月十八日	四五〇	二三、〇〇〇	四二、〇〇〇	
福島村信購販組合	〃　福島村	金澤孫作	大正八年十一月廿三日	三八八	一五、一八〇	一六七	六八九
函館市							
湯川信購販組合	函館市湯倉町	酒井政吉	昭和十一年一月十八日	一八〇	三、九六〇		二二七
龜田郡							
大野村購販利組合	龜田郡大野村	齋藤定弘	明治四十一年六月六日	八九五	四七、一〇〇	四五、〇〇〇	三、四一九
桔梗信購販利組合	〃　龜田村	横山毅夫	大正四年九月七日	四七七	三三、九〇〇	一四、〇五七	三、四二六
龜田村信購販組合	〃　龜田村	木谷勝太郎	昭和七年三月十四日	二九七	一四、一六〇	一九七	
假法華村信購販利組合	〃　假法華村	佐々木利助	大正六年一月廿四日	二〇九	九、六三〇	六、六八八	二七七
汐首信購販利組合	〃　戸井村	松田富三郎	昭和三年十二月十一日	一〇三	一五、二五〇	二、五二三	

尻岸內村信購販組合	龜田郡尻岸內	山田長平	大正九年三月四日				
七飯村信購販利組合	〃　七飯村	大竹幸次郎	大正九年六月七日	七四六	五一、二七〇	三〇、六二四	
大沼信購販利組合	〃　七飯村	小林房之助	大正十四年八月廿五日	二三六	一一、九六〇	二、八二九	
宇賀信購販利組合	〃　鐵龜澤村	寺谷勇平	大正十五年四月六日				
上磯郡							
木古內村信購販利組合	上磯郡木古內村	增田信吉	大正十五年四月一日	一、〇四三	一三六、八〇〇	五九、九一三	一〇、七七四
上磯町信購販利組合	〃　上磯町	內山慶助	大正六年八月廿五日	六〇〇	三九、九五〇	六、三一一	一、九四五
知內信購販利組合	〃　知內村	伊藤政榮	大正八年二月三日	六一〇			三、五二〇
茂別村信購販組合	〃　茂別村	南部湯藏	大正八年四月十一日	一六五	六、九六〇	六、一八六	三九五
茅部郡							
森町信用組合	茅部郡森　町	佐野雨田	明治四十四年五月廿四日	一、二六三	二五九、〇五〇	七三、四四九	一九、〇三五
森町販購利組合	〃　森　町	松浦文市	昭和七年二月廿二日	二七三	七、一二〇	二、六一二	一、二四四
落部村信購販利組合	〃　落部村	長谷川信義	大正六年八月二日	二四八	一九、〇〇〇	四、〇四九	二、六五四
砂原村信購販組合	〃　砂原村	小川利兵衛	昭和七年五月十九日	三三四	一七、四〇〇	二、一九九	一、四六二
鹿部村信購販利組合	〃　鹿部村	伊藤源吉	昭和十二年九月八日				
山越郡							
八雲信購販利組合	山越郡八雲町	八尾吉之助	大正六年二月五日	一、一七八	八四、五〇〇	一七、一一九	一〇、二九二
八雲酪農販利組合	〃　八雲町	幡野直次	昭和七年一月廿九日	七八一	三、九一五	八、五六七	一、一一三
長萬部村信購販利組合	〃　長萬部村	清水留太郎	大正六年七月五日	四三〇	四一、四五〇	二、四八一	三五二

| | | |

| | | |

| | | |

奈井江信販購利組合	空知郡砂川町	北　勝太郎	明治三十六年十二月九日	七七四	一三一、九〇〇	七二、〇六〇	一三、一四三
砂川信購販利組合	〃　砂川町	森下友平	大正八年三月廿八日	五六二	六四、五〇〇	二一、八六六	一〇、一八三
南空知太信購販利組合	〃　砂川町	明圓一郎平	大正五年七月二十日	九五	二〇、九〇〇	二、七五〇	―
富平信販購利組合	〃　砂川町	長谷川長七	昭和四年一月七日	七〇	六、四〇〇	三、〇〇〇	―
瀧川信購販利組合	〃　瀧川町	太田信吉	昭和五年二月二十日	七二	五、四〇〇	一、九八二	四二八
江別乙信購販利組合	〃　江部乙村	三澤貫之助	大正九年十一月十七日	五八七	五二、六五〇	一一、六二五	一一、三四五
赤平村信購販利組合	〃　赤平村	藤永定次郎	大正十二年十一月十九日	三六二	二六、三五〇	四、六一三	二、三〇四
芦別信購販利組合	〃　芦別村	浦山竹次郎	大正九年十一月五日	五三〇	三八、一五〇	一〇、〇四九	二、三五九
班渓信購販利組合	〃　芦別村	内　俊友	大正十二年二月十二日	四一三	三三、八五〇	七、九八〇	三、〇〇三
音江信購販利組合	〃　音江村	深澤吉平	大正五年四月二十日	八九五	九三、五五〇	四六、五三七	八、三五四
雨龍郡							
鳳生信購販組合	雨龍郡妹背牛村	稲木小千太	大正五年十一月十七日	一七〇	三五、〇〇〇	六、六二一	二、三一五
深川信購販利組合	〃　深川町	川上嘉平	大正七年十月七日	三五一	六五、九〇〇	一一、八〇三	一、三六四
一已信購販利組合	〃　一已村	五十嵐國松	大正八年十一月五日	六二二	八三、八〇〇	一九、七一七	一五、九三五
納内信購販利組合	〃　納内村	中川嘉一	大正十年三月十八日	三三一	四二、九〇〇	三、五二四	五三三
幌加内信販購利組合	〃　幌加内村	玉置竹松	昭和三年七月十九日	四九四	四四、六五〇	一二、七四四	九、四二五
添牛内信販購利組合	〃　幌加内村	牛澤喜助	昭和八年二月十七日	二〇二	三五、五〇〇	五、一六四	五、四四六
秩父信販購利組合	〃　秩父別村	下地長九郎	明治四十四年八月十一日	七五五	一四五、七二〇	二八、六三一	一五、六八五
沼田信用組合	〃　沼田村	坂本伊之助	大正七年七月廿七日	五三	五、〇二〇	七、一一七	七三二
雨龍信購販利組合	〃　雨龍村	後藤武雄	明治四十五年四月六日	四三八	二八、九五〇	九、六八四	二、五〇三

板谷農場信購販利組合	雨龍郡北龍村	北　政清	大正十二年九月四日	五一四	六七、一四〇	四四、二八二	一一、三四五
沼田信販購利組合	〃　沼田村	稲垣源一	大正七年八月廿三日	七一二	一三〇、五五〇	九五、八六二	一九、九二三
北龍村三和信購販利組合	〃　北龍村	加地彦太郎	大正六年十一月三十日	二三四	四五、〇〇〇	二六、五八六	四、七六八
樺戸郡							
新十津川信購販利組合	樺戸郡新十津川村	後木喜三郎	大正七年四月五日	二、二八八	二七九、一五〇	一三四、三四六	一八、六四六
浦臼村信購販利組合	〃　浦臼村	友成又六	昭和二年九月十七日	四二三	七三、六〇〇	一〇、四七三	一二六
月形信購販利組合	〃　月形村	大井騎一郎	大正五年十二月廿三日	五〇八	六七、三五〇	七、九八六	―
夕張郡							
上長沼信販購利組合	夕張郡長沼村	平田常藏	明治四十三年八月廿三日	二三一	三五、五〇〇	一四、六三九	二、〇一三
長沼信購販利組合	〃　長沼村	山田貝藏	大正十年一月十五日	五九八	三三、七〇〇	六、一六七	七三六
幌内信購販組合	〃　長沼村	縫田與藏	大正七年七月廿九日	一一四	一四、八〇〇	一三、七九六	一、五三九
角田村信購販利組合	〃　角田村	田中兵藏	大正十三年六月五日	一、五五一	四五一、八〇〇	一〇〇、〇八九	―
北學田信購販利組合	〃　角田村	吉田巳作	大正五年二月三日	七三	一六、〇二〇	一、一七六	一、二三三
南角田信購販利組合	〃　角田村	酒井教平	昭和五年四月九日	一五九	二三、四〇〇	二、七四〇	四七九
夕張信用組合	〃　夕張町	松尾孝之	昭和二年五月廿五日	四六四	九八、〇〇〇	三〇、八一七	七、九三九
由仁信販購利組合	〃　由仁村	高橋精三	昭和七年六月三十日	一、〇〇三	二〇〇、一五〇	四五、三七五	一〇一、三八九
清水澤信購販利組合	〃　夕張町	北澤茂作	大正十四年八月二日	二二六	二二、〇〇〇	四、七九六	一、四八七
沼ノ澤信購販利組合	〃　夕張町	鎌田儀藏	大正十四年九月十一日	三五一	二八、〇〇〇	六、八二一	―
勇拂郡							
古冠信販購利組合	勇拂郡古冠村	峰廻英雄	昭和八年五月廿六日	二三一	一三、三〇〇	九一四	二、八四一

| | | |

中川郡							
中川村譽平信販購組合	中川郡中川村	三好精一	大正三年十二月九日	一五五	一七、九〇〇	一、一三八	一、二八七
中川村中央信購販組合	〃 中川村	瀧本信一	大正三年十二月九日	二一八	一八、八五〇	二、三八八	一、二〇一
常盤村信購販利組合	〃 常盤村	宇佐見理兵衛	大正三年十二月九日	六九	五、〇五〇	二、〇一六	七三二
美深信購販利組合	〃 美深町	堀捨次郎	昭和三年七月十一日	一、〇二八	三八、八〇四	一四、三八九	一〇、一五四
智惠文村信販購利組合	〃 智惠文村	丹野助七	昭和十三年六月十日	—	—	—	—
留萠郡							
留萠信購販組合	留萠郡留萠町	山本仁次	大正十四年三月廿七日	—	—	—	—
留萠信用組合	〃 留萠町	堺太一	昭和七年十一月廿一日	—	—	—	—
留萠農村信購販利組合	〃 留萠町	原田太八	昭和八年三月三十日	三四五	二一、六五〇	—	二四一
小平蘂信購販利組合	〃 小平蘂村	林利作	昭和三年三月十九日	五三九	六二、六五〇	七二二、〇〇七	—
鬼鹿村信購販利組合	〃 鬼鹿村	橋村榮松	大正十年五月四日	七七	一二、三五〇	三、六六一	一〇二
增毛郡							
增毛信購販利組合	增毛郡增毛町	藤原繁藏	大正十年七月十日	五四一	六四、〇〇〇	七、二八五	八七
苫前郡							
天寶信販購組合	苫前郡天寶村	戸田欽助	大正十五年三月五日	一九七	八、三三〇	一〇、九九六	一、二六八
苫前村信購販利組合	〃 苫前村	伊藤条三	大正六年七月六日	五一九	九二、七〇〇	九、八六七	一、一五七
羽幌信購販利組合	〃 羽幌町	蒔田余吉	大正九年五月十四日	五四六	七二、三〇〇	五、八六〇	一二、七六九
初山別村信購販利組合	〃 初山別村	渡邊時太郎	昭和九年六月十一日	—	—	—	—

天塩郡							
雄信內信購販利組合	天塩郡天塩町	高桑清助	昭和九年五月十一日	一八九	二〇、六五〇	一、〇八〇	一、五〇九
天塩信購販組合	〃 天塩町	加納善太郎	昭和六年十一月廿七日	三一〇	四一、六五〇	二、三八五	七五六
遠別信購販利組合	〃 遠別村	大西丈太郎	大正八年八月十一日	四〇九	三九、三五〇	四、五四五	四五九
幌延信販購組合	〃 幌延村	中田惣吉	昭和八年十月廿一日	二三一	二一、六〇〇	二六九	一三三
豊富信購販利組合	〃 幌延村	水戸部俊次郎	大正六年四月廿四日	二九八	四六、〇〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇
問寒別信販購利組合	〃 幌延村	金住重太郎	昭和八年八月九日	一九四	三六、二〇〇	一、二一三	二、二二三
兜沼信購販組合	〃 幌延村	工藤多喜太	昭和六年九月九日	二五六	二五、六〇〇	六五六	二、〇〇四
静內郡							
静內信販購利組合	静內郡静內町	吉田貫一	大正十二年四月十七日	五五二	二七、七八〇	一五、一三五	二、八七九
新見牧場購買組合	〃 静內町	增村嘉雄	昭和七年九月五日	八七	一二、四〇〇	二、四七九	九三二
沙流郡							
門別信購販利組合	沙流郡門別村	森永新耕	昭和二年五月二二日	—	—	—	—
平取信購販利組合	〃 平取村	安田權兵衛	昭和七年二月十五日	七〇〇	七八、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、〇〇〇
右左府信購販利組合	〃 右左府村	西島一次	大正十年十二月廿七日	二九二	三七、四〇〇	七、七九二	一、五二八
新冠郡							
新冠信購販利組合	新冠郡新冠村	浅川義一	大正十年五月十一日	二五一	二九、二〇〇	五、四二四	一、八三一
三石郡							
三石信購販利組合	三石郡三石村	廣田時治	大正十年五月十一日	六四五	七三、一五〇	一二、五〇六	一、二八六

浦河郡							
浦河信用組合	浦河郡浦河町	高木徳治	大正十三年四月十三日	五二六	七二、六二〇	一三、五五五	四、二五五
浦河農業信購販利組合	〃 浦河町	佐々木茜一	昭和十年九月九日	三三八	四五、三〇〇	一二、三五一	二、八六七
荻伏信購販利組合	〃 荻伏村	澤吉夫	明治四十五年一月九日	四一五	三六、五一〇	一六、九二七	—
様似郡							
様似信販購組合	様似郡様似村	瀬口喜作	大正三年十二月八日	一九〇	二一、七〇〇	一、九八五	八五〇
誓内信購組合	〃 様似村	佐藤八三郎	大正十四年九月廿五日	九〇	六、一八〇	二、八五五	三三九
幌泉郡							
幌泉信購販利組合	幌泉郡幌泉村	大山澄治郎	昭和四年九月二十日	三八九	一五、四八〇	七、一一四	六、七一一
虻田郡							
豊浦信販購利組合	虻田郡豊浦村	正源次作	昭和六年十二月七日	四五一	二八、一五〇	六、七九四	四、一九二
洞爺信販購利組合	〃 洞爺村	牧野健市	昭和九年一月三十日	四四〇	六〇、〇〇〇	一、二三〇	—
虻田信販購利組合	〃 虻田町	武川喜太郎	大正六年三月廿八日	二四〇	二二、九五〇	三、七六四	一、三二二
有珠郡							
壮瞥信販購利組合	有珠郡壮瞥村	南條喜三郎	大正六年一月十九日	五一一	四〇、五六五	二七、一九五	三、二五五
徳舜瞥信販購利組合	〃 徳舜瞥村	多羅尾政雄	昭和八年四月廿一日	一九四	一一、一五〇	一、〇〇四	三三〇
伊達信購販利組合	〃 伊達町	常盤正定	昭和二年五月廿三日	九二〇	七九、七五〇	二二、三〇二	—
勇拂郡							
苫小牧信用組合	勇拂郡苫小牧町	小保方卯吉	明治四十三年十二月廿七日	一六八	二三、三一〇	七〇一	—
苫小牧信販購利組合	〃 苫小牧町	高井右一	昭和八年七月十四日	二九三	二二、四五〇	一、四一五	—

厚眞信販購利組合	勇拂郡厚眞村	里見五佐	大正五年一月十九日	九六一	八一、〇五〇	七、八三六	五、四五六
安平村信販購利組合	〃 安平村	山田忠次郎	大正六年五月廿五日	五二一	五〇、七〇〇	七、一八七	二、七四七
穂別信販購利組合	〃 穂別村	角張吉郎	昭和五年七月廿五日	四六二	二八、一五〇	六、七九四	二二
鵡川信販購利組合	〃 鵡川村	古川平一	昭和六年八月十七日	六五七	六一、〇五〇	六、〇七八	一、五二三
白老郡							
白老信購販利組合	白老郡白老村	相吉松吉	昭和九年七月廿三日	一六四	七、二〇〇	二一四	四一二
上川郡							
新得信購販利組合	上川郡新得町	松本政則	昭和八年四月七日	六四五	一〇七、一五〇	九、九〇七	三、七二五
清水信購販利組合	〃 清水町	杉藤論作	大正十四年二月十四日	六三八	七四、三〇〇	一五、八八六	七、七二五
人舞信購販利組合	〃 清水町	松平信介	大正十四年二月十四日	一五六	四四、二〇〇	九、九〇五	一、八九〇
帯廣郡							
川西信購販利組合	帯廣市大通	武田久米吉	明治四十三年五月十九日	五三六	一一〇、五四〇	三五、〇九五	一三、三六七
幌別郡							
幌別信購販利組合	幌別郡幌別村	赤樫福平	大正九年九月三日	二六七	一四、六一〇	二九九、一〇〇	一七四、一〇二
河西郡							
芽室村第二美生信購販組合	河西郡芽室村	草野慶造	大正九年一月十二日	三〇五	八六、九五〇	四二、五七三	七、六二八
芽室村信購販利組合	〃 芽室村	茂木松太郎	大正十五年九月廿一日	一、三三七	二五八、四五〇	九〇、六七二	九、七三四
御影村信販購利組合	〃 御影村	渡邊岩次郎	昭和十一年六月十九日	三三九	六五、五〇〇	一七、九三五	三、二六一
幸震信購販利組合	〃 大正村	楠木熊太郎	大正五年九月十七日	四七二	九二、九五〇	八一、四四一	一三、九八〇
中禮内信購販利組合	〃 大正村	嶋崎彦左衞門	大正六年九月廿二日	七八七	一七五、六五〇	五四、三五八	一五、五二七

力行信購販組合	河西郡大正村	加茂新左衛門	大正八年七月十四日	七九	一一、九〇〇	五、三一三	一、八六一
廣尾郡							
大樹村信販購利組合	廣尾郡大樹村	金曾榮作	昭和九年三月六日	五九六	八〇、〇五〇	二、三五九	一二、七三六
廣尾信購販利組合	〃 廣尾村	釜谷與三作	昭和八年十二月十五日	三四五	四〇、二〇〇	一、二三七	三、九三八
十勝郡							
大津信購販利組合	十勝郡大津村	武村宗太郎	昭和九年十一月三十日	一七八	九、五五〇	一二九、二三一	六三一
浦幌信購販利組合	〃 浦幌村	中川北松	昭和二年五月廿三日	六二九	六五、二〇〇	七、五六五	四、二二三
中川郡							
豐頃信販購利組合	中川郡豐頃村	井村宗吾	昭和八年十月廿四日	三八八	一九、九〇〇	三、一六八	一、六一九
十勝利別信販購利組合	〃 池田町	清水市五郎	昭和八年五月廿一日	一五一	一六、七五〇	四九六	五七六
止若信購販利組合	〃 幕別村	高山德藏	昭和十二年四月九日	三六〇	一六、八六〇	—	一一一
共和信購販利組合	〃 幕別村	横山平兵衛	昭和九年七月三日	三二二	六九、二〇〇	三二、三五八	三、五二三
池田信購販組合	〃 池田町	那須正夫	大正六年五月廿八日	三五五	一六、六八〇	一〇、三〇〇	—
西足寄信販購利組合	〃 西足寄太本通	古川誘一	昭和十年九月廿七日	三〇一	一六、七〇〇	一、二七八	—
本別信購販利組合	〃 本別町	井出英作	大正二年四月八日	六六二	一四二、三八〇	三四、六四二	三、八八七
河東郡							
士幌信購販利組合	河東郡士幌村	高橋長七	昭和七年二月	三七七	四二、八〇〇	三、九五五	三五二
上士幌信購販利組合	〃 士幌村	吉田秀造	昭和五年九月廿三日	五六六	一〇〇、六五〇	二、八六七	一、七三三
鹿追信購販利組合	〃 鹿追村	石塚長藏	昭和三年九月二十日	六五〇	二一六、三五〇	一九、六二九	六、八六六
音更信購販利組合	〃 音更村	蓮佛常夢	明治四十四年四月十四日	九一五	一三五、五〇〇	四三、一五六	一五、〇四四

宗谷郡							
勇知信販購利組合	宗谷郡稚内町	南雲定藏	昭和七年十一月五日	二三六	二三、七五〇	五九一	三二三
猿拂村信購販利組合	〃 猿拂村	林 清	大正十三年五月十三日	八七	八、三五〇	三、九二四	六五
增幌信販購利組合	〃 稚内町	木伏直作	昭和六年七月二十五日	一五三	二四、七〇〇	二、三一三	六四五
稚内信用組合	〃 稚内町	寺江茁助	昭和十年四月一日	一二四	五、四〇〇	二〇九	三五〇
宗谷村信販購利組合	〃 宗谷村	福澤政保	昭和九年八月十四日	一三七	一二、八七〇	三一四	一、〇二七
豐別信購販利組合	〃 稚内町	宮本正一	昭和五年十二月十日	二四九	五二、二〇〇	五、九九四	一、八八〇
利尻郡							
仙法志信購販組合	利尻郡仙法志村	砂田彌一郎	明治四十三年六月十一日	二三一	七、四四〇	五三〇	二四一
アシリコタン信販購利組合	〃 鴛泊村	竹内光太郎	明治四十四年十二月廿八日	一二七	三四、八〇〇	一六、九一九	三、二八〇
鴛泊信購販利組合	〃 鴛泊村	高橋永吉	大正二年十二月廿五日	一五三	四二、五四〇	一五、〇二四	三、〇一一
禮文郡							
神崎信購販組合	禮文郡船泊村	大谷金藏	大正四年六月十日	五四	八、三五〇	一、二九五	—
枝幸郡							
頓別信販購利組合	枝幸郡頓別村	佐々木熊吉	昭和二年五月三日	四八八	六六、三〇〇	四、五〇〇	一、八二七
中頓別信販購利組合	〃 中頓別村	佐藤友太郎	昭和七年一月十八日	—	—	—	—
歌登村信販購利組合	〃 枝幸村	瀧本瑞龍	昭和七年六月十八日	—	—	—	—
紋別郡							
西興部信購販利組合	紋別郡西興部村	三浦新次	昭和二年四月廿五日	三七一	六〇、九五〇	四三	—
雄武信販購利組合	〃 雄武村	關原辰藏	昭和五年二月十二日	三六七	四一、一五〇	一、四九五	—

| | | |

| | | |

札幌購買組合	札幌市南三條	大川養男	明治四十一年五月三十日	六九一		四、〇一八		
札幌共榮信購組合	〃北二條缺	員	大正十二年十一月廿二日					
札幌酪農信販購利組合	〃北七條	中西藤一	大正九年五月廿七日	八八四	九四、八四〇	一四、三五一		
小樽市								
小樽市信用組合	小樽市稻穗町	田邊新一	大正十一年三月一日					
旭川市								
旭川購買組合	旭川市一條通	高瀨恰	昭和七年七月廿五日	一、四六〇	一八、〇〇〇	八〇〇	二、〇〇〇	
旭川信用組合	〃四條通	堀川太郎治	大正十三年四月十三日	二、三八三	一四、七二〇	四三、六〇〇		
旭川信購販利組合	〃九條通	東海林吉三郎	昭和九年六月廿七日	三〇一	一七、四九〇	二、三八九	六六	
釧路市								
釧路信用組合	釧路市大川町	飯田要次郎	大正十四年三月十七日	一、八六一	七一二、五五〇	一〇九、三三六	三五、六六一	
釧路購販組合	〃幣舞町	立野清	昭和十三年九月十七日					
室蘭市								
株式會社日本製鋼所員購買組合	室蘭市御前水町	波川茜五郎	大正二年八月七日	三、六七一	九七、二三〇	一八一、七六七	六〇、四〇九	
室蘭購買組合	〃千歲町	猪狩孫三郎	昭和六年七月廿五日	五五二	三〇、九五〇	三〇七	七六五	
室蘭信用組合	〃常盤町	藤田三郎	大正六年九月十八日					
室蘭信購販利組合	〃幸町	小田川周吉	昭和十一年十一月十四日	三四	二、三四〇			
帶廣市								
帶廣信販購利組合	帶廣市西八條	高倉佳造	昭和八年五月十二日	一三五	一五、四〇〇	一、三〇六	八二七	
北糖購買組合	帶廣市字綠ヶ丘	眞鍋讓	大正十四年七月二十日	二九七	一、四八五	一、八二七	四、八五六	
帶廣信用組合	〃西三條	水藤常三郎	大正十五年五月廿七日	一、七〇〇	三二〇、〇〇〇	四九、七〇〇	一、五、九〇〇	

第二章　青森縣產業組合要覽

一、沿　革

本縣に於ける產業組合運動は、明治三十三年六月組合法發布さるゝ以前に於ては何らの見るべきものなく、その濫觴と見らるべきものも記錄には殘らず、產業組合法發布せられ、同年九月施行せらるゝや、直ちに準備し、三十三年十二月十四日付を以つて認可されたる青森市無限責任青森信用組合（大正十年解散）を以て本縣產業組合の嚆矢とする。

しかるに明治三十四年に於ては一つの組合も設立されず、翌五年に到りて九月六日に設立認可を見たる青森市大字酒町の無限責任青森家禽生產販賣組合（生產一孵卵器、假母器、母鷄、及鷄舍の使用、販賣一卵）同年十二月二十三日設立認可されたる青森市豚生產販賣組合の二組合、三十六年には四月二日上北郡大澤內村大字大澤田字中鍵に有限責任共榮信用組合、七月九日三戶郡三戶町大字二日町に無限責任三戶信用組合の二組合、三十七年には一月廿六日東津輕郡新城村大字石江に無限責任石江信用組合の一組合設立を見たるのみなり、產業組合運動は遲々として進展せざりしは、組合法發布前に何らの下地養成されおらざりしによるものなるは明なり。

明治三十八年に到り次第に趣旨も徹底せるため、九月一日上北郡野邊地町大字野邊地の有限責任野邊地蔓細工購買販賣組合を初め九組合の設立を見たり。而して明治三十九年には十三組合の設立を見たり。

明治三十九年八月二十七日、大日本產業組合中央會青森支會（支會長西澤正太郎氏）の設立を見、組合の指導普及に努めたる結果、大正三年にはその數三百十七に達せり。

然るに其後合併解散等不振組合の整理行はれ、昭和五年には百九十七組合に減じたり（但し此の傾向は他府縣も同樣の傾向にて不振組合の整理部落組合の合併はその當時の當局の指導方針なりしなり。他府縣には特に記さず）昭和八年全國的擴充五ヶ年計畫の線に沿ひ本縣に於ても實施し、昭和十二年末に於ては未設置町村八を殘し全縣下に普及せり。

一、一般狀況

組合總數	三二	貯金	二五、九三〇、五三二円
調査組合數	三二	貸出金	一〇、五三二、八三六
組合員數	三三、二九四人	販賣高	二、九四二、九四四
內法人數	四六	購買高	八、三四四、一六三
出資總額	六、九三〇、四〇〇円	利用料	一、〇九九、八〇六
拂込濟出資金	四、三二三、七九二	預ケ金	六五六、一四四
準備金及諸積立金	一、八三二、三〇六	有價證券	一、五四一、三六六
借入金	五、二五五、六三三	現金	九九、五五二

（昭和十四年十二月末現在）

一、產業組合聯合會概況（同前）

所屬組合數	二二二	保證責任青森縣販賣利用組合聯合會	二一九
出資金總額	一、〇〇四、〇〇〇円		二七二、〇〇〇円
拂込濟出資金	六〇一、一九四		一七九、九八三
準備金並諸積立金	九四、〇八二		九七、一七五
借入金	二、〇四一、六六八		六〇六、七九一
貸付金	三、四七二、一五九		
貯金	三、〇四一 七四四		六、七一五、八八七
販賣價額			三、七九六、七七〇
購買價額			三、八五八、三九二
賣却價額			二六、六九〇
預金	一、六九〇、二八八		三、一六五
有價證券	四九一、九九四		三、九三六
現金	一、四九〇		八、四八五
利餘金	四七、九〇四		

青森縣之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	利
三戸郡							
留販購利組合	三戸郡留崎村	山下禎三	大正三年二月十三日	二八三	一三、五四〇	一一、〇二五	
舘信購販利組合	〃 館村	寺澤要一郎	大正三年二月二十一日	二八三	一三、五四〇	一一、〇二五	三三〇
又重睦友信販購利組合	〃 倉石村	田中福松	大正三年二月二十八日	二二六	五、二一〇	一二、七一四	六一八
中市信販購利組合	〃 倉吉町	畑山豐吉	大正七年六月十一日	一七〇	五、七四〇	八、五四七	五八三
中澤村信販購利組合	〃 澤村	市澤安惠	大正十二年九月三日	四三二	一八、八八〇	一〇、九二三	二、九九〇
島守信販購利組合	〃 島守村	坂孫吉	大正十三年九月三日	二八三	一四、三八〇	二、九一五	四四五
斗川共榮信購販利組合	〃 斗川村	田中實	大正十二年九月三日	四〇六	七一、七三〇	一八、二一九	三、九〇八
田子信販購利組合	〃 田子町	吉田直七	大正十二年九月三日	四四六	二三、六二〇	六、二〇〇	三、一〇二
上郷信販購利組合	〃 上郷村	穗積重二	大正十二年九月三日	二九七	一二、四二〇	七、一六九	七〇〇
三戸信販購組合	〃 三戸町	松尾節三	大正十二年九月三日	二五一	一五、五二〇	三、六四一	三六〇
名久井村信販購利組合	〃 名久井村	工藤清吾	大正十二年九月三日	四二八	二三、八二〇	八、九〇六	八三〇
田部村信販購利組合	〃 田部村	岩淵千之助	大正十二年九月三日	三六一	一四、八八〇	一四、一九二	一、七七五
是川村信購販利組合	〃 是川村	田端軍藏	大正十二年九月三日	三一六	九、六六〇	二、六〇三	五〇八
下長信販購利組合	〃 下長苗代村	田名部右衛門次郎	大正十二年九月十六日	—	—	—	—
市川村信購販利組合	〃 市川村	野々口米松	大正十二年九月十八日	二三〇	七、五八〇	六、二一二	一、二九三
淺田村信販購利組合	〃 淺田村	宮宏	大正十二年十月十五日	二〇二	八、三〇〇	一、八七〇	一、〇四三

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	利
豐崎信販購利組合	三戸郡豐崎村	赤坂勘兵衛	大正十二年十月八日	二三六	六、〇六〇	一、九〇五	一九八
猿邊信販購利組合	〃 猿邊村	和田弘	大正十二年一月十一日	三五三	一〇、〇五〇	一八、五一六	三、七九六
北川信販購組合	〃 北川村	川守田留彌	大正十三年四月三十日	二五五	一三、四二〇	七、八九二	一、四四四
平良崎村信販購利組合	〃 平良崎村	馬場又彥	大正十五年六月二十二日	二八〇	一四、四八〇	一二、六六二	五、八五九
上長苗代村信購販利組合	〃 上長苗代村	山内亮	昭和二年四月二十七日	二五二	一一、五八〇	八、九三六	一、五四一
川内村信販購利組合	〃 川内村	豐川彌之助	昭和二年五月十二日	三一八	一三、〇六〇	三、八〇二	五二九
地引信販購利組合	〃 地引村	高橋梅太郎	昭和五年二月五日	三四〇	一〇、一〇〇	八、三七二	七〇七
階上村信販購利組合	〃 階上村	川村末吉	昭和九年四月十一日	六四九	九、五六〇	六六九	二七〇
戸來信販購利組合	〃 戸來村	小坂甚一郎	昭和九年六月一日	五〇九	八、六四〇	五六五	八六八
大館村信販購利組合	〃 大館村	戸來松次郎	昭和十年五月十一日	三五〇	八、六八〇	—	五八
向村信販購利組合	〃 向村	谷田山松	昭和十年八月五日	二一四	八、二五〇	—	二六五
五戸信販購利組合	〃 五戸町	缺員	昭和十年九月二十日	五一一	一二、〇六〇	九五〇	一、二二七
野澤村信販購利組合	〃 野澤村	佐藤良雄	昭和十一年一月十四日	二二七	四、五四〇	—	四四
八戸市							
八戸信用組合	八戸市八日町	稻城豐穗	大正十一年十二月廿七日	一、八〇〇	三七六、二二五	五二、二〇一	二九、八〇八
販利組合三八城病院	〃 鍛冶町	稻城豐穗	昭和七年九月三十日	八、二〇五	一四一、五四〇	二二	二六、三〇七
白銀販購利組合	〃 湊町	越後右衛門佐	昭和十年一月九日	一〇六	四、四四〇	三〇	四四六
農村工業三八城畜産販利組合	〃 糠塚	山内亮	昭和十年十一月廿九日	—	—	—	—
八戸販購組合	〃 鶴町	村上岩次郎	昭和十一年十月十六日	二二一	三、一四〇	—	六一九

東津輕郡

大野信販購利組合	東津輕郡 大野村	齋藤核觀	明治四十二年四月六日	一七五	一四、〇九〇	一、七六九	一、一六六
蓬田村信販購利組合	〃 蓬田村	田中吉松	大正三年二月十六日	二三一	一〇、一二〇	四九五	二、一一三
今別村信販購利組合	〃 今別村	中島久吉	大正三年七月二十四日	二七〇	一一、八〇〇	一二〇	四八八
小國信販購利組合	〃 蟹田村	吹田萬三	大正九年十月廿六日	一八六	一二、六六〇	一、七三七	七〇五
清水信販購利組合	〃 東平內村	船橋寅市	大正十年二月四日	一七〇	三、四二〇	四、一七二	九五一
蟹田信用組合	〃 蟹田村	西田一三郎	大正十五年五月二日	四六八	四二、七二〇	五、五〇〇	七、〇七八
奥內村信販購利組合	〃 奥內村	市川謙吉	昭和五年十二月四日	二三九	五、二六〇	|	八五一
新城村信販購利組合	〃 新城村	竹內和德	昭和六年一月廿七日	三四四	一一、九七〇	一〇九	八三六
小湊町信販購利組合	〃 小湊町	宮田久吉	昭和六年四月十六日	四四七	一六、八八〇	三〇	一五三
三厩村信販購利組合	〃 三厩村	牧野貞吉	昭和七年二月廿五日	|	|	|	|
横內村信販購利組合	〃 横內村	櫻田東作	昭和九年四月十二日	一八一	四、一〇〇	|	八一一
西平內振興信販購利組合	〃 西平內村	本堂新司	昭和十年二月廿二日	三六二	三、七二〇	一八一	三〇九
荒川村信販購利組合	〃 荒川村	白取移郎	昭和十年四月六日	三〇三	六、一八〇	六七二	二、〇五二
後潟信販購利組合	〃 後潟村	大科福三	昭和十年四月八日	|	|	|	|
高田信販購利組合	〃 高田村	室谷與吉郎	昭和十年七月十三日	二一七	四、五六〇	|	|
蟹田販購利組合	〃 蟹田村	小川寅五郎	昭和十年十月廿九日	一二八	三、七八〇	四〇	一三九
平館信販購利組合	〃 平館村	鈴木要次郎	昭和十年十一月廿九日	|	|	|	|
野內信販購利組合	〃 野內村	横內荒助	昭和十一年一月三十一日	一八二	三、六八〇	二一	二二六
油川町信販購利組合	〃 油川町	西田一三郎	昭和十一年二月十三日	一九八	四、一四〇	|	八〇

一本木村信販購利組合	東津輕郡 一本木村	田中金兵衛	昭和十一年二月十三日	|	|	|	一〇五
濱館信販購利組合	〃 濱館村	木村寅次郎	昭和十一年二月卅九日	一九六	三、九八〇	|	|
筒井信販購利組合	〃 筒井村	中村隆一	昭和十一年二月廿九日	|	|	|	|
瀧內村信販購利組合	〃 瀧內村	木村周一郎	昭和十一年十月廿七日	|	|	|	|

青森市

青森庶民信用組合	青森市 寺町	小田桐政信	大正三年二月廿四日	一、二三八	一六〇、七七〇	二八、二七〇	七、五〇六
青森信用組合	〃 鍛冶町	田中敬三	大正三年三月廿四日	一、三三四	四六一、一〇〇	八〇、二〇二	一八、〇九八
青灣信用組合	〃 博勞町	久慈玉三郎	大正三年二月廿四日	一、〇五三	一四七、〇九〇	二六、一九七	六、八一一
青森農倉信販購利組合	〃 安方町	和田喜左衞門	大正十四年六月十一日	一三五	三〇、四五〇	二六、九六〇	一、七七九
青森信販購利組合	〃 長島	菊池三五一	昭和三年十二月二十日	一一二	二〇、八五〇	二、六一〇	三五二
購利組合樂青病院	〃 浦町	岡本正志	昭和三年五月八日	八、八七六	一〇五、二三五	四、〇二七	五五九
青森家禽信販購利組合	〃 沖館	澁谷清藏	昭和八年四月十四日	一四七	五、〇六〇	|	一、九四九
青森購買組合	〃 所町	平澤鐵男	昭和九年一月八日	九九〇	五〇〇	|	|
青森畜產信販購利組合	〃 造道町	澁谷清藏		三一五	九、〇〇〇	|	|

西津輕郡

越水信販購利組合	西津輕郡 越水村	長谷川滿世壽	明治四十年一月十六日	三一九	六〇、〇五〇	九、七一六	二、二一五
妙堂崎信購販利組合	〃 水元村	齋藤彥彌	明治四十一年一月十八日	一七一	一三、九二〇	三、八七四	一、四三五
繁田共榮信販購利組合	〃 稻垣村	尾野莊三	明治四十二年五月十八日	一九二	四二、一五〇	二七、一二三	一、三一八
廣須信販購利組合	〃 柏村	山內佐四郎	大正一年十一月二十日	二四二	九、二〇〇	五、八五〇	九〇六
木筒信販購利組合	〃 水元村	長內忠次	大正四年四月八日	一二一	七、五一〇	七、二九二	一九六四

| | | |

| | | |

| | | |

三澤信販購利組合	上北郡	三澤村	林　靜	大正十二年十一月十三日	一四六	三二、七六〇	三三、六四一	二、一七〇
八幡信販購利組合	〃	浦野館村	新館咸次	大正三年二月二日	四八	二、八四〇	四六五	一三二
深持信販購利組合	〃	大深内町	中野渡勝利	大正三年二月十三日	二九二	三四、二六〇	七、〇四七	二、四〇四
谷地頭信販購利組合	〃	三澤村	佐久乙吉	大正三年二月十九日	八六	二、八四〇	六、五四七	三四
下田信販購利組合	〃	下田村	誇田健三	大正三年二月廿一日	—	—	—	—
若宮信販購利組合	〃	六戸村	江渡廣司	大正三年二月廿六日	二〇九	一二、四六〇	一九八	九、四五七
百石協同信販購利組合	〃	百石町	村井惣次郎	大正三年二月廿六日	二一三	九、八八〇	五、〇一七	一六
甲地村信販購利組合	〃	甲地村	向井健治	大正三年四月八日	二三五	一九、〇二〇	三、三二三	一、七一三
徳萬歳信販購利組合	〃	浦野館村	町屋定家	大正五年一月七日	一一八	五、三二〇	三、八五四	—
大不動信販購利組合	〃	四和村	布施義則	大正六年三月廿四日	—	—	—	—
岡濱信販購利組合	〃	三澤村	小比類巻要人	大正八年三月八日	七二五	二八、三六〇	一三、六一五	二二
大深内信販購利組合	〃	大深内村	立崎善七	大正十年五月卅日	四一四	三五、二〇〇	一二、二一五	三八七
七戸信販購利組合	〃	七戸町	小原平右衛門	大正十年十月十五日	三一五	一一、三四〇	一一、九一九	七六四
革新農場信販購利組合	〃	百石町	橋本眞輔	大正十五年九月十六日	六〇九	五六、四〇〇	一二、〇三五	四六六
切田信販購利組合	〃	三本木町	豊川忠司	大正十五年九月十六日	二六九	一六、一四〇	二三、二二七	二、四六六
三本木信販購利組合	〃	三本木町	土屋寛	昭和三年一月廿七日	一、〇二五	八七、八〇〇	一九、五九五	八、一四一
澁澤農場信販購利組合	〃	三本木町	水野陣好	昭和三年四月廿三日	九二	七、三二〇	四、一〇二	一、〇四三
十和田信販購利組合	〃	十和田村	小笠原八十美	昭和三年五月廿五日	八六	一五、〇〇〇	—	二、三四三
天間林信販購利組合	〃	天間林村	千葉喜代美	昭和三年十二月廿八日	五七八	一五、〇二〇	八、四一五	二、九六二
六ヶ所信販購利組合	〃	六ヶ所村	米田與太郎	昭和六年二月十八日	四一四	一〇、一〇〇	六〇〇	二一〇

泊信販購利組合	上北郡	六ヶ所村	盛田盛之助	昭和六年二月十八日	—	—	—	—
中振信販購利組合	〃	三本木町	中野渡種次郎	昭和六年十一月廿五日	五九	六、〇四〇	五〇八	五五九
法奥澤信販購利組合	〃	十和田村	深堀善次郎	昭和七年七月七日	七一五	—	—	—
横濱村信販購利組合	〃	横濱村	大關勇	昭和八年三月十五日	五〇六	一一、六八〇	四五一	四、七五七
利用組合北奥病院	〃	野邊池町	伊藤福平	昭和八年九月卅日	一、九〇七	二三、三五〇	—	一五、七〇五
六戸信販購利組合	〃	六戸村	杉山勉		二一六	一二、四六〇	一九、八六二	—
利用組合柏葉病院	〃	七戸町	小原平右衛門	昭和八年九月卅日	三、三〇七	三八、二六〇	三、七〇〇	四、二〇〇
利用組合上北病院	〃	三本木町	小笠原八十美	昭和九年三月十七日	二、七八六	三一、二〇〇	—	六六〇
野邊地町信販購利組合	〃	野邊地町	吉田昌三郎	昭和十年三月十八日	三〇〇	一〇、〇〇〇	—	—
上野信販購利組合	〃	浦野館村	蛯名悟	昭和十年八月五日	二一一	六、六三〇	—	九八五
四和信販購利組合	〃	四和村	鶴田勇治	昭和十年十一月十四日	二九五	六、四〇〇	一、二〇〇	八〇〇
元村農産工藝販購利組合	〃	三本木町	櫻重田助	昭和十一年六月十二日	六六	一、五〇〇	—	六二
下北郡								
田名部信販購利組合	下北郡	田名部町	野　榮藏	大正三年三月三日	八九八	二六、五二〇	一四、六二八	一、八〇〇
大湊信販購利組合	〃	大湊町	野村和三郎	大正九年十一月九日	五四四	二八、七二〇	二一、二〇〇	三、三六五
東信信販購利組合	〃	田名部町	大場金太郎	大正十三年十一月廿五日	五〇七	六、二三〇	七八七	二六八
大奥信販購利組合	〃	大奥村	伊藤傳吉	昭和七年九月六日	五〇四	一四、三六〇	一、二八二	五、〇二五
利用組合上北通病院	〃	大奥村		大正八年十月廿五日	—	—	—	—
大畑信販購利組合	〃	大畑村	西川錬三	昭和十一年二月八日	四二五	九、七八〇	三七九	一二〇
川內町信販購利組合	〃	川內町		昭和十年三月卅日	—	—	—	—

脇野澤信販購利	下北郡脇野澤村	吉田一郎	昭和十年十一月廿四日	一八九	四、五二〇	一七	二〇六
大湊町販購利組合	〃 大湊町	山崎岩男	昭和十一年九月十三日	六八四	九、四八〇	—	六七

第三章　岩手縣産業組合要覽

一、沿　革

本縣に於ては明治三十三年三月産業組合法發布ありし以前に於て、すでに製絲共同販賣組合多數設立され、いづれも相當盛に事業をなしゐたり。

最も古きは明治十九年七月、西磐井郡一ノ岡町に設立され組合法發布前まで事業を繼續し組合員十九名を有したる清井川製絲所にして、組合員は各自の生繭を製絲し共同販賣をなしたり。同年同月氣仙郡立根村に中川組製絲所（組合員二十一名）設立されおり、越えて明治二十年七月には同村に上亭組製絲場（組合員十名）、田谷組製絲所（組合員九名）、翌二十一年七月には同郡同村に下見組製絲所（組合員十三名）、翌二十二年七月には同村に平田組製絲所（組合員十四名）、明治二十三年七月には東磐井郡濱民村に爾効舘製絲所（組合員十三名）、同年六月には同郡黃海村に黃海製絲所（組合員一〇三名）、同七月同郡薄衣村に薄衣製絲所（組合員十一名）、同十月には同郡大原村に大原製絲所（組合員四十名）その他氣仙郡横田村清瀧社製絲所（組合員三十名）、同郡下有住村十文字社製絲所（組合員八十名）設立され製絲共同販賣をなしたり。

明治二十六年には五月に東磐井郡大原村に東部製絲所（組合員十九名）八月には同郡奥田村に奥田製絲所（組合員三十一名）、十二月には薄衣村に北振社製絲所（組合員三十四名）、氣仙郡竹駒村に組合製絲所（組合員三十三名）、明治二十七年に四組合、二十九年には一組合設立されたり。

産業組合法發布九月施行せらるゝや、明治三十四年三月二十六日氣仙郡小友村に無限責任小友信用組合設立され、本縣に於ける新法により認可されたる産業組合の嚆矢なり。本縣は組合運動の上述の如き下地充分にありしため已に三十四年には六組合、三十五年には十組合、三十六年には二十二組合の設立を見、急速なる發展をなし、明治三十九年八月廿八日には大日本産業組合中央會岩手支會（支會長帆足準三氏）設立されたり。

一、一般狀況

組合總數	三六	貯金	一七、〇五六、〇二四円
調査組合數	三六	貸出金	八、四四四、五六六
組合員數	一三、〇五九人	販賣高	二五、三九、六六
內法人數	一、六九二	購買高	七、二七七、七四四
出資總額	五、九二、二四三	利用料	八八、七三
拂込濟出資金	三、三四、八二	預ヶ金	七、四三、三四
準備金及諸積立金	二、〇二〇、八二七	有價證券	一、八〇三、一四
借入金	四、九二、六五六	現金	八三、一九七

（昭和十四年十二月末現在）

一、産業組合聯合會概況（同前）

	保證責任岩手縣信用組合聯合會	保證責任岩手縣購買販賣組合聯合會
所屬組合數	二九七	三〇一
出資金總額	四〇〇、八〇〇円	三二九、六〇〇円
拂込濟出資金	二七七、三四四	一八一、九四二
準備金並諸積立金	一二二、五五二	一一七、七六四
借入金	八五八、〇一一	六〇〇、六六一
貸付金	三、一二二、三八七	
貯金	三、二四七、四四三	
販賣額	—	七、六三二、八九三
購買額	—	三、八六四、二六一
賣却價額	—	三、八六七、六二四
預有價證券金	九九七、二八〇	一三二、一五一
現金	一八九、九一三	
剩餘金	一八、三四九	六、一九五
	一一、二八八	九、〇七五

岩手縣之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
盛岡市							
盛岡信用組合	盛岡市六日町	赤澤亦吉	明治三十六年一月十九日	三、〇九九	二五一、六四〇	九七、六六二	一九、七四二
盛岡靴工購販組合	〃 鷹匠小路	奥村初太郎	大正四年八月廿八日	三〇	三、六〇〇	二、一一二	三六二
杜陵信購利組合	岩手縣廳内	藤原善二	大正五年一月八日	四九一	一四、〇六〇	三、五三七	一、四九〇
盛岡洋服業購利組合	盛岡市馬町	四戸熊藏	大正七年三月廿八日	一一七	一一、四八〇	二八、七四二	三、八三八
庄ヶ畑信購販利組合	〃 上米内	門通善作	昭和二年十二月廿二日	九一	七、八〇〇	五一〇	五一〇
岩手縣藁工品購販利組合	〃 仁王榮園	缺員	昭和三年九月十四日	一、三二三	三一、九六〇		三九、九四四
盛岡園藝販購利組合	〃 仁王榮園	佐藤清一郎	昭和五年四月七日	三六二	二九、九七〇	二、一八〇	一、〇〇〇
盛岡消費購利組合	〃 仁王榮園	柴内魁三	昭和五年十二月四日	四八三	一一、二八〇	三、六四〇	一、〇七〇
盛岡榮種購買組合	〃 仁王榮園	福田鐵雄	昭和七年十一月十八日	一二	七八〇	一三一	三一三
盛岡醫藥購利組合	〃 紙町	柴内魁三	昭和八年三月廿七日	二、五八一	六七、〇〇〇		五九一
販購利組合岩手水産社	岩手縣廳内	菊池長右衛門	昭和八年三月廿七日	四、九三五	五四三、八五〇	五八、八五九	七七、八二七
購利組合共榮社	盛岡市仁王日影門	小泉多三郎	昭和八年四月十一日	二三	二、〇〇〇	四八五	三三一
盛岡購利組合更生社	〃 六日町	青山初右衛門	昭和九年十一月廿日	二四九	二、二九〇		三三九
盛岡製菓購買組合	大澤川原小路	井上善助	昭和九年一月廿四日	五二	一二、七四〇	一、四五五	四六八
山岸信販購利組合	〃 山岸	堀合正身	昭和十年六月廿二日	二四一	三、五四五	二、七五五	二三一
岩手牛乳販購利組合	〃 外加賀野	小泉一郎	昭和十二年二月廿四日	二五	二四、九〇〇		一、一一八

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
岩手養鯉販購組合	盛岡市仁王内九	葛博	昭和十三年六月十三日	一二三	二六、九六〇		
釜石市							
釜石信販購利組合	釜石市	小野寺有一	昭和五年十月十五日	七三八	一六五、三五〇	二二、九〇七	一四、二一八
釜石漁業販購利組合	〃 東西兵衛		昭和八年七月廿五日	三六	二〇、三四〇	一九、八六一	一、三〇七
釜石購利組合	〃 東西兵衛		昭和九年四月十日	四、五四六	五九、二二〇	八四二	二一、〇三三
岩手郡							
宰郷信購販利組合	岩手郡太田村	佐々木休次郎	明治四十年一月廿四日	六〇三	二九、六四〇	六二、八四一	五、一四七
瀧澤村信販購利組合	〃 瀧澤村	佐藤初藏	大正三年二月十六日	二一三	五、一二〇	九〇八	一、〇五一
本宮村信購販利組合	〃 本宮村	遊座教道	大正四年一月十四日	三三三	一五、四四〇	九、七七二	四七、二七八
御堂信購販利組合	〃 御堂村	柴田三十郎	大正五年五月廿四日	一七七	四、九七〇	四二〇	三、六二四
厨川信販購利組合	〃 厨川村	田中銑一郎	大正四年九月廿九日	二一九	一三、一九五	六、八五五	六一三
大更信購販利組合	〃 大更村	井上常八	大正四年九月廿八日	五三八	二七、九二〇	三、九七一	八〇〇
野駄信購販利組合	〃 松尾村	高橋勝五郎	大正六年十月十三日	一〇四	一、八〇〇	四、〇〇二	一七九
西山信購販利組合	〃 上野石太郎		大正八年十月一日	三四〇	七、二六〇	九、八五四	一、八四九
寺田村信購販利組合	〃 寺田村	小野寺芳太郎	大正十一年五月十日	一五〇	一、八〇〇	一、二五〇	一八三
御所村信販購利組合	〃 御所村	高橋清	大正十四年九月二日	五四三	三五、一六〇	二、三四〇	
梁川村信購販利組合	〃 梁川村	佐々木三太	昭和二年六月廿二日	五三	六、五七〇	二、一五三	一〇二
川口信購販利組合	〃 川口村	園子伊三郎	昭和三年五月四日	三五四	一一、二一〇	八、四〇〇	一、二三五
御明神信購販利組合	〃 御明神村	小田中末作	昭和三年十二月廿八日	三〇五	一三、九二〇	六、八四五	八七六
平笠信購販利組合	〃 田頭村	高橋忠次郎	昭和四年二月十二日	一六六	六、四六〇	二、三五六	一、五六四

沼宮内信用組合	岩手郡沼宮内町	柴田兵一郎	昭和四年十月十五日	三三九	二六、七〇〇	一〇、五九六	二、三六七
一方井信販購利組合	〃 一方井村	三浦半右衛門	昭和六年一月十二日	一六四	一四、六六〇	一五五	四七五
巻堀信購販利組合	〃 巻堀村	工藤愛國	昭和六年一月廿七日	二三九	八、〇四〇	三、〇三二	三五八
澁民信販購利組合	〃 澁民村	駒井太兵衛	昭和六年一月廿七日	三七八	一四、二四〇	二、二〇六	一、一三三
玉山城内販賣組合	〃 玉山村	右京德太郎	昭和六年十月十六日	二一	二、〇〇〇	—	—
南部農産加工販利組合	〃 巻堀村	駒井太兵衛	昭和六年十月十四日	三一八	三五、六四〇	八、三八二	五五
中津川信販購利組合	〃 淺岸村	佐々木治三郎	昭和七年三月廿八日	四七	二、〇八〇	一二四	六一三
淺岸信販購利組合	〃 淺岸村	岩根勝義	昭和十年一月十七日	一一七	五、二八〇	—	三九
松尾信購販利組合	〃 松尾村	田村正三	昭和十年四月廿七日	一二九	二、六八〇	三九	一〇一
雫石信販購利組合	〃 雫石村	高橋精造	昭和十年五月廿一日	二五五	九、二八〇	五五	七三四
沼宮内購販利組合	〃 沼宮内町	柴田兵一郎	昭和十一年十月廿三日	四一四	九、五六〇	—	二〇六
平館信販購利組合	〃 平館村	工藤直吉	昭和十一年十二月廿八日	六一	八五〇	—	七四
一本木信販購利組合	〃 瀧澤村	角掛喜八郎	昭和十二年二月十四日	七五	八、〇〇〇	三八〇	二〇二
簗川村川目信販購利組合	〃 簗川村	缺員	昭和十三年八月卅一日	一七	一、〇〇〇	—	—
寄木信販購利組合	〃 松尾村	畠山刈男	昭和十三年八月卅一日	一七一	五、四二〇	—	—
玉山信販購利組合	〃 玉山村	廣内金次郎	昭和十三年八月卅一日	二四六	一、一八四	一、一三〇	—
藪川信販購利組合	〃 藪川村	鳴海義織	昭和十三年八月卅一日	一〇〇	二、一〇〇	—	—
中野村信販購利組合	〃 中野村	吉田與八	昭和十三年八月十三日	一二	七六〇	—	—
紫波郡							
長岡村大成信販購利組合	紫波郡長岡村	福田善孝	明治四十年二月七日	二四三	一三、八二〇	一二、〇五九	二六二
赤石村信販購利組合	紫波郡赤石村	箱崎雄一	明治四十年八月卅一日	三六八	一〇、八二〇	八、二二六	—
見前信販購利組合	〃 見前村	吉田耕一郎	大正二年五月一日	二九六	四、六九〇	八、八三四	一、〇八二
日詰信販購利組合	〃 日詰町	橋本善太	大正二年五月一日	一五三	四、一七〇	三、三〇四	一九三
山王海信販購利組合	〃 志和村	鷹觜三郎治	大正二年十二月廿七日	四三	三、一九〇	九八三	二六六
德田信購販利組合	〃 德田村	昆威夫	大正十一年六月廿一日	六一七	二一、七九〇	四五、〇九七	七六九
古館信購販利組合	〃 古館村	横澤季吉	大正十一年十二月十六日	二七〇	三一、一七〇	一一、〇九五	—
矢幅信購販利組合	〃 煙山村	菅原武夫	大正十三年六月廿日	六五六	三二、一〇〇	二二、七四四	三、〇四〇
志和信購販利組合	〃 志和村	堀田貞藏	大正十四年八月廿七日	四〇一	四四、〇〇〇	三二、三三四	五、一一四
飯岡信購販利組合	〃 飯岡村	淺沼久次郎	大正十五年三月十九日	六一六	二六、六八〇	一三、一六一	一、六四一
佐比内村信購販利組合	〃 佐比内村	堀切一三	昭和三年十一月廿一日	一二三	一、三九〇	—	一五八
水分村信購販利組合	〃 水分村	鷹木嘉右衛門	昭和五年十二月五日	三〇八	一〇、九四〇	八、四八九	—
乙部村信購販利組合	〃 乙部村	福田龜吉	昭和六年二月二日	三七二	一〇、八七〇	一、六五二	一、三五八
彥部村信購販利組合	〃 彥部村	近谷亥太郎	昭和八年八月廿九日	三〇七	一一、九八〇	八五	六五四
赤澤村信購販利組合	〃 赤澤村	藤原由藏	昭和九年二月廿八日	一九三	四、四二〇	四五一	四八
彥部牛乳共同處理信販購利組合	〃 彥部村	阿部友治郎	昭和八年八月廿九日	四二	三、七四〇	六、二一〇	一、七四八
稗貫郡							
湯本信購販利組合	稗貫郡湯本村	杉村松之助	明治卅六年六月二日	三七九	一五、七一五	二、九〇四	一、一九八
八重畑村信購販利組合	〃 八重畑村	晴山省三	明治四十一年一月十三日	三二〇	一〇、三八〇	四、九八七	二八九
太田村信購販利組合	〃 太田村	泉澤七左衛門	明治四十一年十一月廿一日	二五三	六、五八〇	六、三二二	三八八
大迫信購販利組合	〃 大迫町	高橋繁造	明治四十一年十二月十一日	五二一	三〇、九六〇	—	—

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

織笠信購販利組合	下閉伊郡	織笠村	昆商平	大正十四年三月廿日	一八四	二、八〇〇	一、六七九	一〇〇
大川村信購販利組合	〃	大川村	三上菊太郎	大正四年七月八日	二六七	一五、九五〇	八、〇四九	四一六
宮古信用組合	〃	宮古町	齋藤徳右衛門	昭和二年七月廿日	七六六	九七、五〇〇	二二、八二九	九、一六七
箱石信購販利組合	〃	川井村	下総百司	大正三年六月廿日	一二六	七、二八〇	二二〇	—
小本村信購販利組合	〃	小本村	箱石藤右衛門	昭和三年十二月十九日	三〇八	一二、六五〇	三、二八五	七六八
普代村住宅信購販利組合	〃	普代村	横田儀助	昭和四年八月三日	一三五	二、六五〇	二三	三、四二〇
小國村信購販利組合	〃	小國村	河内酉松	昭和六年三月六日	一一三	八、九〇〇	—	二、九五八
信購販利宮古物産倉庫	〃	宮古町	古館儀助	昭和六年六月廿日	一三九	四〇、五〇〇	八、〇五〇	一、三五七
川井村古田信販購利組合	〃	川井村	上野酉太郎	昭和六年九月二日	二三	六四〇	一四七	五
崎山販購組合	〃	崎山村	中島市助	昭和六年九月廿一日	三五	七〇〇	七二	四
船越村水産信販購利組合	〃	船越村	鈴木吉平	昭和六年十二月十六日	二六四	四三、一五〇	二九、九六四	四、〇〇四
田子野木信販購利組合	〃	織笠村	中村松之丞	昭和六年十二月廿三日	四七	一、一二〇	六五	四〇五
豊間根信販購利組合	〃	豊間根村	豊間根隆	昭和七年二月廿五日	一九〇	五、一八〇	一五	三二三
田老村信販購利組合	〃	田老村	山本嘉兵衛	昭和七年四月十八日	四四六	九、七八〇	八、五五五	五三四
山口村信販購利組合	〃	山口村	佐藤末吉	昭和七年七月一日	五三	一、一四〇	—	二〇
川井信購販利組合	〃	川井村	澤田儀	昭和七年七月十二日	六三	九二〇	—	四五
大澤村信販購利組合	〃	大澤村	千代川隆一	昭和七年八月廿五日	一二六	一五、〇三〇	—	三、二〇三
千鶏信販購利組合	〃	重茂村	上野鶴松	昭和七年十二月廿七日	五一	九、〇五〇	八六〇	一、二三四
田野畑村信販購利組合	〃	田野畑村	大澤預治郎	昭和八年六月五日	一四一	一六、三八〇	六四九	五四一
津軽石村信販購利組合	〃	津軽石村	盛合光蔵	昭和八年七月廿一日	四七四	二三、七〇〇	二、二九九	八二四

島越住宅信販購利組合	下閉伊郡	田野畑村	早野喜平	昭和八年七月廿五日	七一	六、四八〇	八〇	四八
太田名部住宅信販購利組合	〃	普代村	太田平三郎	昭和八年七月廿八日	五二	七、八〇〇	七五〇	六四
山田信販購利組合	〃	山田町	白野忠右衛門	昭和八年十月三日	三一四	八、五四〇	七三	一、五〇六
宮古醫療利購組合	〃	山口村	熊谷善四郎	昭和十年七月九日	一、一八五	一七、六四〇	五〇〇	六九
門馬信販購利組合	〃	門馬村	金平清太郎	昭和十年八月廿三日	九八	二、〇四〇	一、一七一	三七二
重茂村信販購利組合	〃	重茂村	山崎兵太郎	昭和十年八月廿八日	二四〇	六、〇〇〇	—	三三
小川信販購利組合	〃	小川村	南澤定七	昭和十一年七月三日	五九四	二八、七〇〇	二	四四四
安家信販購利組合	〃	安家村	阿部智	昭和十一年十二月廿六日	一八五	四、五〇〇	二四	—
購利組合宮古共榮工場	〃	宮古町	三浦徳松	昭和十一年十二月廿八日	七八	三、五四〇	—	二〇三
蟇目信販購利組合	〃	茂市村	飛澤仁太郎	昭和十二年七月十九日	六四	三、七〇〇	—	三〇
小國協同信販購利組合	〃	小國村	缺員	昭和十三年八月卅一日	—	—	—	—
有藝村信販購利組合	〃	有藝村	阿部良吉	昭和十三年八月卅一日	一五二	一、五二〇	—	—
一泉信販購利組合	〃	千徳村	缺員	昭和十三年九月十七日	—	—	—	—
九戸郡								
武内信購販利組合	九戸郡	種市村	川向孫助	明治四十年十二月廿一日	一五五	二四、〇〇〇	一七、六二八	四、一二四
圓子信購販利組合	〃	小軽米村	兼田善八	大正四年八月十八日	二四九	二四、四六〇	四、八四六	九四三
宇部村信購販利組合	〃	宇部村	久世丑次郎	大正九年六月九日	二四三	四、五二〇	四五〇	二五〇
江刺家信購販利組合	〃	江刺家村	河野善右衛門	大正十四年三月廿五日	二二三	一二、八〇〇	五、五三六	一、五〇五
久慈信購販利組合	〃	久慈町	下舘市太郎	昭和三年十月一日	一三二	八、二二五	—	一七
山根村信販購利組合	〃	山根村	伊藤助一	昭和十四年四月十四日	九四	一、四一〇	—	一五〇

| | | |

姉帶信販購利組合	二戸郡姉帶村	駒木誠一	昭和十三年八月廿六日	二一一	一
淨法寺信販購利組合	〃　淨法寺村	大森彦四郎	昭和十三年八月廿七日	三九六	五、三二〇
田部信販購利組合	〃　田部村	鬮澤次郎	昭和十三年八月廿一日	二四四	三、〇三〇

第四章　宮城縣產業組合要覽

一、沿　革

本縣の產業組合は明治三十三年三月產業組合法發布さるゝ以前に於てすでにその濫觴を見たるは他府縣と同樣なり。卽ち明治三十年には玉造郡役所內に玉作郡蠶絲業組合といふ購買組合設立され、七百十四名あまりの組合員を有したりといふ。ついで翌三十一年三月には宮城郡南小泉に七鄕區南小泉區信用組合（組合員五五名）設立され相當隆盛に事業を經營せりといふ。

產業組合法發布さるゝや、翌三十四年二月八日には柴田郡川崎村大字前川字本町七に無限責任川崎信用組合設立され、同年三月二十七日には同郡同村同所に有限責任織物生產販賣購買組合設立さる。而して購買事業としては絲類、染料、販賣事業としては組合員の生產物を取扱へり。

明治三十五年三月二十六日には伊具郡藤尾村尾山に無限責任藤尾村信用組合設立され、同年五月三十日には登米郡米川村大字狼河原に有限責任河原葉煙草生產購買組合設立され、同年十一月十七日には刈田郡七ケ宿村大字關に無限責任七ケ宿村信用組合、同年十二月二十四日には名取郡增田町字町屋敷東側に有限責任增田貯蓄信用組合設立され、次第に普及發達し、明治三十八年には信用組合三十三、販賣組合一、購買組合九、利用組合二、販賣購買組合八、購買利用組合二、販賣購買利用組合一、計五十六の產業組合の設立を見るに到れり。

本縣に於ても組合の發達指導のために支會の設立の必要を感じたるも、明治三十八九年に全國に亘りて大日本產業組合中央會各府縣支會の設立を見たる時代に於ては未だその機に達せず、中央に於て產業組合中央會設立認可を得たる明治四十三年に至り漸くその機運に達し、同年九月二十一日高木忠雄氏を支會長として產業組合中央會宮城支會の設立を見たり。

一、一般狀況

組合總數	二四三	貯金	一九、七三二、三四四
調査組合數	二三七	貸出金	二、〇九二、二三
組合員數	一〇九、六八五人	販賣高	二六、四四、八二七
內法人數	一、二三九	購買高	七、一九六、五六一
出資總額	五、二〇六、七二〇	利用料	三〇七、一三八
拂込濟出資金	三、七二五、八四八	預ケ金	九、七三六、九五四
準備金及諸積立金	二、六三九、九九二	有價證券	一、四三〇、七四五
借入金	七、〇六八、一七六	現金	八三五、一九六

（昭和十四年十二月末現在）

一、產業組合聯合會概況（同前）

保證責任宮城縣信用組合聯合會

所屬組合數	二四五
出資金總額	五八五、五〇〇円
拂込濟出資金	四五六、〇五七
準備金並諸積立金	二六、四七一
借入金	一、一五四、七五八
貸付金	四、一三〇、九三八
貯金	三、四三七、二一五
販賣價額	——
購買價額	——
賣却價額	——
預金	二四二、二九八
有價證券	五三三、一四八
現金	——
剩餘金	——

保證責任宮城縣販賣購買組合聯合會

	二一七
	一八三、〇〇〇円
	八三、二八九
	一八、三一二
	二五九、二一四
	——
	——
	七、五九〇、〇一八
	四、一五九、四八五
	四、二一〇、九五五
	三八、六三三
	四四、〇〇〇
	一八五
	四一、六一二

宮城縣之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
仙臺市							
仙臺洗濯業信利組合	仙臺市勾當臺通	內海武	明治四十二年八月廿八日	五八	五、四〇〇	八一三	一三四
宮城産業信利購販組合	〃東二番丁	佐久間俊一	大正七年五月廿九日	四六七	五九、九五〇	—	五、一五四
信用組合仙臺庶民金庫	〃定禪寺通	板垣金造	大正十二年四月十三日	二、六三〇	一一八、九八〇	八四三	四〇、三七九
仙臺漆器信購販利組合	〃榴町	熊谷幸七	大正九年八月十三日	—	—	—	—
仙臺埋木信購販利組合	〃靈屋下	佐藤米治	大正九年九月廿八日	二九	八、六〇〇	—	七三六
仙臺遞信住宅建築利組合	〃元寺小路	狩野誠厚	大正十二年三月廿八日	二〇	一一、九〇〇	—	—
仙臺文化住宅信利購組合	〃南小泉	林壽逸	大正十四年八月十七日	二一二	一一一、六五〇	一八、〇六六	一一三
原町信利組合	〃原町	鳥山文吾	大正十三年十月十六日	八〇一	二六、七八〇	二〇、四二五	五、〇三五
名取農産物販賣組合	〃長町	佐藤惣之助	昭和五年二月五日	一、八九八	三一、〇〇〇	—	二、三一三
信用組合仙臺市民金庫	〃國分町	瀨川嘉次郎	昭和七年十月三日	一、一二七	六六、三二五	三五〇	二、二四一
西多賀信販購利組合	〃富澤	庄司辨藏	昭和九年二月二日	二九六	一三、三四一	二九六	二二四
石巻市							
信用組合石巻庶民金庫	石巻市新田町	鈴木實	昭和二年九月廿三日	九三〇	一二一、一八〇	七九、三一八	一九、五一五
石巻市信販購利組合	〃本町	永澤弘治	昭和十年九月廿七日	五一九	一七、五〇〇	一、一〇六	一、三三一
刈田郡							
越河村信販購利組合	刈田郡越河村	高橋岩見	明治四十二年八月十一日	三九四	一九、一八〇	一四、一三五	七二七

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
圓田信購販利組合	刈田郡圓田村	佐藤忠治郎	大正七年一月九日	一九〇	五、一〇〇	一、一七八	一、〇九三
白石町信販購利組合	〃白石町	鈴木俊一郎	大正七年十月八日	一、二三〇	四六、六四〇	一二、六八八	二、〇三三
深谷信購販利組合	〃福岡村深谷	佐藤勘治	大正十四年四月四日	二八〇	一一、五六六	五、五六六	一、三〇二
齋川村信販購利組合	〃齋川村	大槻清八	大正十年五月廿一日	二五一	九、九二〇	六、七九七	五五一
福岡村信販購利組合	〃福岡村	我妻榮治	大正十三年六月十九日	四四五	一五、五六〇	三、一七六	六一三
圓田村信販購利組合	〃圓田村	佐藤省三	大正十四年八月十八日	—	—	—	—
七ヶ宿村信販購利組合	〃七ヶ宿村	吉田勝見	昭和七年六月廿三日	二六九	一五、五六〇	—	一二〇
白石搾乳販購利組合	〃白石町	齋藤銀作	昭和八年二月廿七日	三五	二、六四〇	七八	八九
小原村信販購利組合	〃小原村	赤井畑柳之助	昭和九年五月十九日	二四九	五、九四〇	—	三一二
宮村信販購利組合	〃宮村	我妻貞亮	昭和八年十一月十三日	三八八	一一、五四〇	一、四〇〇	—
大平村信販購利組合	〃大平村	古山兵左衞門	昭和十一年九月二日	一八一	四、〇六〇	四七	八三
大鷹澤村信販購利組合	〃大鷹澤村	島貫誠一	昭和十一年九月十七日	三二四	八、六〇〇	—	一四一
白川村信販購利組合	〃白川村	小野繁治	昭和十三年四月九日	二三〇	四、六四〇	—	一
柴田郡							
薄木信販購利組合	柴田郡村田町薄木	大沼千吉	明治四十一年九月廿五日	一二六	二三、七〇〇	二三、八五六	一、八八〇
沼邊村信販購利組合	〃沼邊村	武田喜三郎	明治四十三年一月十日	三五七	二一、五〇〇	三、〇二七	七五四
小泉信購販利組合	〃村田町小泉	秋保長作	大正九年三月十九日	二〇四	二三、九七〇	六八三	一、二九九
入間田信購販利組合	〃槻木町入間田	加藤廣吉	大正十年五月廿一日	九五	七、一二五	三一	一、三一五
大河原町信販購利組合	〃大河原町	高橋、熊吉	大正十三年一月十七日	九一二	二九、五〇〇	三二、二四一	—
槻木町信販購利組合	〃槻木町	青柳勝利	大正十三年九月十日	五七九	二〇、〇一〇	二二、八八二	四九五

| | | |

館腰村信販購利組合	名取郡館腰村	大友庄五郎	昭和十一年十二月一日	三七七	九、二六〇	一、九二〇	一八一
六郷村販購組合	〃六郷村	丹野養右衛門	昭和十三年九月廿日	二二〇	一四、一四〇	—	四一
宮城郡							
根白石村信販購利組合	宮城郡根白石村	樋渡幸三郎	大正四年一月八日	六六七	九六、四〇〇	五七、二三六	一〇、六四四
春日信販購利組合	〃利府村春日	大山芳藏	大正七年二月廿二日	四六	一、二〇〇	三、一七六	七九〇
菅谷信購販組合	〃利府村菅谷	阿部春壽	大正九年八月廿日	一一〇	四、〇〇〇	一、六三〇	五七五
多賀城信販購利組合	〃多賀城村	鈴木源一郎	大正十年十月廿七日	—	—	—	—
大澤村信販購利組合	〃大澤村	菅原俊了	大正十一年七月廿二日	一八七	七、一〇〇	五、九〇六	四六三
岩切信販購利組合	〃岩切村	今村喜平治	昭和三年四月十四日	五七六	二六、〇四〇	一二、七四八	六九七
鹽釜信用組合	〃鹽釜町	小野彦左衛門	昭和六年二月十七日	七四九	九〇、二一〇	五、九二五	四、六九五
鹽釜町竹輪蒲鉾製造購販利組合	〃鹽釜町	大野久吉	昭和七年一月十六日	一〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、四六九
利府村信購販利組合	〃利府村	高橋清六	昭和七年一月廿九日	—	—	—	—
喜田村信販購利組合	〃喜田村	若生直治	昭和九年一月十五日	六二九	二一、八二〇	六、八四八	四〇七
高砂村信販購利組合	〃高砂村	遠藤晋右衛門	昭和九年十二月十九日	八四五	二二、九六〇	一、三七五	五一五
七ヶ濱村信販購利組合	〃七ヶ濱村	鎌田作右衛門	昭和十一年二月十七日	五〇四	一一、三二〇	七	四三〇
廣瀬村信販購利組合	〃廣瀬村	岩松喜藏	昭和十一年三月十六日	二一九	六、四四〇	八五〇	一、一六四
松島灣水産物販購利組合	〃鹽釜町	高田哲四郎	昭和十一年二月二十六日	二一〇	一三、九六〇	—	四四七
松島町信販購利組合	〃松島町	大井襄治	昭和十二年二月十五日	七七九	二一、四二〇	二、三三三	二二四
黒川郡							
宮床信購販利組合	黒川郡宮床村	今村勘左衛門	明治四十五年五月十一日	—	—	—	—

小野信購販利組合	黒川郡宮床村小野	一條久之進	明治四十五年六月十三日	九六	四、一八〇	一三、九六七	四四一
大谷信販購利組合	〃大谷村	赤間久藏	大正四年四月廿七日	三六七	五、七〇〇	一、六九八	四六七
中村信購利組合	〃大谷村中村	櫻井重雄	大正四年十二月二日	一〇八	二、三一〇	二、五五五	七
吉岡信購販利組合	〃吉岡町	本田豐三郎	大正十二年九月十七日	三二八	一一、二七〇	一二、一八九	四六九
富谷村信販購利組合	〃富谷村	大童雄幸	大正十五年五月十九日	五〇三	一九、三二〇	三、二八〇	一一、〇七六
大衡村信販購利組合	〃大衡村	早坂重郎	昭和七年五月六日	四六四	一一、一二〇	四、五〇二	三三六
落合村信購販利組合	〃落合村	相澤萬治	昭和九年一月卅一日	三一五	九、五八〇	八九三	六二〇
黒川郡吉田村信販購利組合	〃吉田村	堀籠重次郎	昭和十年二月廿六日	三三〇	八、五六〇	五七一	八七三
鶴巣村信販購利組合	〃鶴巣村	鶴田癸己	昭和十年三月十五日	二七九	九、八二〇	九一	七六八
大松澤村信販購利組合	〃大松澤村	田口傳丞	昭和十年三月十九日	二六五	七、二八〇	七六	五一
粕川村信販購利組合	〃粕川村	遠藤信太郎	昭和十一年十月十六日	—	—	—	—
加美郡							
鳴瀬村信利購販組合	加美郡鳴瀬村	安藤市藏	大正十二年十二月廿四日	四〇五	一四、二八〇	六、三六〇	一、八四四
廣原村信販購利組合	〃廣原村	時田久右衛門	大正十三年三月十八日	二八六	八、六〇〇	六、一七二	六六
色麻村信販購利組合	〃色麻村	高崎嵩矢	大正十三年十月廿二日	九三二	四一、二〇〇	一六、〇二七	一、一〇八
中新田町信販購利組合	〃中新田町	鈴木與三郎	大正十五年三月十一日	六三一	三五、九七〇	五、六四四	五、七〇七
賀美石村信販購利組合	〃賀美石村	三浦庄市郎	大正十五年六月廿九日	三二四	一一、一六〇	二二、七一〇	三、三三一
小野田村信販購利組合	〃小野田村	伊藤善五郎	昭和七年九月卅日	九三九	四四、七六〇	二九、七二六	四、六七八
宮崎村信販購利組合	〃宮崎村	小野齋次郎	昭和九年九月廿七日	五四六	一四、〇四〇	二、八〇〇	三、六六四

| | | |

| | | |

信購販利組合米谷農園	登米郡米谷町	狩野誠厚	大正十四年二月七日	五六五	二〇、八六〇	一四、九二九	三、七二六
登米郡乾繭販利組合	〃佐沼町	土生忠太	大正十五年一月廿二日	二、五九四	一二三、一二〇	一七、四七八	七八八
登米信購販利組合	〃登米町	菊地長七	昭和六年三月廿八日	六一六	二四、四二〇	一一、六一一	一、〇三一
上沼村信販購利組合	〃上沼村	畠山龜三郎	昭和七年三月卅一日	四六三	一四、四八〇	二、七五四	一、七三三
米川村信販購利組合	〃米川村	丸森仲五郎	昭和七年七月六日	五六六	二一、五〇〇	五、〇〇〇	―
豐里村信販購利組合	〃豐里村	阿部軍吉	昭和七年九月卅日	六九八	二〇、三四〇	一二、六一三	一、一六八
寶江村信販購利組合	〃寶江村	佐々木市治	昭和八年一月九日	五三四	二七、四四〇	七、一五八	一、五〇二
登米郡吉田村信販購利組合	〃吉田村	高橋清	昭和八年四月十九日	五五六	九、一三三	一二、〇九八	二、九九三
南方信販購利組合	〃南方村	伊藤彥四郎	昭和九年二月五日	七六一	一六、八二〇	九、七二〇	二、七六二
短臺信販購利組合	〃米山村短臺	松山望	昭和九年三月廿六日	二二五	二九、四五〇	七六七	三八八
新田村信販購利組合	〃新田村	千葉吉衞	昭和九年九月廿七日	四三〇	一二、二四〇	五七六	六六八
錦織村信販購利組合	〃錦織村	佐藤惣治郎	昭和九年十二月廿日	二八一	七、五八〇	二三七	一〇二
米山村信販購利組合	〃米山村	千葉市三郎	昭和十一年五月十二日	二八八	一五、三〇〇	一、六一〇	五〇八
桃生郡							
中津山信販購利組合	桃生郡中津山村	西條軍一郎	明治四十一年三月卅一日	五三六	三一、〇八〇	四五、七六四	二、一五〇
桃生信販購利組合	〃桃生村	毛利東	明治四十一年八月十一日	五五二	一四、六二〇	四、四三〇	三七
積精購販組合	〃小野村濱市	安倍彥之丞	明治四十三年六月十六日	―	―	―	―
大谷地信販購利組合	〃大谷地村	武田貞祐	大正十一年十月十二日	四六三	一七、五四〇	一〇、七八五	一、一八六
大鹽村信販購利組合	〃大鹽村	邊見竹治	大正十一年十二月廿二日	二七九	一四、七六〇	二七、三六八	二、一二六
鹿又信販購利組合	〃鹿又村	佐藤撥一	大正十二年八月十四日	四一五	一六、〇二〇	一五、八〇九	二、四〇二

前谷地村信販購利組合	桃生郡前谷地村	齋藤圭助	大正十三年十二月十二日	二八八	五、八九〇	五七、五九〇	二、八九二
信販購利組合廣拓社	〃廣淵村	八木秀雄	大正十四年八月十七日	三二〇	五五、八四〇	一一、二一五	二、一四〇
赤井信販購利組合	〃赤井村	川元房吉	昭和三年三月廿六日	四一七	一八、〇〇〇	二一、〇七七	九九八
十五濱村信販購利組合	〃十五濱村	澤村貞	昭和四年二月十九日	五六一	二六、一四〇	―	一、五七七
廣淵村信販購利組合	〃廣淵村	內海喜藏	昭和四年四月十五日	―	―	―	―
雄勝玄昌石販購利組合	〃十五濱村	阿部兵作	昭和五年三月廿四日	六七	四、七四〇	―	一、八二七
鷹來村信販購利組合	〃鷹來村	佐藤久治右衛門	昭和五年三月廿五日	六九三	三二、一〇〇	一六、〇二〇	三、八一四
北村信販購利組合	〃北村	松木利喜治	昭和六年十月五日	三七〇	一〇、一〇〇	一、八〇四	四七五
二俣村信販購利組合	〃二俣村	阿部秀藏	昭和八年一月廿一日	―	―	―	―
須江村信販購利組合	〃須江村	三浦豐之助	昭和九年六月十二日	一四九	五、〇二〇	一、五六四	二、一六〇
大川村信販購利組合	〃大川村	今野孝平	昭和十一年三月十五日	四一八	一〇、二二〇	二〇四	二五四
飯野川町信販購利組合	〃飯野川町	高橋芳夫	昭和十一年四月十七日	二九五	七、五二〇	四一	四五三
小野村信販購利組合	〃小野村	安倍龜治	昭和十一年九月十三日	四二一	一三、〇六〇	四七〇	一、五二五
野蒜村信販購利組合	〃野蒜村	尾形稻秀	昭和十一年九月卅日	二五七	六、八〇〇	九〇〇	四〇〇
橋浦村信販購利組合	〃橋浦村	今野農事	昭和十一年十一月十九日	二五五	五、二二〇	三〇〇	二八、九二〇
牡鹿郡							
女川信販購利組合	牡鹿郡女川町	磯村利水	昭和三年六月十二日	五九七	一六九、三〇〇	三四、二六一	九、五〇〇
大原村信販購利組合	〃大原村	阿部孫七	昭和七年九月十四日	四八七	三二、七〇〇	五、四九九	八一四
渡波町信販購利組合	〃渡波町	菊地明夫	昭和七年九月卅日	七七一	四〇、一八〇	六、二七〇	三、七〇二
鮎川村信販購利組合	〃鮎川村	鈴木甚吉	昭和九年十月八日	六四五	三四、八〇〇	三、五四四	二、八一三

| | | |

第五章　秋田縣産業組合要覽

一、沿　革

産業組合法發布前に於ける本縣組合の濫觴ともいふべきは明治十六年六月設立の南秋田郡豐川村字山田の山田經濟會（組合員八十一名）（信用組合）同二十五年設立の鹿角郡花輪町字關向の器具使用製絲場（器具使用組合）（組合員五名）同二十七年八月設立の平鹿郡旭村清水町新田字藥師前の旭組合蠶絲傳習所（女工養成、蠶絲共同購入及共同製絲共同販賣）同二十九年設立の雄勝郡川連村漆器業組合、同三十年十一月設立の河邊郡藁工品組合及び秋田市藁工品組合なり。

明治三十三年三月産業組合法發布せられし後三年、卽ち明治三十六年四月十七日河邊郡牛嶋町に有限責任河邊郡藁工品共同販賣組合、又同年十月十二日仙北郡土川村心像部落に無限責任心像信用組合の設立を見たるを嚆矢とす。越えて翌年南秋田郡土崎港町有限責任南秋田郡蘭草製作品販賣組合並に北秋田郡十二所町に有限責任販賣購買利用組合確氷社協伸組合設立せられ、其の後毎年二三組合の設立を見たりしが明治四十一年鹿角郡に於ては創立費を補助して各町村部落等に設立せしめ各地に於ても逐次其の設立を見るに至れり。偶々大正二年東北地方に稀有の凶作あり之れが救濟策の一端として産業組合の設立を慫慂し組合員たらんとする被害細民に對し大正三年に於て參圓乃至五圓の補助金を交付したり。此結果設立許可を申請するもの激增し同年末に於てその數二百七を算するに至れり。又大正六年の改正法に基き有限責任秋田共益信用組合が大正七年に先づ之を市街地信用組合に改め、續いて有限責任土崎信用組合及有限責任横手信用組合も市街地信用組合を經營するに至れり。茲に本縣産業組合の沿革上特筆すべきは醫療利用組合運動の勃興にして昭和七年一月有限責任秋田醫療利用組合の設立を期とし醫療運動殆ど全縣に漲り昭和七年九月には平鹿郡、山本郡に昭和八年には南秋田郡、雄勝郡、由利郡、仙北郡に昭和九年十月には鹿角郡に其の設立を見經營順調に進みたるも昭和十三年六月秋田、山本兩組合は更に區域内の全般的利用を計るため聯合會に改組し其の成績良好なり。

一、一般狀況

組合總數	三四	貯金	二、八三七、四二〇円
調査組合數	二六	貸出金	二、一〇六、九三〇
組合員數	一五、四〇二	販賣高	三、〇二一、五四四
內法人數	六一八	購買高	九、〇四四、二〇一
出資總額	五、八五、三三〇	利用料	五二四、三〇三
拂込濟出資金	四、〇五九、八七一	預ケ金	一〇、八四四、一八〇
準備金及諸積立金	二、八九、三五九	有價證券	三、〇〇七、一七三
借入金	四、五二九、九三五	現金	五七、三五〇

（昭和十四年十二月末現在）

一、産業組合聯合會概況（同前）

保證責任秋田縣信用組合聯合會

所屬組合數	二九〇口
出資金總額	八八二、〇〇〇円
拂込濟出資金	四九六、四〇〇四
準備金並諸積立金	九六、三六七
借入金	一、〇二〇、八二〇
貸付金	四、五三〇、八一八
貯金	四、三九七、九六一
販賣價額	—
購買價額	—
貸出金	五九八、二六一
預金	九〇〇、五九七
有價證券	九、一一〇
現金	三九、三八一
剩餘金	二四七

保證責任秋田縣販賣購買組合聯合會

出資金	一九二、六〇〇円
積立金	一一三、八八五
剩餘金	九〇、二三八
組合員數	三〇一、九三六
販賣價額	—
購買價額	—
貸出金	一二、五一一、六〇七
預金	三、四〇五、二三九
有價證券	三、四一四、五二一
現金	七一、六四
剩餘金	一二、五〇〇
	九〇
	八、八六六

秋田縣之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剩餘金
秋田市							
秋田共益信用組合	秋田市大町三丁目	田中太吉	明治四十四年二月廿九日	二、五七九	五〇二、九二〇	三八、六〇一	三二、一〇六
秋田消費購買組合	〃 田町	西田近太郎	大正八年十二月八日	三九七	一〇、七二〇	—	六〇九七
秋田指物購利組合	〃 本町六丁目	瀧田利助	大正十年六月七日	四七	五、八六〇	—	三五
秋田醫療購利組合	〃 古川堀端町	西田近太郎	昭和十年一月十九日	一三、六一六	一四六、六六〇	—	一四、一四四
秋田洋服業販購利組合	〃 茶町屬ノ丁	大船彦七	大正十一年十月十四日	七〇	一三、三八〇	六、六六〇	一、六五三
販購利組合牛嶋農業倉庫	〃 牛嶋町	坂本八十治	昭和六年七月十五日	四三二	二一、一八〇	七、二九一	一、二一一
楢山自彊信購組合	〃 楢山本村	栗原源藏	大正九年四月二日	一、一三五	八三、五七〇	一七、七四三	四、六五三
旭川信購販利組合	〃 泉	佐藤鐵治	大正十年二月二日	四一七	一〇、四六〇	二、七九七	八〇八
鹿角郡							
鹿角林檎購販組合	鹿角郡花輪町	村上榮司	明治四十二年十月十三日				
用野目信用組合	〃 花輪町	工藤三五郎	明治四十二年五月十二日				
尾去澤町信販購利組合	〃 尾去澤町	高杉新一郎	大正九年五月廿四日				
花輪町信販購利組合	〃 花輪町	淺利佐助	大正三年七月廿八日	二六一	五、〇三〇	一九九	
花輪販購組合	〃 花輪町	田中傳吉	昭和五年十月廿一日	二二八	九、一七〇	—	四一三
宮川村信販購利組合	〃 宮川村	阿部貞吉	大正三年七月廿八日	六五一	三九、四二〇	一二〇	三三、一八九
曙信購販利組合	〃 曙村	渡邊繁雄	大正三年七月廿八日	四一九	一六、四七〇	三八九	四、五八〇

小坂町信販購利組合	鹿角郡小坂町	澤口庸三	大正三年七月廿八日	二、八二六	一五、一二〇	八五、四五一	七、六〇五
小坂鑛山購買組合	〃小坂町	白石慶太郎	大正九年十月十二日	三、二六〇	一八、一一五	一三二、〇〇〇	四九、五〇〇
大湯信販購利組合	〃大湯町	諏訪綱俊	昭和十二年四月十一日	三〇〇	七、四六〇	—	三、〇三二
毛馬内町信販購利組合	〃毛馬内町	大里清三	昭和十一年十月十一日	二五六	一一、六八〇	—	二八五
七瀧村信販購利組合	〃七瀧村	上野仁太郎	昭和六年二月四日	一六〇	三、五四〇	—	三七〇
柴平村信購販利組合	〃柴平村	兎澤繁治	大正三年七月廿八日	二六一	五、七六〇	一一〇	一、三三五
錦木村信販購利組合	〃錦木村	米澤源一郎	昭和十一年十一月十二日	三六三	一一、五六〇	四、〇六九	六九九
鹿角農村工業販購利組合聯合會	〃花輪町	渡部繁雄	昭和十二年二月廿四日	一二	八、八〇〇	—	一、五二七
鹿角醫療購利組合	〃花輪町	村山貞治	昭和九年八月卅一日	四、四七四	五三、二三〇	—	一三、五三四
北秋田郡							
大館信販購利組合	北秋田郡大館町	濱松富藏	昭和三年七月廿五日	五二八	一二、四六〇	三六八	一六八
上川沿信販購利組合	〃上川沿村	菅原順吉	明治四十二年十二月廿四日	二六五	一二、五四〇	二、〇五八	一三七
矢立村信販購利組合	〃矢立村	阿部軍次郎	昭和十年三月六日	二二四	二、二六〇	九〇	三三〇
十二所町信販購利組合	〃十二所町	千葉多太郎	大正三年八月十三日	二九二	四、二五〇	二、一一七	三〇七
榮信購販利組合	〃榮村	田村幸之助	明治四十二年十月廿四日	—	—	—	—
坊澤信販購利組合	〃坊澤村	佐藤義信	大正三年九月八日	—	—	—	—
下川沿信販購利組合	〃下川沿村	鎌田彌吉	大正三年十一月十日	—	—	—	—
東館信販購利組合	〃東館村	佐藤孝	大正三年八月廿四日	四四四	一二、二〇〇	四〇六	一四四
西館信販購利組合	〃西館村	渡部久藏	大正三年八月廿四日	三五五	五、四七〇	—	二六七
二井田信販購利組合	〃二井田村	小畑一三	大正三年八月十九日	一八九	二、五四〇	六、三三七	九六二

眞中信販購利組合	北秋田郡眞中村	虻川新明	大正三年七月十三日	二三五	四、〇八〇	八五一	二二八
大葛信購販利組合	〃大葛村	荒谷寅一	大正十二年十二月十二日	二一八	三、四七〇	五九三	一、二一二
鷹巣信販購利組合	〃鷹巣町	成田喜八	大正三年三月十九日	二八三	一五、二一〇	—	一三一
七日市村信販購利組合	〃七日市村	指川長太郎	昭和六年三月七日	二九五	六、六四〇	—	七二五
七座信購販利組合	〃七座村	中ノ村直治	大正三年十月五日	二三八	三、三四〇	—	二九九
澤口信販購利組合	〃澤口村	畠山忠光	明治四十二年八月十四日	一八三	八、四二五	二、一七〇	一六三
綴子村信販購利組合	〃綴子村	出川藤市	明治四十一年七月七日	三〇〇	八、一二〇	—	一、一一七
米内澤信購販利組合	〃米内澤町	金爲助	昭和六年一月十一日	五五三	二四、二〇〇	三、九一三	二、三八八
本城信購販利組合	〃米内澤町本城	金久助	大正三年七月四日	二一一	一八、七四〇	二、〇〇〇	一、七六一
上小阿仁信購販利組合	〃上小阿仁村	田中元久	大正三年二月十四日	七三三	二〇、四二〇	五、二八〇	一、六〇六
下小阿仁信販購利組合	〃下小阿仁村	松橋德太郎	昭和六年二月三日	三四二	一一、八二〇	五〇〇	五五八
芹根信購組合	〃下小阿仁村根田	土濃塚理吉	大正三年十月十六日	八〇	二、七〇〇	—	五四九
下大野信販購利組合	〃下大野村	藤嶋時太郎	大正三年五月十四日	二七七	七、五九〇	七七九	三一八
落合信販購利組合	〃落合村	庄司易五郎	昭和十年五月十日	二九七	八、〇〇〇	—	三六
大阿仁信購販利組合	〃大阿仁村	佐藤時治	昭和八年十二月一日	四〇一	五、三五〇	一六六	三九五
阿仁合信販購利組合	〃阿仁合町	宮越傳治	明治四十五年五月廿九日	三八二	二〇、四六〇	六、九一四	二、一二七
前田信販購利組合	〃前田村	庄司兵衞	明治四十二年一月廿八日	五一〇	七、〇〇〇	一〇〇	九五四
大館耕作會販購利組合	〃大館町	田堰武四郎	昭和十年二月六日	二九〇	二、九〇〇	—	一六
羽立自家用電氣利用組合	〃山瀬村	關富士雄	昭和五年十二月九日	七七	八、〇〇〇	—	五三
大館消費購買組合	〃大館町	清水貞祥	昭和五年三月廿六日	四一〇	六、三一〇	—	六、九九五

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

第六章　山形縣産業組合要覽

一、沿　革

本縣に於ては已に明治十年東置賜郡漆山村に多勢組といふ製絲販賣組合設立され、明治三十一年には組合員十名にて貯蓄金九千圓を有せり。同十九年四月には同村に金盛社（組合員八名）同六月には西賜置郡荒砥村に塚原組（組合員二十二名、資本金五千九百圓、製絲一個を一株とし株金百錢づゝを株數に應じ積立つるものとす）同二十年には同郡長井村に長井組（組合員二十七名）同二十一年七月には東田川郡本郷村大字下石に宮川社（組合員十五名）設立され相當の經營をなせり。

明治二十六年六月には北村山郡楯岡町に楯岡町製絲揚返所（組合員二十五名）、同月山形市香澄町に香澄町共同製絲揚返所（組合員二十八名）、同翌月西村山郡川土居村大字吉川に北郷製絲共同揚返所（組合員百四十八名）の三組合（利用組合）設立されたるを見る。

信用組合としては明治二十六年一月、東置賜郡小松村大字中小松に小松第一信用組合（組合員百八十四名）、同四月には同郡糠野目村大字糠野目に糠野目信用組合（組合員二百十八名）、同六月には東置賜郡小松町大字上に小松第二信用組合（組合員二百六名）設立され、いづれも持分一口金十圓とし毎月十錢づゝ出金し、低利資金の貸付をなせり。

ついで明治二十七年三月には米澤信用組合（組合員五百四十四名）同七月には北村山郡楯岡町大字楯岡に楯岡信用組合（組合員二百八十名、資金一萬七千圓）、越えて明治二十九年二月には同郡小田島村大字蟹澤に日本農村民金小田島支會附屬興業貯金講（組合員六十名、積立金二十五圓）、設立され殆ど同樣の信用事業をなせり。

明治三十三年三月産業組合法發布さるゝや、翌三十四年二月十八日西置賜郡置桑村大字内山に無限責任起業信用組合設立され、本縣下に於ける新法による産業組合の嚆矢をなせり。翌三十五年には二信用組合、三十六年には二信用組合と一生産組合設立され、本縣の産業組合運動の發足をなせり。

かくて明治四十年七月、馬淵鋭太郎氏を會長に大日本産業組合中央會山形支會設立され、産業組合の指導普及に貢獻せり。

一、一般狀況

組合總數　二四　貯金　三一、一九〇、二三七円
調査組合數　二三　貸出金　三、二五一、二九九
組合員數　久、三六六人　販賣高　三、二六五、〇七四
内法人數　七三　購買高　九、六二八、二四〇
出資總額　四、九三二、六五〇円　利用料　三三、五九三
拂込濟出資金　三、三六六、九四四　預ケ金　八、九〇〇、三六一
準備金及諸積立金　一、七四一、八七　有價證券　一、三五一、七六六
借入金　三、八一七、三五九　現金　六三五、四七七
（昭和十四年十二月末現在）

一、産業組合聯合會概況（同前）

所屬組合數　二三三
出資金總額　三六二、二〇〇円
拂込濟出資金　二六二、〇二五
準備金並諸積立金　一、七三〇
借入金　二、四四七、四六〇
貸付金　四、二七九、九六一
貯金　三、〇八三、一〇〇

保證責任山形縣信用組合聯合會

販賣價額　六、八五七、七九一
購買價額　四、〇七五、一〇五
預金　四、一四三、九七六
有價證券　二九、七〇二
現金　三七、五〇〇
剩餘金（缺損）　六、八一一
　　二四、〇一七

保證責任山形縣購買販賣利用組合聯合會

二二〇
一六八、〇〇〇円
八〇、九九九
一四八、九一六
二九九、七五〇

山形縣之部

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剩餘金
山形市							
千歳信購組合	山形市旅籠町	栗和田信一郎	大正十一年六月廿四日	四六一	五、一〇〇	三、六一三	七六〇
山形販購利組合	〃 香澄町	山岸德治郎	昭和七年一月六日	三三一	二七、九九〇	八八五	九、四五七
南村山郡							
上山信販購利組合	南村山郡 上ノ山町	鈴木岩吉	昭和十三年九月三日	八七	二、八〇〇	—	三一
南西鄉信販購利組合	〃 西鄉村	秋場政吉	昭和十三年九月十二日	三二八	六、八四〇	—	一二六
本庄村信販購利組合	〃 本庄村	黒田貞太郎	大正十一年十月五日	二九六	一五、二〇〇	—	八、五八〇
東村信販購利組合	〃 東村	木村伊勢治	明治四十二年八月廿八日	二五三	一二、二二〇	七二三	六、六二六
宮生村信販購利組合	〃 宮生村	酒井久三郎	昭和九年十一月廿日	一九六	四、二八〇	—	七九
中川信販購利組合	〃 中川村	加藤定七	昭和八年四月十三日	三七二	九、四四〇	五二	四〇〇
南金井信販購利組合	〃 金井村	渡邊久八郎	昭和九年五月廿三日	三五九	七、五〇〇	一、四三三	九三四
堀田信販購利組合	〃 堀田村	山口彦右衛門	大正十年九月廿七日	七〇一	三三、三八〇	一〇、九四一	一、七四四
瀧山信販購利組合	〃 瀧山村	佐藤元吉	大正七年七月十九日	五〇〇	三三、六八〇	八、八六四	九六〇
東澤信販購利組合	〃 東澤村	横川安藏	昭和十年十二月五日	二三四	五、三八〇	二三七	七五二
南沼原信販購利組合	〃 南沼原村	長澤久太郎	大正十三年二月廿八日	三一一	一六、二〇〇	六、三五一	七七三
飯塚信販購利組合	〃 飯塚村	清水仁右衛門	大正十年十月十九日	九八	一八、七七五	六、一二一	八五二
椹澤信販購利組合	〃 椹澤村	峯田多右衛門	昭和十三年八月廿一日	一三四	三、〇〇〇	—	九

| | | |

| | | |

| | | |

南置賜郡

萬世信販購利組合	南置賜郡萬世村	長澤正	大正十五年四月十六日	一八五	一、九三〇	二	五七
山上村信販購利組合	〃 山上村	齋藤武雄	大正十五年三月十日	二六四	九、四八〇	六、五九九	一、〇〇〇
南原農蠶信販購利組合	〃 南原村	小山松太郎	大正十五年七月十三日	四九七	一四、四九〇	二、八〇二	一、一六三
上長井信販購利組合	〃 上長井村	伊藤貞藏	昭和二年三月十日	一五七	二、七三〇	三四三	二九七
三澤村信販購利組合	〃 三澤村	伊藤四郎右衛門	昭和十二年三月十五日	四二九	一七、〇〇〇	—	三〇
玉庭信販購利組合	〃 玉庭村	小池公平	明治四十一年八月八日	四八七	三七、三八〇	一、三三八	七五
中津川信販購利組合	〃 中津川村	岡千里	昭和十年五月廿五日	二五九	六、一八〇	三	二〇三
廣幡信販購利組合	〃 廣幡村	鈴木吉郎	昭和八年二月一日	二六五	一〇、七六〇	二、三六一	六二七
六郷信販購利組合	〃 六郷村	森谷卯數	大正六年十二月廿二日	一六六	九、三九〇	一、八一五	—
鹽井村信販購利組合	〃 鹽井村	相田宮之助	昭和十一年八月廿一日	一八六	五、九八〇	—	三八六
窪田信販購利組合	〃 窪田村	内藤榮吉	大正十一年三月廿八日	二六八	六、四二〇	—	—

東置賜郡

高畠信販購利組合	東置賜郡高畠町	渡部治兵衛	大正十一年二月十一日	三八五	四二、三四〇	四八八	一七八
二井宿村信販購利組合	〃 二井宿村	長山憲一郎	昭和七年十二月十九日	二一二	四、八六〇	—	一、一三九
屋代信販購利組合	〃 屋代村	長谷川平五郎	大正十一年四月十二日	六四八	三八、七九〇	一八、四三三	四、五〇一
龜岡信販購利組合	〃 龜岡村	山木重藏	大正十五年五月八日	一五二	七、六六〇	五、四六一	四三七
永居信販購利組合	〃 龜岡村	近野佐久馬	大正四年三月廿九日	一六三	七、七八〇	四、〇九五	六九一
和田信販購利組合	〃 和田村	鈴木宮重	明治四十三年四月廿五日	二六〇	八、〇〇〇	八	五、八〇三
上郷信販購利組合	〃 上郷村	堤元	昭和二年十月一日	六五七	六四、八六〇	—	四三、八四二

糠野目信販購利組合	東置賜郡糠野目村	星壽助	大正十五年三月十日	五九二	三五、七四〇	四、一六八	一、八三六
置賜養蠶信販購利組合	〃 沖郷村	小野田豐吉	大正十一年五月十日	一、一二六	一一、七八〇	六〇	一、二一三
沖郷信販購利組合	〃 沖郷村	小野田豐吉	昭和六年六月廿二日	五四四	七三、六〇〇	一、四九一	四三、四一六
赤湯信販購利組合	〃 赤湯町	石岡要藏	明治四十四年四月一日	三九九	五五、三二〇	二四、四四〇	三、九〇七
中川信販購利組合	〃 中川村	坂野久兵衛	大正十二年八月十九日	四一〇	三六、七二〇	—	二二、四〇九
吉野信販購利組合	〃 吉野村	山口次三郎	昭和十三年九月三日	三六九	九、八二〇	—	—
金山信販購利組合	〃 金山村	高橋菊次	明治四十三年一月廿五日	一七七	七、三〇〇	一五、八〇二	一、一〇八
宮内信販購利組合	〃 宮内村	石黒七三郎	大正十五年一月廿五日	三四一	二八、七八〇	六、七九九	二、四五四
漆山信販購利組合	〃 漆山村	高橋仙六	昭和十三年九月廿九日	三五二	一〇、二〇〇	—	—
梨郷信販購利組合	〃 梨郷村	高橋隆之助	明治四十三年八月廿六日	三七三	—	—	—
伊佐澤村信販購利組合	〃 伊佐澤村	中里一郎	昭和七年八月廿六日	二一六	五、〇〇〇	二五三	八〇
大塚信販購利組合	〃 大塚村	高橋辰二	明治四十一年十二月十四日	五二五	七一、四九〇	三〇、三六九	五、八〇四
犬川信販購利組合	〃 犬川村	平賀平八郎	明治四十二年三月十日	三五四	二五、三四〇	二〇、一一三	二、〇二三
小松町信販購利組合	〃 小松町	佐藤友藏	昭和九年八月廿八日	二六五	一二、八二〇	四一〇	一四二
中郡村信販購利組合	〃 中郡村	嵐田貞一	大正十二年十一月廿六日	六〇二	二七、九六〇	五〇七	四、〇四三
吉島信販購利組合	〃 吉島村	島貫虎藏	大正十三年九月十七日	五九四	二八、七一〇	五三	九六八
米澤市							
米澤農蠶信販購利組合	米澤市門東町	古海勘三郎	大正十二年一月廿三日	三五九	三五、〇四〇	六、六七七	二、三一五
米澤織物製造信販購利組合	〃 大町	高橋廣吉	大正十五年七月廿日	三五一	八四、七〇〇	二、〇〇〇	一六、三〇七
山上信販購利組合	〃 山上通町	小山政一	明治四十五年一月十六日	一六五	一〇、三四〇	三、九九四	七〇九

| | | |

豊浦信販購利組合	西田川郡豊浦村	加藤重郎右衛門	昭和七年六月八日	二九七	六、八二〇	一、九九一	九
西田川郡大泉村信販購利組合	〃大泉村	皆川建藏	昭和十一年八月卅日	四六七	二六、三二〇	―	一五〇
大山信購販組合	〃大山町	本間八右衛門	大正十一年十月廿七日	七二三	五五、三二〇	一六、四七四	五、六三二
西郷信販購利組合	〃西郷村	池田甚左衛門	昭和十二年九月卅日	一九四	七、八六〇	一	二九三
神浦信販購利組合	〃袖浦村	高橋藤九郎	大正十二年六月廿九日	三〇三	一一、〇一〇	二五	二〇
東郷信販購利組合	〃東郷村	小林房吉	昭和十三年八月卅一日	三〇〇	七、〇〇〇	―	―

東田川郡

大泉信販購利組合	東田川郡大泉村	佐藤今朝五郎	昭和十年四月廿日	二九一	六、〇〇〇	一、三一八	四七
本郷村信販購利組合	〃本郷村	伊藤高彦	昭和十年八月廿一日	三二四	七、〇〇〇	四四三	一八七
山添信販購利組合	〃山添村	伊藤仁左衛門	昭和四年六月廿四日	五〇一	二二、五三〇	一、一二〇	三一四
黃金信販購利組合	〃黃金村	五十嵐佐治兵衛	昭和四年九月十九日	三六六	一四、九六〇	三、六五八	一、三六〇
齋村信販購利組合	〃齊村	渡部五右衛門	大正十三年九月十二日	三五五	一一、六二〇	一四、〇七七	一、〇六五
東村信販購利組合	〃東村	小野寺佐助	昭和十年一月十九日	三〇〇	六、九六〇	一九七	四三〇
黒川信販購利組合	〃黒川村	上野丹宮	大正十三年十二月十一日	二八五	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇〇
廣瀬信販購利組合	〃廣瀬村	齋藤山右衛門	大正三年十一月廿八日	四九五	一五、〇七〇	八、三三三	一、〇二六
泉信販購利組合	〃泉村	佐藤新治郎	大正十四年十一月十三日	五五六	一四、七二〇	三、七四八	九九三
渡前信販購利組合	〃渡前村	山口孫九郎	昭和七年四月廿二日	三六四	一一、七八〇	五八九	五二七
横山信販購利組合	〃横山村	大井久兵衛	明治四十四年八月九日	四二一	二一、九二〇	一七、二八九	一、〇一四
押切信販購利組合	〃押切村	菅原榮治郎	昭和五年一月卅日	二三五	一二、三〇〇	六二一	二二九
長沼信販購利組合	〃長沼村	竹内伊右衛門	昭和十二年四月五日	二九一	二三、七二〇	一、九四九	一、七三五

八榮島信販購利組合	東田川郡八榮島村	成田信吉	昭和七年九月廿日	一一六	三、六〇〇	―	四六
藤島信販購利組合	〃藤島町	安田長雄	明治四十四年二月十四日	五四七	四五、六二〇	三三、四九八	二、一一三
東榮信販購利組合	〃東榮村	加藤俊吉	大正十一年十月廿一日	四五八	一六、四六〇	五、六八七	三三〇
手向信販購利組合	〃手向村	山口喜兵衛	昭和四年十二月四日	一六二	一〇、一八〇	三二三	八七
立谷澤信販購利組合	〃立谷澤村	長南辨治	大正八年二月四日	―	―	―	―
清川信購組合	〃清川村	加藤兵四郎	大正十二年三月卅一日	一二七	五、六〇〇	三、一〇〇	三二六
三ケ澤信販購利組合	〃狩川町	本間久助	明治四十二年六月四日	八二	一〇、四〇〇	一〇、九二六	八五六
狩川信販購利組合	〃狩川町	長南久治郎	昭和七年十一月廿一日	五一五	二三、四〇〇	一、九六〇	一、六二〇
大和信販購利組合	〃大和村	富樫義雄	昭和六年十一月十一日	五五一	六三、四五〇	八、八九八	三、六六八
十六合信販購利組合	〃十六合村	日下部作右衛門	大正十二年二月十四日	四六八	二五、七六〇	一八、三九四	二、五五九
八榮里信販、購利組合	〃八榮里村	高山兵右衛門	大正八年九月八日	二一三	二一、六九〇	九、〇〇二	一七二
常萬信販購利組合	〃常万村	日野宜弘	昭和十一年十月十三日	三二六	一〇、〇六〇	三五	二〇六
余目信販購利組合	〃余目町	阿部善兵衛	昭和十年五月廿五日	五四〇	一二、八二〇	三二七	七五二
新堀信販購利組合	〃新堀村	加藤康吉	昭和三年三月二日	五〇九	六六、一二〇	三三、七八四	二、六〇五
廣野信販購利組合	〃廣野村	佐藤茜一郎	大正十五年十一月十五日	三六七	一八、一六〇	九、七八二	一、一五六

飽海郡

松嶺信用組合	飽海郡松嶺町	土方民部	明治卅九年二月廿日	一、六七三	四六、三〇〇	七七、七四八	八、六八〇
上郷村信販購利組合	〃上郷村	佐々木藤之助	昭和十一年十月十三日	三一〇	七、二四〇	一、三〇〇	一、六五二
内郷信販購利組合	〃内郷村	佐藤多三郎	昭和十一年十一月十五日	二八九	六、五八〇	―	二八四
田澤信販購利組合	〃田澤村	阿部忠太郎	昭和十年六月四日	四七四	一〇、九〇〇	四八八	一、五八八

北俣信販購利組合	施海郡北俣村	前出玄吾	昭和十年九月十一日	二〇五	六、四〇〇	五二一	九六〇		
南平田信販購利組合	〃南平田村	小松原與五郎	昭和十一年七月廿三日	四五七	一五、五八〇	—	一、三五四		
東平田信販購利組合	〃東平田村	庄司善吉	昭和七年八月廿七日	三三四	一二、九四〇	一一六	五一一		
北平田村信販購利組合	〃北平田村	澁谷喜夫	昭和二年一月十日	四四〇	三六、〇三〇	一八、八〇六	二、三三七		
中平田村信販購利組合	〃中平田村	庄司修理之助	大正六年十二月廿七日	四九五	七、五二〇	四六、三七一	七、二一七		
西平田村信販購利組合	〃西平田村	池田源助	昭和三年六月十四日	二〇八	一〇、二八〇	一、六七四	三五〇		
上田村信販購利組合	〃上田村	北村石五郎	昭和八年七月廿八日	三〇四	一六、六五〇	一、五〇〇	二一七		
本楯村信販購利組合	〃本楯村	後藤鐵太郎	昭和十一年二月廿一日	三七七	九、四二〇	八五	五七八		
一條村信販購利組合	〃一條村	大瀧勘太郎	昭和六年四月十七日	二五三	六、〇〇〇	三、〇一〇	一、〇四八		
觀音寺村信販購利組合	〃觀音寺村	後藤松右衞門	昭和四年三月廿五日	三五二	一五、一二〇	五、五七五	一、四六七		
大澤信販購利組合	〃大澤村	高橋仁	大正十二年九月十九日	二四一	五、五四〇	—	二一〇		
西荒瀨村信販購利組合	〃西荒瀨村	佐藤甚太郎	昭和十年八月廿日	三四五	六、九〇〇	四四	二〇		
南遊佐信販購利組合	〃南遊佐村	齋藤良	昭和十一年四月廿日	二九五	一三、八六〇	三八八	五五一		
稻川信販購利組合	〃稻川村	石垣清三	大正八年十二月十一日	三〇九	一二、六六〇	二、二七三	五二一		
西遊佐村信販購利組合	〃西遊佐村	安藤安治郎	昭和十一年一月十一日	一五五	三、五四〇	九四	二〇		
遊佐信販購利組合	〃遊佐村	土門民治郎	明治四十一年五月廿九日	四二六	八、六四〇	二一、二四八	一、八五六		
蕨岡村信販購利組合	〃藤岡村	佐藤政之助	昭和九年三月廿一日	四五六	一七、二八〇	三、七一九	四六一		
高瀨信販購利組合	〃高瀨村	金子五郎右衞門	大正十年十二月廿日	三七一	一二、三〇〇	四、六五八	一、六四六		
吹浦村信販購利組合	〃吹浦村	梅木甲子治郎	昭和十年七月九日	一三四	三、三六〇	五九	六〇		
日向村信販購利組合	〃日向村	土井孫太郎	昭和十三年八月廿四日	二四〇	五、三六〇	—	—		

第七章　福島縣產業組合要覽

一、沿　革

本縣の產業組合の濫觴は明治十八年舊正月に南會津郡田島村大字丹藤字松下に松下居住民八名によつて設立された松下一厘社といふ信用組合にして、組合員團體貯金をなし金五十圓に到るを期し相互補助資金とし、利用するを目的とす。創業年度より二十七年舊十二月までにて滿十ケ年卽第一期滿期につき貯金の利子三百九十八圓九十錢八厘を舊正月各員に配布したり。第二期は二十八年正月より繼續せり。此外明治二十四年より三十一年までに信用事業をなす組合九、販賣組合は明治二十年七月八日に南會津郡に南光社なる製絲共同販賣組合が設立されたり。

明治三十一年十一月二十三日伊達郡小國村信用組合設立、設立者代議士佐藤忠重外三十一名。次いで明治三十三年三月產業組合法發布と同時に同法による組合に改組すべく設立認可申請書を提出したり。これ我國に於て農商務省に到達せる認可申請書中最初のものなりしが、設立認可は翌年一月二十四日となれりと傳へらる。

明治四十二年六月の調査によれば、これより先明治三十三年十月六日若松市大町竪十四に無限責任羽二重原料購買製品販賣組合、同年十二月三日同市馬場上一丁目六に有限責任若松購買組合、翌三十四年一日九日田村郡小泉村字石船一〇に無限責任小泉信用組合が設立されてゐる。

明治四十一年四月五十九組合關係者一同集合、協議會を開催せり。これ本邦に於ける產業組合大會の先驅をなせるものにて、席上福島縣產業組合銀行（信聯に相當）設立の件決議さる。

明治四十一年四月十五日大日本產業組合中央會福島支會設立の協議會開催、同年六月六日正式に設立さる。現福島支會副會長池田長八氏は支會設立當時の役員なり。

今尙產業組合運動のため活躍中なり。

一、一般狀況

組合總數	四三	貯金	三三、七四八、四三四
調査組合數	四一七	貸出金	一六、六三七、三五九
組合員數	一八、二四七人	販賣高	三〇、四〇七、四三四
內法人數	一、二〇三	購買高	一〇、九二二、一四〇
出責總額	九、六四四、六九四	利用料	三〇九、二三四
拂込濟出資金	七、三六六、六三	預ケ金	一六、五四四、七二六
準備金及諸積立金	三、四三三、三五四	有價證券	三、四一七、六五三
借入金	四、四二三、六九九	現金	一、一七九、三六三

（昭和十四年十二月末現在）

一、產業組合聯合會概況（同前）

保證責任福島縣信用組合聯合會

所屬組合數	四〇四
出資金總額	七〇五、〇〇〇円
拂込濟出資金	五四二、四〇二
準備金並諸積立金	六三、七九四
借入金	—
貸付金	二、〇七九、〇〇二
貯金	七、二二〇、六七五
販賣價額	—
購買價額	—
賣却價額	—
預金	四、六一〇、六七一
有價證券	九六九、九五七
現金	—
剩餘金	三三、〇三四

保證責任福島縣販賣購買利用組合聯合會

	三二五円
	二四七、五〇〇
	一六二、四三一
	八八、三二一
	一〇四、九九八
	—
	四、三〇九、五八六
	四、九六六、四四四
	五、〇三九、三七三
	四、〇五八
	五〇、〇〇〇
	一、三〇五
	四〇、七二九

福島縣之部

信夫郡

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
庭塚信販購利組合	信夫郡庭塚村	遠藤利三郎	明治四十一年三月十一日	二七三	一三、七七〇	三二、四七八	二、〇九五
笹谷信販購利組合	笹谷村	武田徳太郎	明治四十三年九月八日	一三四	四、〇八〇	一、八五三	一四一
飯坂湯野信販購利組合	飯坂町	佐藤直右衛門	大正二年四月廿五日	六八〇	一〇一、五五〇	四四、二〇七	六、五〇一
大森信販購利組合	大森町	遠藤榮助	大正十三年六月廿七日	三七五	二七、五〇〇	四、九七三	—
杉妻信販購利組合	杉妻村	鈴木周次郎	昭和三年十二月廿六日	二九六	一一、三七〇	—	—
笹木野原梨園共同販賣組合	野田村	阿部紀右衛門	昭和二年八月二日	九五	五、一〇〇	一、四五五	三六一
金谷川信販購利組合	金谷川村	長南長六	昭和八年二月廿一日	一七八	九、〇二五	四二三	二、三三五
野田村信販購利組合	野田村	佐藤保吉	昭和四年五月廿五日	五九四	三三、二四〇	一、三六四	一、八三八
中野木炭販購組合	中野村	木村作右衛門	昭和八年十月廿一日	八一	一一、九六〇	—	六三〇
鳥川信販購利組合	鳥川村	二階堂權兵衛	昭和九年一月廿六日	二九六	一六、三五〇	二、一三三	一、三四四
荒井信販購利組合	荒井村	阿部金治	昭和九年七月廿二日	二八五	一三、四一〇	一、八三二	—
水保信販購利組合	水保村	二階堂權兵衛	昭和十年二月四日	二一三	八、三一〇	五六	九六〇
岡山信販購利組合	岡山村	齋藤嘉左衛門	昭和十年六月十八日	四四三	一四、一八〇	五九九	一、四九〇
平田信販購利組合	平田村	鈴木與吉	昭和十年七月廿六日	一九五	五、八八〇	二四	五七八
渡利信販購利組合	渡利村	齋藤米次郎	昭和十年八月十七日	二三八	五、四二〇	二〇四	三〇六
佐倉信販購利組合	佐倉村	佐久間定郎	昭和十年十月十四日	二八八	九、九六〇	—	八七

伊達郡

組合名	所在地	組合長	設立年月日	組合員數	出資金	積立金	剰餘金
小國信販購利組合	伊達郡小國村	菅野喜六	明治三十四年二月十三日	八七	九、七〇〇	二、六七二	四六三
掛田信販購利組合	掛田町	福本濱治	明治卅四年六月十四日	二五三	一九、七四〇	四七七	六一
上保原信販購利組合	上保原町	松田甲次郎	明治四十二年七月卅一日	二四九	五、一八〇	一二、四〇六	一、二三七
保原信利組合	保原町	織田大藏	明治四十三年十二月十三日	—	—	—	—
梁川信販購利組合	梁川町	中村元治	明治四十二年十二月廿八日	二六九	二七、四九〇	二八、七五一	二、七七三
東湯野信販購利組合	東湯野村	朽木孝造	明治四十四年三月十五日	一三八	一〇、三四〇	一六、一八一	九二六
小手信販購利組合	小手村		大正元年十二月九日	一二八	四、四〇〇	二、一二九	四六七
松川信販購利組合	信夫郡松川町	阿部巳之吉	昭和十一年三月六日	一五〇	六、六八〇	—	二六二
清水信販購利組合	清水村		昭和十二年八月一日	三二二	七、五四〇	一六	一六
餘目信販購利組合	餘目村	片平長右衛門	昭和十年十月廿二日	四二〇	一二、八二〇	六、三八六	三、二一〇
吉井田信販購利組合	吉井田村	安藤榮治	昭和十年十二月廿二日	三〇三	九、五〇〇	一、一八二	二〇七
庭坂信販購利組合	庭坂村	芳賀憲輔	昭和十一年一月十六日	二〇四	六、〇二〇	—	一八
大笹生信販購利組合	大笹生村	佐藤重太郎	昭和十年十四日	三二四	一〇、八〇〇	—	一九九
土湯信販購利組合	土湯村	渡邊久吉	昭和十三年八月廿一日	五五	四、八四〇	—	九
水原信販購利組合	水原村	服部善壽	昭和十三年八月廿一日	二四九	七、六八〇	二	一一
鎌田信販購利組合	鎌田村	梅宮勇八	昭和十三年八月廿一日	二四九	七、七二〇	—	—
瀨上信販購利組合	瀨上町	內池平藏	昭和十三年八月廿一日	一〇九	二、四二〇	—	—
中野信販購利組合	中野村	紺野倉治	昭和十三年八月廿一日	一八七	六、〇〇〇	—	—
平野信販購利組合	平野村	紺野繁右衛門	昭和十三年九月十七日	三三七	七、四八〇	—	—

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

加納信販購利組合	耶麻郡加納村	上野一	大正八年五月廿七日	二三四	一二、六二〇	四、七六八	一、三四〇
關柴信販購利組合	〃 關柴村	東條源兵衛	大正十年六月卅日	三八三	一五、九二〇	三、二八八	二、四三六
豐川信購販利組合	〃 豐川村	矢部久平	大正十一年五月十九日	二一〇	一六、五六〇	―	三八四
山郷信販購利組合	〃 山郷村	相良清一	大正十一年八月廿九日	―	―	―	―
吾妻信販購利組合	〃 吾妻村	山田兵一	大正十二年五月十七日	三四一	八、五四〇	―	―
新郷信販購利組合	〃 新郷村	薄啓次	大正十三年二月一日	二〇一	七、二八〇	一、九〇六	二三四
松山信販購利組合	〃 松山村	小澤平八	大正十三年五月十八日	二五七	一四、九六〇	五、三六三	一、四四三
姥堂信販購利組合	〃 姥堂村	大津八三	大正十三年十二月二日	一七五	九、八四〇	―	一一〇
翁島信販購利組合	〃 翁島村	土屋清美	大正十四年五月廿二日	二〇〇	六、八一〇	五、七六七	六三九
上三宮信販購利組合	〃 上三宮村	岩橋岩三郎	大正十五年五月廿二日	三三五	三三、五一〇	一四、九〇六	五、一七〇
鹽川信販購利組合	〃 鹽川町	齋藤忠平	昭和三年三月廿七日	三〇〇	三一、八九〇	六、四二四	二、六三〇
堂島信販購利組合	〃 月輪村	佐々木和平	昭和五年一月廿五日	三六七	一二、八六〇	一五、七二二	一五、七二二
千里信販購利組合	〃 千里村	秋山義次	昭和五年十二月十五日	二五二	一四、四二五	三、五一二	四、一五九
駒形信販購利組合	〃 駒形村	芳賀平吉	昭和八年九月廿五日	三二三	一三、七八〇	四、三五一	二、〇七七
熊倉信販購利組合	〃 熊倉村	赤城和吉	昭和九年六月五日	三二七	九、五四〇	五一一	五〇三
北山信販購利組合	〃 北山村	樟山源藏	昭和九年九月十二日	一四八	五、三四〇	六三	二四六
檜原信販購利組合	〃 檜原村	目黒平內	昭和十年十一月十七日	一四三	五、六六〇	三、〇二四	二、五九五
月輪信販購利組合	〃 月輪村	佐々木和平	昭和十一年二月十三日	三六七	一二、八六〇	一、五七二	一、五七二
磐梯信販購利組合	〃 磐梯村	古川武	昭和十一年十二月十一日	四五一	一〇、六六〇	―	八一
大鹽信販購利組合	〃 大鹽村	缺員	昭和十三年八月廿一日	一一四	一、四〇〇	―	―

相川村外二ヶ村信販購利組合	耶麻郡相川村	唐橋重政	昭和十三年九月十五日	一五八	二、〇三〇	―	一〇七
猪苗代信販購利組合	〃 猪苗代町	鹽谷七重郎	昭和十三年九月卅一日	四九九	一五、四六〇	―	二八
一ノ木信販購利組合	〃 一ノ木村	田中新八	昭和十三年九月卅一日	一二九	一、五七〇	―	七二
河沼郡							
勝常信購販利組合	河沼郡勝常村	中島徹	明治卅九年四月二日	一、二八七	三八、六一〇	三、〇五一	六、四五九
堂島信購販利組合	〃 堂島村	福原勝馬	大正五年一月廿日	三四六	一二、九〇〇	五、七九六	―
笈川信販購利組合	〃 笈川村	菅沼左行	大正八年十二月一日	四七九	九、五八〇	一〇、二六七	二〇八
廣瀬信販購利組合	〃 廣瀬村	小池繁雄	大正八年五月廿八日	二、九一九	五八、三八〇	五六、五三五	八、五〇九
心清水信購販利組合	〃 八幡村	長谷川富士太郎	大正十一年一月廿日	一九一	二五、七四〇	二九、三二五	四、九三二
野澤信販購利組合	〃 野澤町	小島兵吉	大正十二年九月五日	一、二五五	三一、三七五	一九、一一一	三、九一二
日橋村信販購利組合	〃 日橋村	齋藤千代喜	大正十五年一月七日	九八七	二九、六一〇	五、七二二	七〇六
坂下信販購利組合	〃 坂下町	高久學之助	昭和二年二月三日	七、三八七	三六九、三五〇	九四、六一六	三二、四九〇
群岡村外二ヶ村信販購利組合	〃 群岡村	江川寅之助	昭和三年六月廿七日	五九六	一一、九二〇	四、〇三五	六六五
柳津信販購利組合	〃 柳津村	目黒友次	大正六年二月廿四日	六三六	三六、八二〇	一一、二五七	三、四一九
金上信販購利組合	〃 金上村	皆方岩美	昭和七年六月廿九日	八四三	二五、二九〇	一、八一五	八八五
若宮信販購利組合	〃 若宮村	山田三郎	昭和九年十月卅一日	八一五	一六、三〇〇	一、七七三	八一二
尾野本信販購利組合	〃 尾野本村	鈴木嶺造	昭和十年二月廿八日	五五一	一一、〇二〇	―	八三四
高寺村片門村東松村信販購利組合	〃 高寺村	佐藤勝美	昭和十一年二月十九日	―	―	―	―
川西信販購利組合	〃 川西村	佐藤代四郎	昭和十一年三月卅一日	五〇〇	一〇、〇〇〇	―	二一八
新郷信販購利組合	〃 新郷村	齋藤武八	昭和十三年八月卅一日	―	―	―	―

| | | |

| | | |

專賣局小野新町出張所管內煙草耕作購買組合	田村郡 小野新町	宗像利吉	大正十五年二月六日	二、三九七	三六、九二〇	四二、一五二	六、六五四
三春煙草耕作購買組合	〃 三春町	熊田久	昭和二年二月三日	二、八二六	五八、四六〇	四五、一一〇	一四、七六五
船引繭市場販利組合	〃 船引町	助川啓四郎	昭和二年六月一日	三、三六九	三九、六八〇	七、六二二	三、七六四
常葉煙草耕作購買組合	〃 常葉町	佐藤庸治	昭和二年十二月廿一日	二、三三八	五八、四三〇	二六、七九一	八、二二八
三春乾繭販利組合	〃 三春町	石井松三郎	昭和三年四月十二日	四、四二一	一〇〇、八四五	四六、七三五	一三、四七八
中妻信販購利組合	〃 中妻村	村上銀作	昭和五年一月廿二日	—	—	—	—
高野村信販購利組合	〃 高野村	岩崎政雄	昭和七年九月十九日	—	—	—	—
山根信販購利組合	〃 山根村	佐藤庸治	昭和八年一月十七日	—	—	—	—
常葉信購販利組合	〃 常葉町	木田平治	昭和八年七月五日	三〇四	八、八八〇	—	七一
移信販購利組合	〃 移村	石井儀助	昭和九年八月廿四日	三二一	六、七八〇	—	一一二
七郷信販購利組合	〃 七郷村	佐藤圓治	昭和十年四月廿五日	四七八	一一、二〇〇	七二	二五四
文珠信販購利組合	〃 文珠村	佐藤午吉	昭和十年十月廿五日	二三〇	一一、四三〇	三〇	五一
御館信販購利組合	〃 御館村	今泉民藏	昭和十一年六月五日	四二三	八、五八〇	—	一一九
巖江信販購利組合	〃 巖江村	新田義雄	昭和十年十一月十二日	—	—	—	—
夏井信販購利組合	〃 夏井村	宗像長良	昭和十一年六月十三日	—	—	—	—
中郷信販購利組合	〃 中郷村	木幡文多郎	昭和十一年九月十四日	三八五	九、四〇〇	七	四一六
御木澤信販購利組合	〃 御木澤村	七草木吉太	昭和十一年十月一日	一九四	三、九〇〇	—	三〇三
美山信販購利組合	〃 美山村	小石澤善之助	昭和十二年二月廿三日	—	—	—	—
逢隈信販購利組合	〃 逢隈村	會田治兵衛	昭和十二年一月廿九日	一八九	四、六六〇	—	八七
要田信販購利組合	〃 要田村	佐藤善右	昭和十二年十二月十九日	—	—	—	—

瀨川信販購組合	田村郡 瀨川村	佐々木丈助	昭和十三年四月七日	—	—	—	—
芹澤信販購利組合	〃 芹澤村	渡邊增惠	昭和十三年八月廿一日	—	—	—	—
守山信販購利組合	〃 守山町	植田興藏	昭和十三年八月廿一日	—	—	—	—
澤石信販購利組合	〃 澤石村	村上房治	昭和十三年八月廿一日	—	—	—	—
高瀨信販購利組合	〃 高瀨村	鈴木源一郎	昭和十三年八月廿一日	—	—	—	—
二瀨信販購利組合	〃 二瀨村	大河內榮	昭和十三年八月廿一日	—	—	—	—
小野新田信販購組合	〃 小野新町	大和田留之助	昭和十三年九月十五日	—	—	—	—
小泉信販購利組合	〃 小泉村	橋本正	昭和十三年九月十五日	—	—	—	—
宮城信販購利組合	〃 宮城村	御代田健三	昭和十三年九月廿一日	—	—	—	—
都路信販購利組合	〃 都路村	渡邊鐵太郎	昭和十四年四月	二九三	五、八六〇	—	—

石城郡

勿來信販購利組合	石城郡 勿來町	小松清三	明治四十三年三月一日	六七六	三八、二四〇	九、七八四	一、八六二
大浦信販購利組合	〃 大浦村	木村清治	大正二年九月廿五日	五〇九	三七、一四〇	二九、六八一	四、四四六
渡邊信販購利組合	〃 渡邊村	永山定秀	大正四年五月廿四日	二六八	一一、二〇〇	五、三七三	八八五
內鄉信販購利組合	〃 內鄉村	沼田濱之助	大正四年九月十六日	三七三	四五、三八〇	一六、一六六	四、六八〇
草野信販購利組合	〃 草野村	芳賀辨之助	大正六年九月七日	三一八	一三、三六〇	三四、五五八	八〇三
江名信販購利組合	〃 江名町	加澤一造	大正八年七月廿八日	五〇五	九八、五〇〇	六一、四二七	二四、七五五
四倉信販購利組合	〃 四倉町	門馬倉次郎	大正九年十二月廿五日	六二三	五一、六二〇	三七、九三九	四、二八九
植田信販購利組合	〃 植田町	鷲清昇	大正十年二月十四日	六四五	三〇、〇二〇	八、〇九八	八九一
泉信販購利組合	〃 泉村	志賀澤之助	大正十年十二月廿六日	三五九	一七、六一〇	一、四八三	四、二五九

| | | |

| | | |

若松市								
會津信用組合	若松市榮町	穴澤義弘	大正十一年九月廿三日	四五一	二四、六〇〇	二、九〇三	一、五三四	
勤業信用組合	〃七日町	岸萬次郎	大正十二年一月十二日	四二四	一、三九、六〇〇	二一、七八一	六、二九一	
會津實業信用組合	〃馬場下三之町	齋藤鐵次	大正十二年二月廿二日	一、〇四四	一八八、〇〇〇	四四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
會津煙草耕作購買組合	〃榮町	芳賀平吉	昭和三年二月廿八日	九〇六	一三、九六〇	六、五二〇	二、一八四	
信用組合若松庶民金庫	〃馬場一之堅六	佐藤佐吉	大正十九年九月十三日	七六七	一六九、〇六〇	一一三、九七三	一六、三四一	
若松販賣利組合	〃榮町	齋藤伍吉	大正十三年八月廿一日	八四	一、二九〇	———	七	
郡山市								
郡山信用組合	郡山市清水臺	太田三郎	大正十三年三月八日	一、四六〇	二〇七、〇〇〇	七五、四〇六	一一、七八五	
郡山信販賣利組合	〃籠山町	津島喜七	昭和十一年八月八日	四九二	一五、〇六〇	———	二三八	
平市								
信用組合平庶民金庫	平市字二丁目	諸橋久太郎	大正十五年三月一日	一、一五二	一三八、〇七五	四九、二七六	一〇、二七七	
平窪信販賣利組合	〃大字下平窪	松本德一	大正十二年一月十六日	三五七	二七、八一〇	一四、七四〇	二、二〇四	
石城販利組合	〃田町	水野虎三郎	大正十四年七月十七日	一、一六四	六九、一二〇	二二、二三五	三、四五九	

第八章　茨城縣産業組合要覽

一、沿　革

本縣に於ては明治三十三年の産業組合法發布以前に於てすでに販賣組合の發達を見たり。明治十九年七月、眞壁郡關本分中に關本梨共算組合なる梨の共同販賣組合設立され、明治三十一年には組合員六十三名、事務所兼倉庫一棟を所有したり。

明治二十五年に至り同じく眞壁郡關本上に上野燒酸組合といふ販賣組合設立され、組合員所有の燒酸を共同販賣せり、次いで同三十年七月には同郡關本下に同樣の櫻塚燒酸組合設立されたるを見る。いづれも事務も倉庫もなく組合長の住宅を利用せり。

信用組合としては明治二十九年十一月、新治郡眞鍋町大字木田余に木田余信用組合といふのが設立され、組合員五名以上協同して各種の肥料を購入せんとするものには資金を貸與し、特に燐酸肥料購入については販賣店と特約して購入者に切符を交附し、切符を以て購入するを得せしめ、尙員外利用をも認め、組合員外にても眞壁町農會員には同樣の便宜を與ふる等、なか〳〵活發に活動し組合の信用は相當に固く、明治三十一年末には組合財産五百八十五圓を有せり。

産業組合法發布されるや、明治三十四年一ヶ年の間に七ケの信用組合及び一ヶの購買組合設立され、產業組合運動の全國的先驅をなせる觀あり。卽ち明治三十四年二月二十三日には行方郡大和村に無限責任大和村信用組合、四月十一日には西茨城郡南川根村大字押邊に無限責任押邊信用組合、同じく四月十六日に行方郡玉川村大子井上に無限責任根古屋信用組合、同じく四月二十五日西茨城郡南川根村大字安居九三に無限責任安居信用組合（今日は四種兼營）同日久慈郡世矢村に無限責任世矢村植產信用組合、同日稻敷郡馴柴村に無、馴柴信用組合、同十月二十三日西茨城郡北那珂村に無限責任北那珂信用組合（今日は四種兼營）設立されたり。尙同筑波郡三島村山王新田に有限責任山王新田購買組合設立されたり。（茨城支會の創立は明治三十九年七月三日支會長高橋緒臨氏）

一、一般狀況

組合總數	四四三	貯金	二、八三五、一七五円
調査組合數	四一四	貸出金	四、二〇三、二九一
組合員數	一四三、一〇九人	販賣高	三、九八三、一三八
內法人數	一、二四九	購買高	九、三五五、二〇九
出資總額	四、六四九、八五〇円	利用料	五六、一九三
拂込濟出資金	三、三四八、七七〇	預ケ金	一〇、三七七、一六
準備金及諸積立金	一、三六五、三三五	有價證券	一、二五五、〇一三
借入金	二、三二、九六七	現金	七三五、一八四

（昭和十四年十二月末現在）

一、產業組合聯合會概況（同前）

	保證責任茨城縣販賣購買利用組合聯合會	保證責任茨城縣信用組合聯合會
所屬組合數	四〇五	二七三
出資金總額	五一〇、六〇〇円	二九一、〇〇〇円
拂込濟出資金	四一七、四〇七	二四一、〇七三
準備金並諸積立金	二九三、七九八	五八、八一六
借入金	三、五九一、二三八	六八二、二六一
貸付金		一、九八九、四六四
貯金		三、五九五、一一九
販賣價額	四、三六九、五八六	
購買價額	四、九六六、四四四	
賣却價額	四、三九六、七六一	
預ケ金	五五四、三四〇	
有價證券	二五、六四一	
現金	二九、五二七	
剩餘金		一八、九六七

| | | |

| | | |

静村信販購利組合	那河郡静村	杉山	繁	十昭和十二年	四八五	一〇、五〇〇		三、五七九		一、八四五	
山方村信販購利組合	〃山方村	木村	素規	十昭和八年	二九三	三、〇四〇		二、〇〇四		三一五	
長倉村信販購利組合	〃長倉村	淀川藤八郎		十昭和八年	七六	八七五		一七四			
神崎村信販購利組合	〃神崎村	武藤治市郎		十昭和八年	四二六	八八〇		五〇〇			
檜澤村信販購利組合	〃檜澤村	相田	政義	十昭和八年	六二	六二〇		一〇		二〇八	
芳野村信販購利組合	〃芳野村	宮本	正木	四昭和九年	二六九	二、八六〇		二、〇〇〇		五八三	
瓜連町信販購利組合	〃瓜連町	木内	武治	四昭和九年	二三八	二、八七〇		二〇			
佐野村信販購利組合	〃佐野村	西野	未吉	四昭和九年	五一三	七、二八〇		六三〇		二一五	
五臺村信販購利組合	〃五臺村	石川佐吉		四昭和九年	二五三	二、五三〇		二七七		七三六	
上野村信販購利組合	〃上野村	小又	吉重	四昭和九年	二〇〇	二、〇〇〇		一九九		八八	
大宮町信販購利組合	〃大宮町	倉田	稔	十昭和十年	一九七	五、三二〇				四一二	
勝田村信販購利組合	〃勝田村	市村	四郎	十昭和十年	一八四	二、〇一〇		四〇		三三六	
鹽田村西組信販購利組合	〃鹽田村	坏	喜重	七昭和九年	一一一	二、〇二〇		五三		一三〇	
新興戸田信販購利組合	〃戸多村	檜山福太郎		三昭和十年	一五一	一、七七〇		一七			
國田村更生信購販利組合	〃國田村	渡邊幸次郎		十昭和十年	一〇六	一、〇六〇				一七六	
久慈郡											
大子町信販購利組合	久慈郡大子町	川口	やい	十大正二年	四一九	二〇、四〇〇		四、二〇〇			
大生瀬信購販組合	〃生瀬	星	健之介	一大正十二年	四八	一、六〇〇		四、三八〇			
河內信販購利組合	〃河內村	檜山	秀三	十昭和二年	三〇〇	一五、五六〇		三、八五八			

宮川信購販利組合	久慈郡宮川村	菊地	静	四大正七年	一六五	九、六六〇	一一、七四二	五三六			
依上村信販購利組合	〃依上村	木澤平藏		十大正十三年	三〇四	一一、二四〇	一				
水府煙草耕作者購組合	〃太田町	菊地信章		六昭和五年	五、一二八	一七〇、二三五	一八、八九七	八、六九九			
佐竹村信販購利組合	〃佐竹村	清水多門		八昭和七年	一三五	三、三六〇	二、三八八	一八四			
世矢村信販購利組合	〃世矢村	村田利治		九昭和八年	三七八	八、三四〇	三、二七六				
譽田村信販購利組合	〃譽田村	平澤辰藏		十昭和十年	一三七	一、七五〇					
染和田村信販購利組合	〃染和田村	菊地信章		十大正十三年	三四七	三、五一〇	八〇	一九三			
天下野村信販購利組合	〃天下野村	木村榮一		十大正八年	二三八	二、四五〇	一八				
郡戶村信販購利組合	〃郡戶村	島根辰次郎		十大正八年	一一七	一、七九〇	三〇				
金鄉村信販購利組合	〃金鄉村	須藤	徹	十大正八年	五〇〇	五、〇〇〇	四八〇	三五〇			
山田村信販購利組合	〃山田村	鈴木龜次郎		十大正八年	三四七	六、四二〇	二、八七四				
佐都村信販購利組合	〃佐都村	西宮嘉平次		十大正八年	一六八	一、六九〇					
幸久村信販購利組合	〃幸久村	大內一郎		十大正八年	三〇八	三、二四〇	一、九六一				
高倉村信販購利組合	〃高倉村	小池	健	十大正八年	一三五	一、三五〇	三	七			
佐原村信販購利組合	〃佐原村	吉成	賢	十大正八年	二四	二八三	一四				
諸富野村信販購利組合	〃諸富野村	堀江三之介		十大正八年	二七八	二、八〇〇	二九〇				
下小川村信販購利組合	〃下小川村	小室	精作	十大正八年	七一	七六〇	五、四六二	一三			
金砂村信販購利組合	〃金砂村	菊池	敏之助	十大正八年	三六五	三、九一〇					
昭和信販購利組合	〃宮川村	菊地	榮次	二大正十年	一〇五	一、〇五〇					
上小川村信販購利組合	〃上小川村	宮田	篤三郎	三大正九年	二〇三	七、一八〇	二五五	一一四			

| | | |

高松信販購利組合	鹿島郡高松村	麻塞伊一	大正二年十一月十八日	一一二	三、七八〇	一	七五				
鉾田管內煙草耕作者購	〃	鉾田町	川野德樹	明治七年四月十日	三〇一	四、三九〇	九九八	二、一二四			
矢田部村信販購利組合	〃	矢田部	高橋郁太郎	昭和八年一月七日	三〇九	五、七〇〇	三七七	二四一			
茨城縣立鹿島農校購組合	茨城縣立鹿島農業學校內			昭和八年一月廿一日	二四八	五六八	三三八	三〇一			
德宿村信販購利組合	〃	德宿村	山口正彥	昭和八年九月廿六日	一三三	一、八七〇	六五	四〇一			
鉾田町信販購利組合	〃	鉾田町	竹內藤一	昭和八年九月廿六日	一三三	一、三三〇		五九			
諏訪村信販購利組合	〃	諏訪村		昭和八年九月廿六日	二五五	三、〇二〇	八六	四六〇			
大同村信販購利組合	〃	大同村	菅谷茂左衛門	昭和八年九月廿六日	五一八	八、八一〇	一、五九九	七二			
白鳥村信販購利組合	〃	白鳥村	戶島啓一郎	昭和八年九月廿六日	三七二	三、七二〇					
夏海村信販購利組合	〃	夏海村	清宮三郎	昭和八年九月廿八日	二七八	三、六九〇	二、一〇五	二五〇			
上島村信販購利組合	〃	上島村	中根忠	昭和六年九月廿六日	三九六	七、九二〇	一、〇〇七				
新宮村信販購利組合	〃	新宮村	川井清	昭和八年九月廿六日	一六一	一、八二〇		三二〇			
沼前村信販購利組合	〃	沼前村	林猛三郎	昭和八年九月廿八日	二八八	三、九五〇	二、四〇〇	二七一			
大谷村信販購利組合	〃	大谷村	留藤彥左衛門	昭和八年九月廿八日	三〇八	三、三四〇	一〇二	二〇七			
息栖村信販購利組合	〃	息栖村	鈴木侑	昭和八年九月廿六日	六〇〇	一三、七二〇	三三、六〇〇	二〇〇			
波崎西部信販購利組合	〃	波崎町	溝口作右衛門	昭和八年九月廿九日	六〇〇	一三、七二〇	三三、六〇〇	二〇〇			
巴村更生信販購利組合	〃	巴村	新堀昌	昭和八年九月廿六日	一七七	一、七七〇	四	四			
高松村更生信販購利組合	〃	高松村	內野德次郎	昭和八年九月廿八日	二七三	五、九五〇	二、八〇七	二八一			
中野村信販購利組合	〃	中野村	小澤廣	昭和八年九月廿六日	三八〇	二〇					
豐鄉村信販購利組合	〃	豐鄉村	大野廣次	昭和十三年三月廿一日	二一五	一、四六〇					

豐津村信販購利組合	鹿島郡豐津村	槽谷專一	昭和十一年三月廿一日	一一六	三、三七〇	四	一				
鹿島町信販購利組合	〃	鹿島町	飯島虎治郎	昭和十一年四月十四日	二〇〇	二、〇〇〇	五〇				
波野村信販購利組合	〃	波野村	宮作與次右衛門	昭和十一年四月十四日	七五	一、八一〇	一四	五〇			
行方郡											
麻生町信販購利組合	行方郡麻生町	高崎三重郎	大正十一年十一月十六日	三六九	二六、五二〇	三五、八六二	六、八〇〇				
信購販利香澄八代金庫組合	〃	吉川仙之助	大正十年十月三日	三九五	二二、六二〇	一三、八三三	二、七五二				
秋津村信販購利組合	〃	秋津村	箕輪亨	昭和八年九月廿八日	三二一	三、二一〇	四八九	四五二			
延方村信販購利組合	〃	延方村	小松崎利三治	昭和八年九月廿九日	一三五	一、三八〇					
立花村信販購利組合	〃	立花村	手賀佐一郎	昭和八年九月廿八日	一三五	一、三八〇					
大和村信販購利組合	〃	大和村	平塚國次	昭和八年九月廿六日	一三七	一、三八〇					
津知村信販購利組合	〃	津知村		昭和八年九月廿八日	一〇五	一、〇五〇	三	九			
津澄村信販購利組合	〃	香澄村	橫田修三	昭和八年九月廿六日	一九六	一、九六〇	一一六				
小高村信販購利組合	〃	小高村	鈴木房之助	昭和八年九月廿六日	八九	一、〇三〇	三三	一八			
潮來信販購利組合	〃	磯山源七	昭和七年九月廿九日	二八五	八、〇四〇	三、三一五	二四五				
大生原信販購利組合	〃	大生原村	箕輪清次郎	昭和八年九月廿九日	一二五	一、二五〇	一三				
要村信販購利組合	〃	要村	武田英雄	昭和八年九月廿八日	二三〇	二、三二〇	五一五	三一八			
行方村信販購利組合	〃	行方村		昭和十年九月廿一日	一五四	三、〇四〇	二五〇				
玉川村信販購利組合	〃	玉川町	關野茂雄	昭和十一年九月廿一日	一三三	一、五〇〇					
手賀村信販購利組合	〃	手賀村	坂本三郎	昭和十一年八月一日	九一	一、一四〇	四	一一三			
武田更生信販購利組合	〃	武田村	齋藤覺三	昭和十一年七月廿四日	三三六	三、二九〇		一四			

| | | |

| | | |

| | | |

小島家小作人信販購利組合	眞壁郡小栗村	小島新一	大正四年十月廿五日	一一五	九、八四〇	一三、〇一四	一、二二一
常總蠶業販購利組合	〃 下妻町	柴長衛	大正十四年一月十四日	六五	一〇、三〇〇	六、九五七	五四九
利販購組合下館農業倉庫	〃 下館町	篠崎市平	大正十四年六月廿五日	八四	二八、四七〇	三〇〇	三、一一二
下館庶民信用組合	〃 下館町	荒川爲吉	大正十四年十一月廿七日	四六二	一九〇、六〇〇	五七、三五四	—
關本信販購利組合	〃 關本町	猪瀬市藏	大正十五年一月廿一日	四六四	九〇、二〇〇	三一、〇七一	一〇、八七三
中村信販購利組合	〃 中村	荒井源左衛門	大正五年四月十二月	三三三	六三、九五〇	二四、五〇六	四、七〇七
竹島信販購利組合	〃 竹島村	小島元市郎	昭和二年五月二日	四三七	六八、二四〇	一六、三七五	五、六一〇
長讃信販購利組合	〃 長讃村	高松市郎	昭和三年五月三日	二五四	二〇、一三〇	一、五一四	八四二
眞壁管内煙草耕作者購利組合	〃 眞壁町	木村龍三郎	昭和三年五月八日	七九九	一八、九七〇	二、九四三	三、三二六
新治村外三ヶ村販利農倉組合	〃 新治村	大島久一郎	昭和七年三月卅一日	一、〇二八	二五、八四〇	四、九〇六	四、一四五
茨城縣立眞壁農學校購組合	茨城縣立眞壁農學校	青柳覺太郎	昭和七年五月十二日	三四五	七二八	三〇四	五〇八
黒子信販購利組合	〃 黒子村	大圓忠四郎	昭和八年十月四日	四九九	一〇、六七〇	二、三三九	九九一
鳥羽信販購利組合	〃 鳥羽村	古橋榮司郎	昭和八年九月廿七日	一七〇	一、七〇〇	一九	五二
河内信販購利組合	〃 河内村	箱守治一	昭和八年九月廿八日	三五五	三、五五〇	—	五三
小栗信販購利組合	〃 小栗村	高島一孝	昭和八年九月三十日	二九一	四、〇四〇	—	七三
雨引信販購利組合	〃 雨引村	鈴木喜一郎	昭和八年九月三十日	三二〇	二、八六〇	一、八一三	—
上野信販購利組合	〃 上野	赤城宗德	昭和十一年七月十一日	二七七	六、一一四	—	一三一
川西村信販購利組合	〃 川・西村	谷中定三郎	昭和十一年七月十一日	四三四	一三、七一〇	—	六七三
上妻村信販購利組合	〃 上妻村	長谷川勝馬	昭和十一年七月十一日	五八五	一三、〇八〇	—	五四六
大寶村信販購利組合	〃 大寶村	入江平一郎	昭和十一年七月廿四日	—	—	—	二九二

下妻町信販購利組合	眞壁郡下妻町	尻尻文治	昭和十一年八月十一日	三二七	一九、一三〇	—	七五一
伊讃信販購利組合	〃 伊讃村	篠原恒三郎	昭和十一年九月三十日	五四五	一一、八七〇	五	七四
養蠶村信販購利組合	〃 養蠶村	篠崎五郎	昭和十一年九月三十日	二九一	五、一八〇	—	—
大村信販購利組合	〃 大村	清水與逸	昭和十一年九月三十日	二五六	三、八四〇	—	一八二
大田村信販購利組合	〃 大田村		昭和十一年十月廿四日	三四九	五、二六〇	—	一一
河間村信販購利組合	〃 河間村		昭和十一年十月廿四日	三八〇	五、二七〇	—	二〇
嘉田生崎信販利組合	〃 嘉田生崎村	堀米金兵衛	昭和十一年十月廿四日	二六四	四、五八〇	—	—
五所村信販購利組合	〃 五所村	杉山富雄	昭和十一年十月廿六日	三七四	一〇、〇八〇	—	三一
村田村信販購利組合	〃 村田村	水柿重三郎	昭和十一年十月十二日	二六五	四、一八〇	—	一八
結城郡							
結城町信用組合	結城郡結城町	渡部卯平	明治三十五年六月九日	五五八	一一九、九六〇	四五、一六〇	五、三八〇
石下町信販購利組合	〃 石下町	橋本善一郎	明治三十八年五月十日	八四〇	六一、二八〇	五、二〇〇	一、三九七
小摘蠶業信販購利組合	〃 結城町	北村辰治郎	明治四十四年七月一日	一三三	一五、一四〇	二、三九三	六三〇
西豊田信販購利組合	〃 西豊田村	中山忠造	明治四十四年七月三日	六七二	五〇、七四〇	二三、四九九	二、七一四
豊田村信販購利組合	〃 豊田村	篠崎平左衛門	明治四十四年九月十八日	一〇三	一六、三六〇	一四、四六三	一八、三二五
下結城信販購利組合	〃 下結城村	野中威之助	大正七年六月廿一日	三二五	一七、〇〇〇	三、五〇〇	二、五八〇
豊加美村信購販利組合	〃 豊加美村	稲葉吉左衛門	大正八年十一月廿六日	三一二	一一、四四〇	六、五〇七	一、五九三
大生村信購販利組合	〃 大生村	木村斧四郎	大正九年七月二十日	一五〇	一二、〇二〇	三、二一六	—
名崎村信販購組合	〃 名崎村	峯市作	大正十三年十一月五日	三二六	一六、二二〇	三、九五七	四六一
購販利結城町農業倉庫組合	〃 結城町	關根隆一郎	大正十四年九月九日	一、一〇五	七五、七二〇	二三、六五二	三、三八一